

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月15日
【事業年度】	第80期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	株式会社 山 善
【英訳名】	YAMAZEN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岸田 貢司
【本店の所在の場所】	大阪市西区立売堀二丁目3番16号
【電話番号】	06 - 6534 - 3003
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 経営管理本部長 山添 正道
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区立売堀二丁目3番16号
【電話番号】	06 - 6534 - 3003
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 経営管理本部長 山添 正道
【縦覧に供する場所】	東京本社 （東京都港区港南二丁目16番2号） 名古屋支社 （名古屋市熱田区白鳥二丁目10番10号） 九州支社 （福岡市博多区東比恵二丁目20番18号） 広島支社 （広島市西区中広町一丁目18番33号） 北関東・東北支社 （さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5） 株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第76期	第77期	第78期	第79期	第80期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	501,872	527,263	506,866	516,126	541,885
経常利益 (百万円)	17,093	17,280	10,435	10,018	13,010
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	12,023	12,527	6,488	7,845	9,330
包括利益 (百万円)	14,102	14,395	12,416	4,695	16,582
純資産額 (百万円)	113,367	123,757	132,617	127,933	140,153
総資産額 (百万円)	282,654	288,888	294,973	292,265	351,990
1株当たり純資産額 (円)	1,268.98	1,383.65	1,480.16	1,481.00	1,612.56
1株当たり当期純利益 (円)	133.74	141.00	73.04	90.63	109.46
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	123.82	129.47	66.92	82.70	99.87
自己資本比率 (%)	39.9	42.6	44.6	43.3	39.3
自己資本利益率 (%)	10.94	10.63	5.10	6.08	7.04
株価収益率 (倍)	7.06	7.21	18.43	14.53	13.13
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	7,054	7,765	11,156	8,361	5,123
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,766	3,297	927	11,106	10,868
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	967	5,177	4,765	10,727	38,587
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	81,153	81,128	88,477	74,841	109,981
従業員数 (人)	3,157	3,215	3,276	3,276	3,309

(注) 1. 平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満のため記載しておりません。

2. 当社は、株式給付信託 (BBT) 及び株式給付信託 (J-ESOP) を導入しており、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する株式を、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

3. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第79期の期首から適用しており、第78期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第79期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第76期	第77期	第78期	第79期	第80期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	444,000	464,013	447,842	453,516	476,031
経常利益 (百万円)	14,476	12,282	7,691	6,652	8,665
当期純利益 (百万円)	10,740	9,431	5,307	6,169	7,036
資本金 (百万円)	7,909	7,909	7,909	7,909	7,909
発行済株式総数 (株)	95,305,435	95,305,435	95,305,435	95,305,435	95,305,435
純資産額 (百万円)	90,721	96,208	99,102	92,303	96,510
総資産額 (百万円)	243,376	245,532	245,122	248,891	300,759
1株当たり純資産額 (円)	1,021.14	1,082.90	1,115.42	1,079.85	1,124.35
1株当たり配当額 (円)	35.0	40.0	50.0	52.0	54.0
(うち1株当たり中間配当額)	(10.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)
1株当たり当期純利益 (円)	119.46	106.16	59.74	71.27	82.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	110.60	97.47	54.73	65.03	75.31
自己資本比率 (%)	37.3	39.2	40.4	37.1	32.1
自己資本利益率 (%)	11.94	10.09	5.43	6.45	7.45
株価収益率 (倍)	7.90	9.58	22.53	18.48	17.41
配当性向 (%)	29.3	37.7	83.7	73.0	65.4
従業員数 (人)	1,712	1,737	1,796	1,842	1,836
株主総利回り (%)	94.0	104.8	141.2	143.4	160.1
(比較指標: 配当込みTOPIX指数)	(102.0)	(107.9)	(152.5)	(150.2)	(202.2)
最高株価 (円)	1,172	1,092	1,394	1,568	1,601
最低株価 (円)	936	882	986	1,250	1,211

(注) 1. 平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満のため記載しておりません。

2. 最高株価及び最低株価は2022年4月4日より東京証券取引所(プライム市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。
3. 当社は、株式給付信託(BBT)及び株式給付信託(J-ESOP)を導入しており、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する株式を、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
4. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第79期の期首から適用しており、第78期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第79期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

- 1947年5月 福井市において工具等の販売を目的とする山善工具製販株式会社を設立。
- 1951年9月 本店を福井市より現大阪本社に移転。
- 1955年3月 産業機具部門を設置。
- 1955年4月 商号を山善機械器具株式会社に変更。
- 1957年7月 工作機械部門を設置。
- 1958年11月 東京支店（現・東京本社）を設置。
- 1960年9月 名古屋営業所（現・名古屋支社）を設置。
- 1961年1月 福岡営業所（現・九州支社）を設置。
- 1962年10月 大阪証券取引所市場第二部に上場。
- 1963年3月 広島営業所（現・広島支社）を設置。
- 1963年9月 東京証券取引所市場第二部に上場。
- 1965年2月 米国に現地法人（現・連結子会社、Yamazen, Inc.）を設立。
- 1965年7月 住宅機器部門を設置。
- 1965年7月 大阪・東京両営業本部制を採用。管理本部並びに海外営業本部を大阪本社に設置。
- 1970年2月 大阪・東京両証券取引所市場第一部（2013年7月 現物市場統合に伴い大阪証券取引所市場第一部は東京証券取引所市場第一部に統合）に上場。
- 1971年11月 株式会社山善に商号変更。
- 1978年7月 家庭機器部門を設置。
- 1989年10月 タイに現地法人（（旧）Yamazen (Thailand) Co.,Ltd.）を設立。（後に、連結子会社となり、2016年4月 新設合併により消滅）
- 1990年4月 北関東支社を設置。（2004年4月 組織再編により廃止）
- 1990年6月 マレーシアに現地法人（現・連結子会社、Yamazen (Malaysia) Sdn.Bhd.）を設立。
- 1990年12月 シンガポールに現地法人（現・連結子会社、Yamazen (Singapore) Pte.Ltd.）を設立。
- 1991年2月 台湾に現地法人（現・連結子会社、Yamazen Co.,Ltd.）を設立。
- 1991年4月 システムエンジニアリング部門を設置。
- 1991年6月 旅行斡旋業の㈱トラベルトピア（現・連結子会社）を買収。
- 1992年10月 イベント企画部門を切り離し、ヤマゼンクリエイティブ（現・連結子会社）を設立。
- 1993年4月 東北支社を設置。（2004年4月 組織再編により廃止）
- 1993年11月 ヤマゼンロジスティクス（現・連結子会社、2025年4月㈱ロジライズに社名変更）を設立。
- 1997年4月 タイに現地法人（Yamazen Thai Engineering Co.,Ltd.）を設立。（後に、連結子会社となり、2016年4月 新設合併により消滅）
- 1999年4月 経営企画本部を設置。
- 1999年7月 韓国に現地法人（現・連結子会社、Yamazen (Korea) Ltd.）を設立。
- 2002年7月 中国に現地法人（現・連結子会社、Yamazen (Shanghai) Trading Co.,Ltd.）を設立。
- 2004年4月 家庭機器営業本部を設置。
- 2004年4月 東京営業本部、北関東支社、東北支社を統合し、東京本社内に東日本営業本部を設置。
- 2004年7月 インドネシアに現地法人（現・連結子会社、PT.Yamazen Indonesia）を設立。
- 2004年8月 米国に現地法人（現・連結子会社、Plustech Inc.）を設立。
- 2005年9月 大垣機工（現・連結子会社）を株式取得により子会社化。
- 2005年12月 中国に現地法人（現・連結子会社、Yamazen (Shenzhen) Trading Co.,Ltd.）を設立。
- 2008年12月 ドイツに現地法人（現・連結子会社、Yamazen Europe GmbH）を設立。
- 2010年2月 ベトナムに現地法人（現・連結子会社、Yamazen Viet Nam Co.,Ltd.）を設立。
- 2010年4月 システムエンジニアリング部門を国際本部に統合。
- 2011年1月 中国に現地法人（現・連結子会社、Souzen Trading (Shenzhen)Co.,Ltd.）を設立。
- 2011年3月 フィリピンに現地法人（現・連結子会社、Yamazen Machinery & Tools Philippines Inc.）を設立。
- 2011年4月 産業システム部門と機械工具部門を統轄する機工事業部を設置。
- 2012年4月 機械事業部、機工事業部、住建事業部、家庭機器事業部及び国際事業本部の5事業部を軸とする事業部制へ移行。
- 2013年9月 メキシコに現地法人（現・連結子会社、Yamazen Mexicana,S.A.DE C.V.）を設立。
- 2016年4月 生産財関連事業における市場の国内外区分を撤廃し、国際事業本部を機械事業部と機工事業部に集約・統合。あわせて国際事業本部よりシステムエンジニアリング部門を分離。
- 2016年4月 タイ国投資委員会の認可取得に伴い、タイに所在する（旧）Yamazen (Thailand) Co.,Ltd.、Yamazen Thai Engineering Co.,Ltd.及びその他2社を被合併会社とする新設合併により、新たに（現）Yamazen (Thailand) Co.,Ltd.を設立し組織再編を実施。

2016年6月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行。
2017年4月	システムエンジニアリング部門を機械事業部と機工事業部に集約・統合。
2017年4月	東邦工業(株)(現・連結子会社)を株式交換により子会社化。
2018年4月	北関東・東北支社を設置。
2019年10月	㈱石原技研(現・連結子会社)を子会社化。
2020年4月	営業本部を設置。
2021年10月	経営企画本部、管理本部及び営業本部の3本部制を廃止し、経営管理本部(経営・コーポレート統括)と営業本部(事業統括)の2本部制へ移行。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行。
2023年4月	機工事業部を産業ソリューション事業部とツール&エンジニアリング事業部に分割。
2025年4月	営業本部(事業統括)、ICT本部(全社IT統括)、経営管理本部(経営・コーポレート統括)の3本部制へ移行。 ICT: Information and Communication Technology
2025年4月	生産財関連事業における市場の国内外区分を再区分し、機械事業部、産業ソリューション事業部、ツール&エンジニアリング事業部における海外事業を分割・統合し、海外事業部を設置。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社26社（2026年3月31日現在）により構成されており、生産財、住設建材及び家庭機器製品を販売しており、取扱製品別に戦略立案及び事業展開を統括する組織を設置しております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付け等は次のとおりであります。

なお、次の3事業は、「第5 経理の状況 1連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

[生産財関連事業]

(1) 国内生産財事業

(機械事業部)

当事業部においては、工作機械（マシニングセンタ、CNC旋盤、CNC研削盤、CNCフライス盤、放電加工機、汎用工作機械、3Dプリンター等）、鍛圧・板金機械（プレス、シャーリング、ベンディングマシン、レーザー加工機）、射出成形機、ダイカスト成形機、CAD/CAM、工作機械周辺機器（産業用ロボット、測定機器、自動化周辺機器、工作補要機器等）等の販売を行っております。

(産業ソリューション事業部)

当事業部においては、マテハン機器、梱包・包装システム、ピッキング・ソーターシステム、自動倉庫、省力・自動化システム、搬送装置、コンベアシステム、助力装置、保管機器、AGV・AMR、ロボットシステム、油・空圧機器、電動アクチュエータ、直動機器、環境改善機器、集塵機、オイルミスト集塵機、洗浄システム、切削洗浄液浄化装置、排水処理設備、焼却炉、ポンプ、送風機、空調システム、冷暖房機器、クリーンルーム関連、コンプレッサ、塗装機器、小型建設機械、鉄骨加工機械、発電機、溶接機器等の販売を行っております。

(ツール&エンジニアリング事業部)

当事業部においては、切削工具、ツーリング、補要工具、工作機械周辺機器、測定・計測機器、研削・砥石・ダイヤモンド工具、作業・配管・電動工具、油・空圧工具、溶接機、切断機、板金加工機械、小型工作機械、プレス関連工具、工具研削盤、建設・荷役関連機器、化学製品、OA・事務機器、家電等の販売を行っております。

[主な関係会社]

大垣機工(株)、東邦工業(株)、(株)石原技研

(2) 海外生産財事業

(海外事業部)

当事業部においては、工作機械、射出成形機、エレクトロニクス・半導体設備、工作機械周辺機器、切削工具、測定機器、要素部品、ロボット・自動化設備、環境機器等の輸出入、海外調達・生産工場の海外移転支援及び三国間取引/工場生産設備並びにシステムのトータルプランニング及び製品部材調達とその販売を行っております。

[主な関係会社]

Yamazen, Inc.、Plustech Inc.、Yamazen Mexicana,S.A.DE C.V.、Yamazen (Singapore) Pte.Ltd.、Yamazen (Malaysia) Sdn.Bhd.、PT.Yamazen Indonesia、Yamazen (Thailand) Co.,Ltd.、Yamazen Machinery & Tools Philippines Inc.、Yamazen Viet Nam Co.,Ltd.、Yamazen Co.,Ltd.、Souzen Trading (Shenzhen) Co.,Ltd.、Yamazen (Shanghai) Trading Co.,Ltd.、Yamazen (Shenzhen) Trading Co.,Ltd.、Yamazen Europe GmbH、Yamazen (Korea) Ltd.

[消費財関連事業]

(3) 住建事業

(住建事業部)

当事業部においては、厨房機器、調理機器、浴室機器、洗面機器、給湯機器、衛生機器、空調・換気関連機器、太陽光発電、蓄電池、床暖房、太陽熱温水器、蓄熱式暖房機、管工機材、内装建材、外装建材、介護機器、インテリア、サッシ、エクステリア、地盤、建築副資材、建設資材、建設機材、構造躯体、機械工具関連、オフィス機器、ホーム機器、IoT機器、BCP関連機器等の販売、関連工事及びサービスを行っております。

(4) 家庭機器事業

(家庭機器事業部)

当事業部においては、家電（扇風機・暖房機器・調理・AV・照明等）、インテリア家具、アウトドア・レジャー用品、キッチン・日用品、エクステリア、ガーデニング・農業、健康機器、衛生・ヘルスケア、工具、車用品・バイク用品、防災用品等の企画、開発及び販売を行っております。

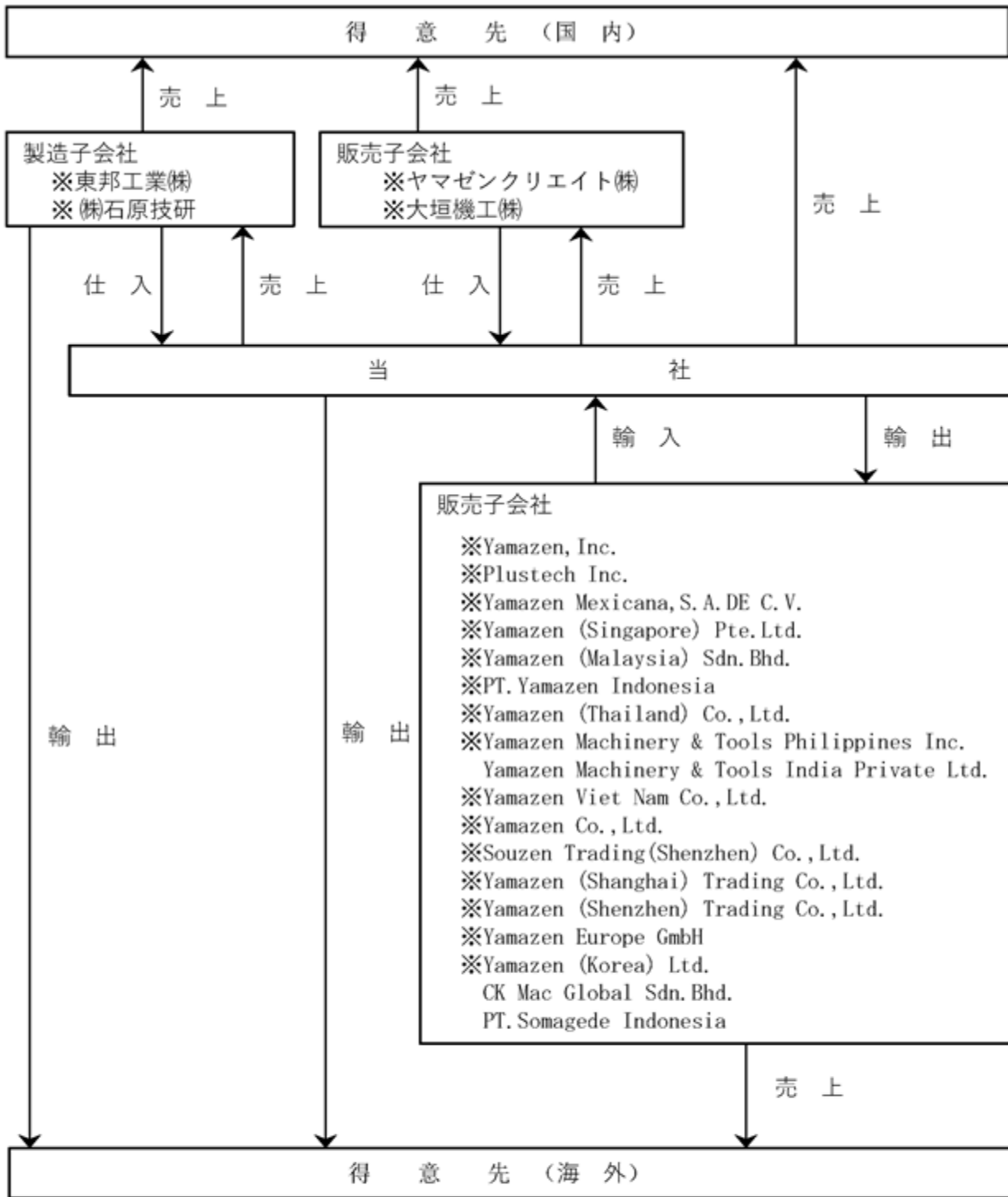
[その他]

イベント企画、旅行斡旋、倉庫・保管等を行っております。

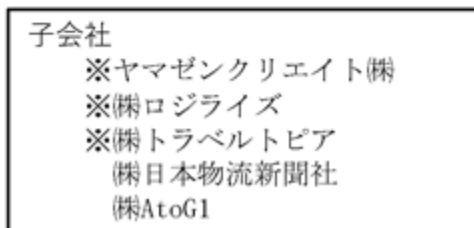
[主な関係会社]

ヤマゼンクリエイティブ(株)、(株)ロジライズ、(株)トラベルトピア

事業の系統図は次のとおりであります。



サービス部門・その他



- (注) 1. 連結子会社
 2. 持分法適用会社はありません。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Yamazen, Inc. (注)2	米国イリノイ州エルクグローブビレッジ	76 百万USD	生産財関連事業	100	当社輸出の工作機械等の販売 役員の兼務等.....無
Plustech Inc.	米国イリノイ州エルクグローブビレッジ	0.8 百万USD	同上	51	当社輸出の工作機械等の販売 役員の兼務等.....無
Yamazen Mexicana,S.A.DE C.V.	メキシコグアナファト州シラオ	10 百万MXN	同上	100	当社輸出の工作機械等の販売 役員の兼務等.....無
Yamazen (Singapore) Pte.Ltd.	シンガポール	5 百万SGD	同上	100	当社輸出の工作機械等の販売 役員の兼務等.....無
Yamazen (Malaysia) Sdn.Bhd.	マレーシアクアラルンプール	1 百万MYR	同上	100	当社輸出の工作機械等の販売 役員の兼務等.....無
PT.Yamazen Indonesia (注)3	インドネシアジャカルタ	4.5 百万USD	同上	100 (0.07)	当社輸出の工作機械等の販売 役員の兼務等.....無
Yamazen (Thailand) Co.,Ltd.	タイバンコク	118 百万THB	同上	100	当社輸出の工作機械等の販売 役員の兼務等.....無
Yamazen Machinery & Tools Philippines Inc.	フィリピンラゲーナ	26 百万PHP	同上	100	当社輸出の工作機械等の販売 役員の兼務等.....無
Yamazen Viet Nam Co.,Ltd.	ベトナムホーチミン	20,000 百万VND	同上	100	当社輸出の工作機械等の販売 役員の兼務等.....無
Yamazen Co.,Ltd.	台湾台北	200 百万TWD	同上	100	当社輸出の工作機械等の販売及び家庭機器事業部等への輸出 役員の兼務等.....無
Souzen Trading (Shenzhen) Co.,Ltd. (注)3	中国シンセン	2.5 百万USD	同上	100 (100)	当社輸出の工作機械等の販売 役員の兼務等.....無
Yamazen (Shanghai) Trading Co.,Ltd.	中国上海	1.5 百万USD	同上	100	当社輸出の工作機械等の販売 役員の兼務等.....無
Yamazen (Shenzhen) Trading Co.,Ltd.	中国シンセン	2 百万USD	同上	100	当社輸出の工作機械等の販売及び家庭機器事業部等への輸出 役員の兼務等.....無
Yamazen Europe GmbH	ドイツシュツットガルト	1 百万EUR	同上	100	当社輸出の工作機械周辺機器等の販売 役員の兼務等.....無
Yamazen (Korea) Ltd.	韓国ソウル	2,000 百万KRW	同上	100	当社輸出の工作機械等の販売 役員の兼務等.....無
大垣機工株式会社	岐阜県大垣市	30 百万円	同上	100	当社が販売する工作機械等の販売 役員の兼務等.....有
東邦工業株式会社	広島県広島市	25 百万円	同上	100	当社が販売する工場生産設備の製造 役員の兼務等.....無
株式会社石原技研	栃木県鹿沼市	40 百万円	同上	100	当社が販売する工場生産設備の製造 役員の兼務等.....無
その他3社					

(注)1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. ()内は内数で間接所有の割合であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針及び経営戦略等

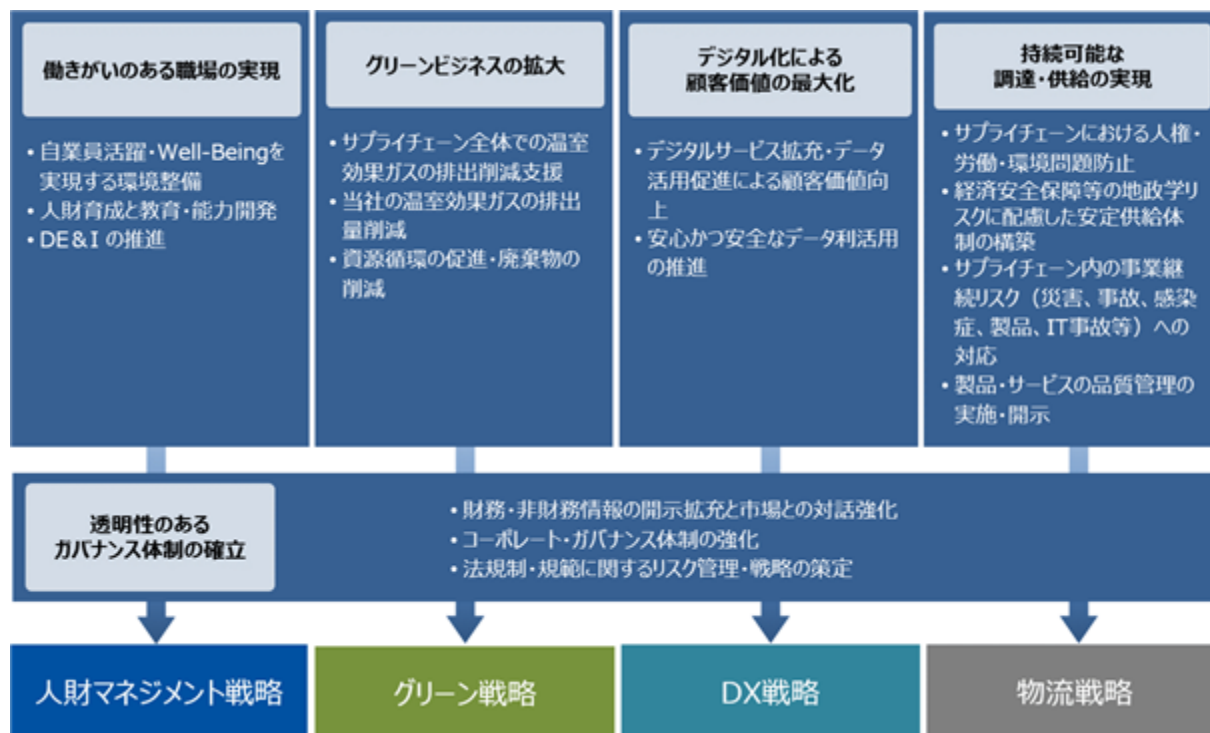
当社グループは、様々なお客様とともに、サステナブルな未来を切拓いていきたいという想いの下、「パーパス（存在意義）」を「ともに、未来を切拓く」と定めております。

お客様：メーカー、販売店、ユーザー、小売店、一般消費者と、投資家などを含む社会全体

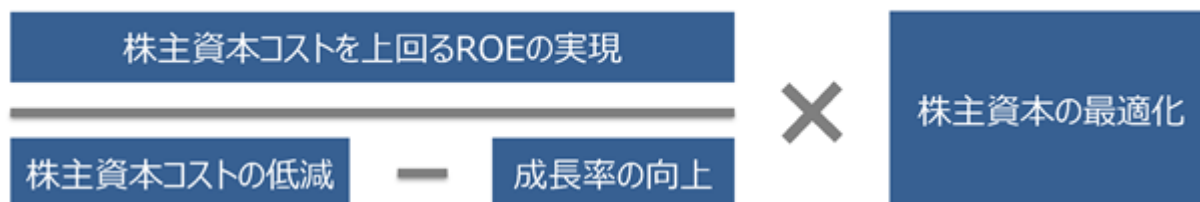
また、2030年に向けて当社のありたい姿を示す「企業ビジョン」を「世界のものづくりと豊かな暮らしをリードする」とし、2030年の顧客を取り巻く世界観を定義し、当社グループとして取り組むべき重要課題を特定しております。「働きがいのある職場の実現」、「グリーンビジネスの拡大」、「デジタル化による顧客価値の最大化」、「持続可能な調達・供給の実現」、「透明性のあるガバナンス体制の確立」という5つの重要課題への取り組みを通じて、企業ビジョン「世界のものづくりと豊かな暮らしをリードする」を実現し、持続可能な社会と当社グループの企業価値向上につなげてまいります。

「働きがいのある職場の実現」を通じて人的資本を強化し、「グリーンビジネスの拡大」、「デジタル化による顧客価値の最大化」、「持続可能な調達・供給の実現」に取り組み、将来にわたり安定的な収益源の強化と新たな収益源の獲得を追求し、中長期的な稼ぐ力（キャッシュ創出力）を増強してまいります。

また、これらの個々の取組みと、すべての取組みを支える「透明性のあるガバナンス体制の確立」及び財務・非財務情報の開示拡充と市場との対話強化を通じて、事業リスクの低減と情報の非対称性縮減を実現し、資本コストの低減を図ってまいります。

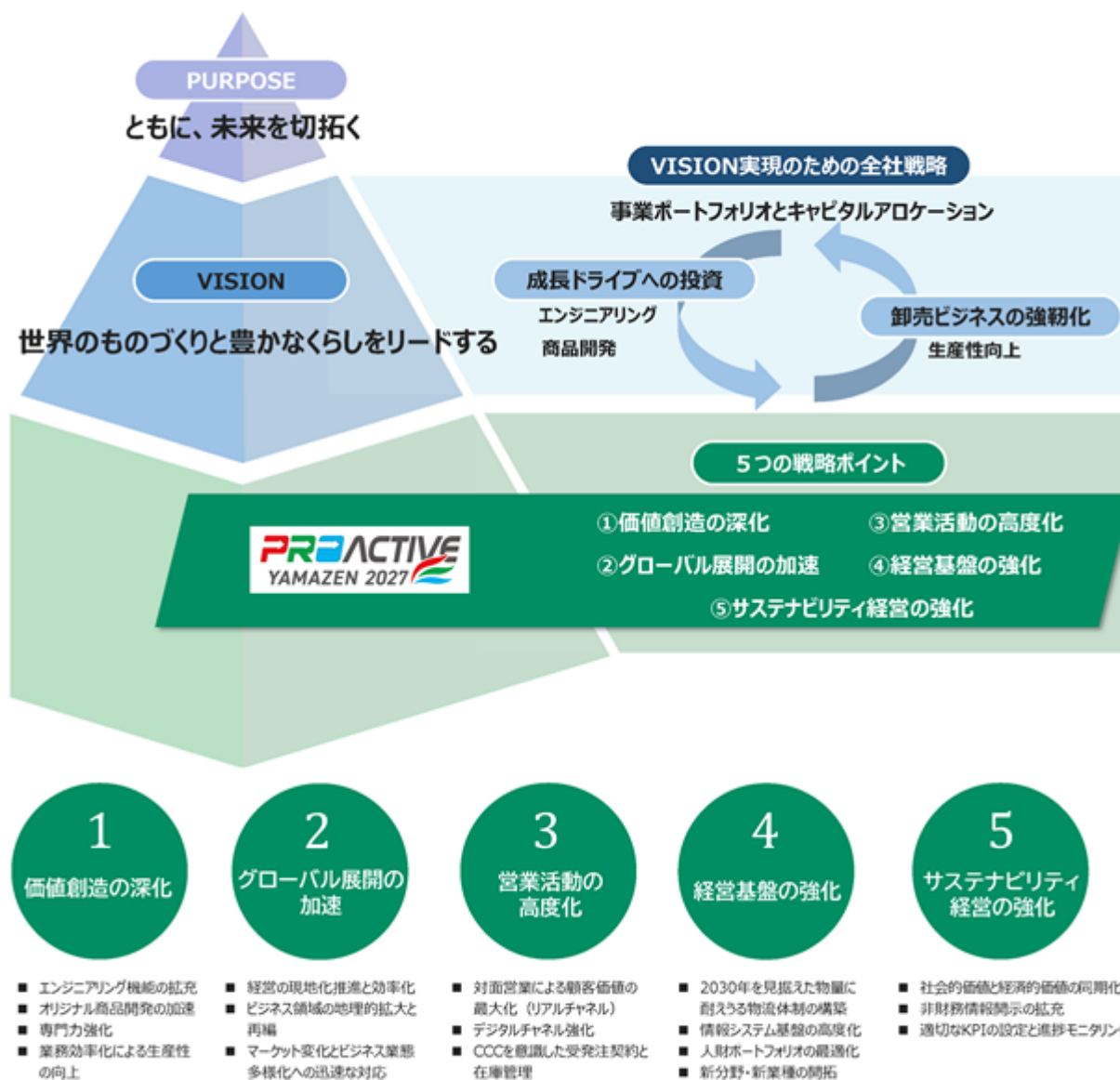


中長期的な企業価値向上の考え方



(2) 中期経営計画

当社グループは、当連結会計年度より3ヵ年中期経営計画「PROACTIVE YAMAZEN 2027」に取り組んでおります。変化の激しい時代において進取果敢な姿勢で挑む決意を示し、当該期間を「価値創造期」と位置付け、前中期経営計画「CROSSING YAMAZEN 2024」期間中に拡充した機能を最大限に活用し、当社ならではの価値創造を進める期間としております。前中期経営計画における課題や、外部環境の変化を踏まえ、価値創造の深化、グローバル展開の加速、営業活動の高度化、経営基盤の強化、サステナビリティ経営の強化という5つの戦略ポイントを策定いたしました。これらの戦略ポイントに基づき、各機能戦略や事業戦略を推進し、仕入先、販売店、エンドユーザーの皆様とのパートナーシップをさらに強固なものとしてまいります。これらの取組みを通じて、業界内での競争力を高め、顧客満足度の向上を図り、社会に貢献する企業としての役割を果たしてまいります。



(3) 経営環境並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

外部環境については、中東情勢の悪化に伴う原油や石油製品の価格高騰が、世界経済の先行きに不透明感を生み出しています。製造業においては、原材料不足等に端を発する生産計画の見直しや、設備投資の抑制を引き起こすリスク要因となっております。個人消費については、賃上げ効果により所得環境が改善し、個人消費は緩やかに回復することが期待されます。一方で、物価上昇の影響で耐久消費財に対する購買は慎重さを高め、価格だけでなく機能性・利便性といった価値要因を重視した選択的な消費が一段と強まると見込まれます。

このような事業環境の中、当社の生産財関連事業では、技術専門性と世界的なグループネットワークを活かし、生産現場が抱える課題を解決するためのご提案に果敢に取り組んでまいります。また、消費財関連事業でも、快適な住環境の整備やライフスタイルの充実に向けた新たな商品やサービスの提案を加速させ、2030年企業ビジョンである「世界のものづくりと豊かな暮らしをリードする」を実現してまいります。

(4) 目標とする経営指標

3カ年中期経営計画「PROACTIVE YAMAZEN 2027」においては、持続的な企業価値向上を実現するため、自己資本利益率（ROE）、基礎的営業キャッシュ・フロー、自己資本比率を重要な経営指標と捉えております。

3カ年中期経営計画「PROACTIVE YAMAZEN 2027」の2027年度（最終年度）の目標値は、自己資本利益率（ROE）8.0%、基礎的営業キャッシュ・フロー14,000百万円、自己資本比率40.0%～45.0%であります。

基礎的営業キャッシュ・フロー：会計上の営業キャッシュ・フローから運転資本増減の影響を控除したキャッシュ・フロー

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

・サステナビリティに関する基本的な考え方

当社グループは、持続可能な社会と山善グループの持続的成長を目指し、「サステナビリティに関する基本方針」を公表しております。

(サステナビリティに関する基本方針)

山善グループは、社会の一員として、また世界の様々な地域において事業活動を行っている企業として、広く社会から信頼され、期待され、支持される事業体を目指し、国際的な枠組みに基づくSDGsの達成に向けた取り組みを積極的に行うことで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。自らの事業活動が、環境や社会において及ぼす影響を認識し、経営理念に基づいた事業活動を通じて社会的課題の解決に貢献し、持続可能な社会と山善グループの持続的成長の実現を目指します。

人権

国際的に宣言されている人権の保護を支持し、尊重するとともに、自らが人権侵害に加担することはありません。

労働

労使一体を基本とした誠実な対話と協議、あらゆる形態の強制労働の撤廃、児童労働の実効的な廃止、雇用と職業における差別の撤廃を支持します。

環境

環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、環境にやさしい技術の開発と普及を奨励します。

腐敗防止

強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組みます。

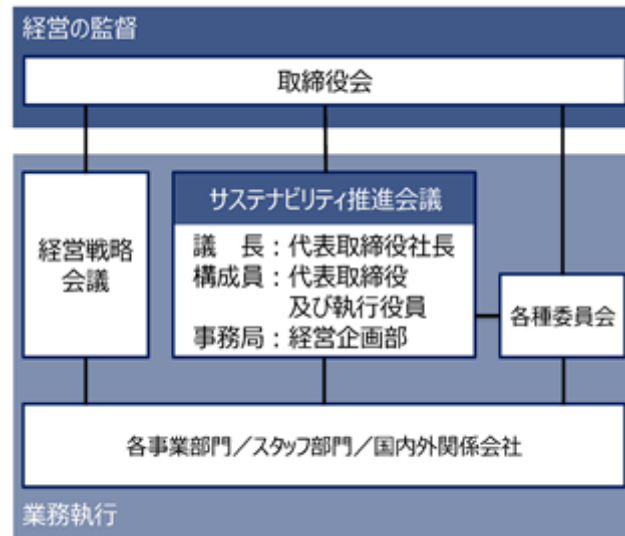
(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

・ガバナンス

当社は、2023年2月10日の取締役会決議に基づき、「サステナビリティ推進会議」を設置いたしました。サステナビリティ推進会議は、持続可能な社会の実現と当社グループの持続的成長の実現を両立させるため、事業活動を通じたサステナビリティに関する重要課題への取組みを一層強化することを目的としており、当社グループのあらゆる重要課題に関するリスクと機会の評価、アクションプランの策定や各事業部の取組みの横断的な検証・承認や情報開示に関する事項等の審議を行い、定期的に取り締役に報告を行います。

サステナビリティ推進会議は、代表取締役社長を議長とし、会議メンバーは代表取締役及び執行役員により構成されます。また、サステナビリティ活動を推進するため、関連する他の委員会、事業部組織と連携し、必要に応じてワーキンググループ等を設置し、当社グループ全体で取組む体制を構築しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要」に記載の通りであります。サステナビリティ推進に係る部分を抜粋いたしますと下図の通りとなります。



・リスク管理

各事業部・グループ会社、各種委員会等で管理可能なリスク・機会については、各組織において特定し、事業戦略への展開を行います。投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある重要な経営上のリスク・機会の評価については、サステナビリティ推進会議で審議され、重要課題に関する取組みを推進するとともに、対応方針の立案とグループ全体への展開を行います。

(2) 重要なサステナビリティ項目

人的資本

・戦略

(人財の多様性の確保及び人財育成に関する基本方針)

当社グループは、「人づくりの経営」を経営理念として掲げ、人財を最も重要な経営資源として捉えております。この「人づくりの経営」を具現化するために、2022年4月に人事理念として「挑戦し、考動する人財の育成」を制定いたしました。また、人財マネジメントポリシーである「挑戦・考動主義」を基に、持続的成長と企業価値向上を実現するための人財マネジメント戦略を立案・実行することで、有能な人財を確保し育成する施策を実施し、人的資本の強化を図っております。



パーパス及び中期経営計画における経営戦略と強く連動した組織・人財戦略として、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン(以下、DE&Iという。)への取組みと、自主的かつ自律的に挑戦・考動する人財育成・組織開発の推進を掲げ、迅速かつ的確に変化に対応する事業活動を通じて、広く社会の持続的な発展に寄与してまいります。

この為、多種多様な知と経験を有する人財の能力開発と積極的な登用と活躍機会の提供により、継続的に新たな付加価値を創出することを重視しております。

(社内環境整備に関する方針)

人事理念に基づく人財開発フレームワークである『人づくり体系(能力開発・教育研修体系)』を制定し、個別の制度や能力開発・教育研修を企画・運用し、自主自律による挑戦・考動の現場実践を促す為の人財育成と組織開発を強力に推し進めてまいります。

また、外部環境変化への対応や事業戦略を遂行するうえで必要となる人財を積極的に中途採用するとともに、分厚い中間層の確保に向けた女性採用と登用及び能力開発並びに教育研修をより一層推し進める方針です。

さらに、当社は、自主的かつ自律的に挑戦・考動する人財が能力を発揮するためには、心身ともに健康であることが重要であると認識しており「山善健康経営宣言」を公表しております。社内で具体的に心身の健康向上に資する取組みを推進することにより、社員一人ひとりのパフォーマンス向上を通じて生産性を向上し、企業価値の増大に努めております。

(山善健康宣言)

山善は人財が最大の財産です。経営理念の一番初めに「人づくりの経営」を掲げ、「人を活かし 自業員 を育成する」ことを理念としています。その理念のもと、社員一人ひとりが生き活きと働き、「働きがいのある職場の実現」を目指すために、社員の健康増進が社員とその家族の幸せにとって大切なものであると認識し、重要な経営課題として取組みます。

自業員 = 創業者による造語で、従う従業員ではなく、社員自らが考え行動する「自業員」を求めています。

・指標及び目標

(女性活躍の推進)

当社は、経営理念である「人づくりの経営(人を活かし 自業員を育成する)」のもと、「DE&I」の取組みを経営戦略として強力に推し進め、多種多様な知と経験を有する人材の能力開発と積極的な登用および活躍機会の提供により、性別を問わず、あらゆる人が、その能力を最大限に発揮し活き活きと活躍できる職場環境を目指し、女性の職務領域拡大のため新職務への配置転換を行う(100名・3年間)、活躍環境の整備のため、月平均残業時間を年10%以上改善する、という目標を掲げております。

なお、人的資本に係る具体的な指標及び目標については、全ての連結子会社では設定が困難なため、当社グループにおける主要な事業を営む当社の指標及び目標を記載しております。

目標 (2025年4月1日～ 2028年3月31日)	取組み内容	80期
女性の職務領域拡大のため新職務への配置転換を行う (100名・3年間)	<ul style="list-style-type: none"> ・職務領域拡大のための課題抽出と対策を検討、取組み状況のモニタリングおよびボードメンバーへの報告体制を整える。 ・タレントマネジメントによる女性管理職候補層の可視化とプール、および計画的育成と登用を行う。 ・DE&I項目のサーベイスコアについて改善状況をモニタリングする。 	42名
活躍環境の整備のため、月平均残業時間を年10%以上改善する	<ul style="list-style-type: none"> ・トップ発信のもと、各職場での業務削減の取組みを実施する。 ・効果的な取組みを全社で共有する。 ・フレックスタイム制度の利用率を向上させ、効率的な働き方の実現に向けた社員の意識改革を推進する。 	改善率 13.5% 平均残業時間 16.6時間 (注)

(注)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規程に基づき「正社員」の残業時間数を算出したものであります。

気候変動

気候変動リスクへの取組みとして、地球環境問題を経営上の重要課題の一つとして位置づけ、2022年度に気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)への賛同を表明いたしました。

当社は、「環境方針」及び「サステナビリティに関する基本方針」の通り、自社の事業活動が、環境や社会において及ぼす影響を認識し、経営理念に基づいた事業活動を通じて社会的課題の解決に貢献し、持続可能な社会と山善グループの持続的成長を目指しております。

また、脱炭素ビジネスについては、営業本部の営業企画部が推進役を担い、全事業部を含めた全社的なカーボンニュートラル推進活動を統率しております。

さらに、当社として取り組むべき重要課題の一つとして「グリーンビジネスの拡大」を掲げ、環境優良商品の開発・提供、温室効果ガス削減支援事業を通じてサプライチェーン全体の温室効果ガス削減への貢献を目指しております。

・ガバナンス

気候変動に関するガバナンスは、サステナビリティ全般に関するガバナンスに組み込まれております。詳細につきましては、「(1)サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理 ・ガバナンス」をご参照ください。

なお、実務的な運営は環境委員会が行い、各部署から選出された委員とともに方針内容の協議や課題の抽出を行っております。

環境委員会の事務局を経営管理本部のサステナビリティ推進室が担い、営業本部の営業企画部が推進役を務めており、各事業部への具体的な指示や進捗の報告を受けると共に、その方向性と活動について、年1回、取締役会がモニタリングを行う体制を構築しております。

・リスク管理

気候変動リスクとして、自然災害による物理的リスクを認識することはもとより、温室効果ガス排出規制等の法規制の強化やサプライチェーンにおける規制等による販売機会の損失や、当社グループが地球環境の変化に関わる十分な配慮を怠ることで社会課題への取組みが不十分であるとみなされたことによる社会的信用の低下等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があるものと認識しております。一方で、幅広い商品を取り扱い、環境問題の解決に貢献するビジネスを長期にわたり継続してきた当社グループにおいて、大きな収益の機会になるものと認識しております。

サステナビリティ推進会議及び環境委員会において、環境に関する取組みの進捗状況を確認し、討議を行います。万一、重大なリスクの発生により緊急対策の必要が生じた場合は、経営リスクマネジメント管理規程の定めるところにより、代表取締役が委員長を務める危機管理委員会にて対策を講じてまいります。

・戦略

移行リスクについてはIEAシナリオ、物理リスクについてはIPCCのRCPシナリオを中心に照らし合わせ、気候変動に伴う当社の事業のリスクと機会を分析しております。なお、これらのリスクと機会の財務的なインパクトについては現在集計中であります。

(リスク認識)

リスクの種類	主な気候関連リスク要因	事業に影響する内容	時間的視点	対応	
移行	新たな規制・政策	炭素税（炭素賦課金） 地球温暖化に関する法令	<ul style="list-style-type: none"> カーボンプライシング（炭素賦課金）の導入によるコストの増加 温室効果ガス排出抑制に向けた新たな政策導入や、法規制強化に伴うコストの増加 	<ul style="list-style-type: none"> 中期 長期 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー設備の導入、省エネルギー設備更新等により、温室効果ガス総排出量を2030年度に50%削減、2050年度には実質カーボンニュートラルを目指す 配送ルートの最適化による走行距離削減やモーダルシフトによる配送率の削減 商品価格への転嫁
	技術	GHG低排出技術への移行	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の部品点数減少による切削加工機器売上の減少 脱炭素・省エネルギーに対応した設備導入の遅れ、対応不足による売上減少 環境負荷低減商品の開発コストの増加 	<ul style="list-style-type: none"> 中期 長期 	<ul style="list-style-type: none"> 技術動向の把握、導入設備の知識習得強化 仕入先メーカーとの連携、新規商品開発
	市場	顧客の消費行動の変化	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素の取組み遅れによる顧客離れによる売上減少 化石燃料由来使用商品の回避による該当商品の売上減少 	<ul style="list-style-type: none"> 長期 	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素・省エネルギーの取組みの着実な推進 環境配慮型商品の展開強化
	評判	不適切な対応によるステークホルダーからの信頼低下	<ul style="list-style-type: none"> 社会的非難、信頼の低下による仕入先の減少、売上高の減少、株価の下落 	<ul style="list-style-type: none"> 短期 中期 長期 	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素・省エネルギーの取組みの着実な推進 TCFDに準拠した当社の取組みに対する適切な情報開示
物理	緊急性の物理的リスク	異常気象の激甚化（風水害）	<ul style="list-style-type: none"> 社会・情報・交通など各種インフラ寸断による売上減少及びコストの増加 社員、社屋、各種設備の自社資産の損害・損失 国内外サプライチェーンの途絶による売上減少 	<ul style="list-style-type: none"> 短期 中期 長期 	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続計画（BCP）による事業継続性の確保 仕入先メーカーのBCP対策調査と対応強化 営業拠点や調達先、物流拠点の複数化によるリスク分散 保険付保によるリスクヘッジや価格の転嫁
	慢性的物理的リスク	変化しつつある気候（大気、淡水、海水）	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーコストの増加及び労働環境対策によるコストの増加 冬物商品の売上減少 商品や物流資材の廃棄 	<ul style="list-style-type: none"> 中期 長期 	<ul style="list-style-type: none"> 自社設備に対する高効率空調機などの省エネルギー設備導入 高付加価値商品・サービスの提供や価格転嫁 商品廃棄率の低減や循環型資材の利用

短期・・・1～3年、中期・・・3～10年、長期・・・10～30年

(機会認識)

機会の種類	主な気候関連機会要因	事業に影響する内容	時間的視点	対応
機会	資源の効率性	より効率的な生産及び物流プロセスの使用	・ 輸送効率化によるコスト削減 短期 中期 長期	・ 需要地・拠点間の距離、コストを計算した最適な輸送の実現 ・ モーダルシフトによる配送率の削減
	エネルギー源	支援的政策のインセンティブ使用や低排出量エネルギー源の使用	・ 省エネルギー補助金等の政策インセンティブの利用 ・ 再生可能エネルギー電源の導入によるグリーンビジネスの拡大 短期 中期 長期	・ 省エネルギー関連政策において政策インセンティブのコンサルティングと該当省エネ製品の販売 ・ コーポレートPPA事業の推進
	製品/サービス	低排出量商品及びサービスの開発・拡張	・ 環境負荷低減商品の販売機会拡大による売上増加 ・ 量物商品の売上増加 短期 中期	・ 「どてらい市」や「脱炭素展」などの展示会の実施 ・ カーボンニュートラル購買ガイドブックの対象商品拡充 ・ 仕入先メーカーとの新規商品開発、PB商品開発の強化 ・ 環境課題ソリューション提案による商品販売の強化
		気候適応、強靱性、及び保険リスクソリューションの発展	・ 災害対策や災害復興資材の販売拡大による売上増加 短期 中期	・ 販売店、ユーザーへのPR、テーマ別展示会の開催 ・ BCP関連のワンストップサービス「BCP.ERS(ピーシーパス)」など防災関連向け商品、サービスの提供
	市場	新市場への参入	・ 法令改正を含め脱炭素社会への移行に伴う新たな技術や商品需要の拡大による売上増加 短期 中期	・ 脱炭素化、熱中症対策、環境改善商品の拡充、ソリューション提案の強化 ・ グリーンボールプロジェクトの拡大、PPAモデル事業の推進 ・ 製造現場の課題解決プラットフォーム「ゲンバト」を利用した新市場への販路開拓
	レジリエンス	異常気象の激甚化（風水害）	・ 災害対策や災害復興資材の販売拡大による売上増加 短期 中期 長期	・ ZEH構成機器や防災関連商品、サービスの提供 ・ 災害復旧需要に即応できる商品供給網の拡充

短期・・・1～3年、中期・・・3～10年、長期・・・10～30年

BCP.ERS（ピーシーパス）：“ソフト面（計画書、規程、手順書等）”と“ハード面（施設、設備機器等）”両方の側面からお客様の事業継続能力を診断し、その結果に基づいたBCP策定コンサルティングからBCP対策（設備機器、備蓄品など）の導入までワンストップでサポートするサービス。

当社グループでは、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に賛同するとともに、環境関連ビジネス「グリーンボールプロジェクト」の参加企業にCO2排出削減貢献量の可視化を実現するサービス「GBP App」を提供するなど、持続可能な社会の実現を目指し、地球環境とエネルギーの未来に貢献することを目的とした取組みを、今後より一層積極的に行ってまいります。

「グリーンボールプロジェクト」：当社グループが取り扱う省エネ機器と環境優良商品の普及を促進することで、持続可能な社会の実現を目指し、地球環境とエネルギーの未来に貢献することを目的とする参加型プロジェクト。

・指標及び目標

当社グループでは、2020年度を基準年として、温室効果ガス総排出量を2030年度に2020年度比50%削減、2050年度には実質カーボンニュートラルを目指してまいります。当社グループのScope1は、営業車両等のガソリン消費が大半を占めており、従来のハイブリッド車に加え、順次EV車の導入も進めてまいります。また、Scope2については、事務所、物流施設等の電力消費が大半を占めており、再生エネルギー電気への切り替えや、省エネ対応の空調機器・電灯機器を導入し、中長期的な温室効果ガスの大幅削減を目指してまいります。なお、Scope3については、現在算定・集計中ではありますが、Scope1およびScope2の削減施策を着実に推進しつつ、Scope3についてもサプライチェーンの状況把握や取引先との連携等を通じて、目標の達成を目指してまいります。

3【事業等のリスク】

当社グループは、特定した重要課題に取り組むうえで、様々なリスクの存在を認識しております。これらのリスクのうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主なリスクを以下に記載しております。当社グループは、必要なリスク管理体制を整備し、継続的にリスクの見直しを行い、これらのリスクに対して適切な対応方針が策定・実行されているかを取締役会等において評価しており、リスク発生の回避及び顕在化した場合の適切な対応に努めております。

なお、以下は当社グループに関する全てのリスクを網羅したのではなく、事業等のリスクはこれらに限定されるものではありません。また、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境等に関するリスク

景気変動

当社グループは、コア事業として「生産財関連事業」と「消費財関連事業」を展開しておりますが、各事業領域においては、企業の設備投資マインドや個人消費の動向により大きく需要が変動し、景気の変動の影響を受けやすい事業となります。当社グループは、この2つの異なる領域において事業展開することにより、外部環境の変化に強いビジネスモデルを構築するとともに、お客様の多様なニーズに応える専門性の追求、海外展開の加速、新市場の開拓を進めるなど、景気変動への耐性を強化しております。しかしながら、米国政府の外交・通商の政策動向、中東情勢の悪化等、世界経済の先行きに不透明感を生み出しています。グローバルな設備関連需要や国内個人消費の下降局面では収益性の低下や在庫の評価損等により、当社グループの業績が下振れする可能性があります。

カントリーリスク

当社グループは、海外の企業と輸出入取引を行い、また、米国、中国、東南アジア諸国等に拠点を配置し、当該国及びその周辺地域における事業拡大の加速を図っており、2026年3月期の海外売上高は96,439百万円となっております。引き続き先行き不透明なロシア、ウクライナ情勢においては、当社グループは当該地域に事業拠点を有さず、直接的な影響は現時点では僅少であります。中東情勢の悪化により、国内外のサプライチェーンに及ぼされる影響が仕入コスト及び物流コストの高騰や納期遅延等につながるリスクがあります。その他の国や地域においても、インフレ、政情不安、紛争等によって商品供給が遅延するリスクや事業活動の遂行を中断せざるを得ないリスクがあります。当社グループは、カントリーリスク情報の入手等により、リスクの管理・回避に努めておりますが、このようなリスクが顕在化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

為替変動

当社グループは、外貨建てによる輸出入取引を行っております。外貨建て輸出入取引に対しては為替予約等によるヘッジを行い為替の変動リスクを最小限にとどめる努力をしておりますが、想定を超える大幅な為替変動が進行した場合には、多額の為替差損益の発生や当社取り扱い商品の買い控えによる売上の減少等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは海外に現地法人を有しており、外貨建ての財務諸表を作成しております。連結財務諸表の作成にあたっては、これらを日本円に換算する際の為替レート変動に伴う換算リスクがあります。

経営計画に関するリスク

当社グループは、中期経営計画「PROACTIVE YAMAZEN 2027」において、持続的な企業価値向上を実現するために自己資本利益率（ROE）、基礎的営業キャッシュ・フロー、自己資本比率を重要な経営指標と捉えて事業戦略を推進、遂行しております。しかしながら、景気変動、カントリーリスク、為替変動を含む様々なリスクが生じることによって、それらの取組みが計画どおりに進捗せず、掲げた経営指標等について、当初計画した期間内に達成できない可能性があります。

(2) 事業運営に関するリスク

新たなビジネスモデルへの対応

当社グループは、中期経営計画「PROACTIVE YAMAZEN 2027」において、企業価値向上に向けて特定した重要課題への取組みを通じた、新たな収益源の獲得、持続的成長に向けた積極的な事業投資を行ってまいります。

しかしながら、事業投資により期待した効果を得る事ができない場合には、当社グループの将来の成長、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人財確保と育成

当社グループは、「人づくりの経営」を経営理念として掲げ、人財を最も重要な経営資源として捉えております。

しかしながら、少子高齢化や労働人口の減少等により有能な人財獲得が困難になった場合、当社グループの将来の成長、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、「挑戦・考動主義」を基に持続的成長と企業価値向上を実現する為の人財マネジメント戦略を立案・実行することで、有能な人財を確保し育成する施策を実施しています。また、女性活躍をはじめとしたダイバーシティの推進も行っていくことで、人的資本の強化を今後も図ってまいります。

「挑戦・考動主義」：人事理念を実現する為の、人財マネジメントポリシーであり、挑戦は「高い目標や困難な課題に果敢に取り組むこと」、考動は「自ら考えて動く。動きながら考える。経験から学ぶ」と各定義しています。

与信

当社グループは、多様な営業活動を通して国内外の取引先に対して信用供与を行っており、与信リスクを有しております。そのため、当社グループは、社内管理規程に基づく与信管理を行い、リスクの低減に努めておりますが、予想外の事情等により取引先の債務不履行等が発生した場合や景気悪化による企業倒産が増加した場合には、貸倒損失等の計上により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、2026年3月末時点の営業債権残高は113,084百万円となっております。

製造物賠償責任等

当社グループは、多くのプライベートブランド商品を開発・販売しており、総取扱高に占める割合は年々高まっております。当社グループは、品質管理規程を制定するとともに、危機管理委員会の配下に品質管理・PL分科会を設置し、品質管理を徹底し、高い品質水準の確保に努めております。また、製造物責任賠償について必要な保険に加入し、重大製品事故の発生等の緊急時の体制として、前述の危機管理委員会を設置しております。しかしながら、大規模なリコールや製造物責任賠償が発生した場合、多額の解決費用の発生や企業ブランド価値の毀損による収益の低下により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

情報システム及び情報セキュリティに関するリスク

当社グループは、事業全般においてコンピューターシステム及びITネットワークを活用し情報資産の管理を行うとともに業務の効率化を図っております。「ITガバナンス管理規程」や「情報セキュリティ基本方針」等を定め、情報システムの計画・開発・運用を適切に管理するとともに、情報セキュリティの強化、バックアップ体制の構築、機器の高性能化等、システムトラブル対策を講じ、定期的に社員教育を実施しております。

しかしながら、外部からの不正アクセスやコンピューターウイルス侵入等による個人情報・企業情報の漏洩・改竄・消滅、また、人為的過誤や自然災害、事故等によりシステムが不稼働状態となり、その復旧に時間を要した場合、システム連携業務の停止による機会損失や社会的信用の失墜につながり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他

コンプライアンス

当社グループは、国内外において、会社法、金融商品取引法、税法や外為法等の安全保障貿易管理をはじめとする貿易関連諸法等の法規制や政府の許認可など様々な公的規制の適用を受けて事業を行っており、これらの公的規制に違反した場合や人権侵害等のコンプライアンス違反が発生した場合は、監督官庁による処分、訴訟の提起、さらには事業活動の停止に至るリスクや企業ブランド価値の毀損、社会的信用の失墜等のリスクがあります。

当社グループでは、内部統制とコンプライアンスを経営上の重要課題と位置付け、「内部統制委員会」及び「コンプライアンス委員会」を設置し、法令順守のみならず、役員・従業員が共有すべき倫理観、順守すべき倫理規範等を「山善グループ企業行動憲章」として制定し、当社グループにおける行動指針の順守並びに法令違反等予防に努めております。

また、広く社会から信頼され、期待され、支持される事業体を目指し「サステナビリティ基本方針」を定め、国際的な枠組みに基づき、人権を尊重した事業活動を推進しております。

しかしながら、グローバルに事業を展開する中で、国内外において、公的規制の新設・強化や想定外の適用、解釈の誤り等により、結果として当社グループが公的規制に抵触することになった場合や人権侵害等の事案が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

株価変動

当社グループの保有している投資有価証券は取引先などの株式が中心で、その多くが上場株式となります。このため、市場価格の変動に基づく株価の変動リスクがあります。定期的に投資目的やその効果に関する検証を行い、かかるリスクと保有のメリットを比較衡量しており、その結果、すべての保有株式について保有の妥当性があることを確認しています。なお、今後の状況変化に応じて、取引先との取引関係に与える影響を慎重に見極めながら縮減に努めてまいります。株価動向によっては当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、株式市場の低迷によって当社グループの年金資産の価値に毀損が生じた場合には、年金資産の期待収益率と年金資産の運用利回りとの間に乖離が生じ、退職給付費用及び債務の計上を通じて、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損

当社グループは、今後も中長期的な企業競争力の強化に向け、事業用の不動産、リース資産やソフトウェア等の固定資産投資を継続していく方針であり、中期経営計画「PROACTIVE YAMAZEN 2027」においても、戦略的な投資を実施して参りますが、経済環境の動向や保有固定資産の経済価値の低下により必要な減損処理を実施することとなった場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害・疫病等

当社グループは、自然災害・疫病等による事業活動への影響を最小限にとどめるため、事業継続計画（BCP）の策定等の対応を進めるとともに、自社グループのみならずサプライチェーン全体でBCP導入を支援するべく、中小企業を対象とした導入支援を展開しております。しかしながら、当社グループの各事業所及び社員の活動は広範囲に及んでおり、地震、津波や洪水等の大規模自然災害や感染症や伝染病のパンデミックが発生した場合には、その被害を完全に回避できるものではありません。また、仕入先メーカーの製造中断、輸送ルート分断、情報通信インフラの損壊・途絶などサプライチェーンが分断された際には、お客様への商品の納入が遅延する可能性があります。このような想定を超える自然災害・疫病等の被害が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。現在策定している事業継続計画を更に充実させたサプライチェーンリスクマネジメントの構築や海外事業における危機管理に対応した取組みを積極的に推進してまいります。

気候変動リスク

当社グループは、従来より地球環境問題を経営上の重要課題と位置付け、あらゆる活動を通じて環境に配慮し、地球環境の保全と継続的改善に努めることを基本理念として事業活動を行っています。

気候変動や地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減を目的とした取組みが世界的に進展しており、前述した自然災害による物理的リスクを認識することはもとより、温室効果ガス排出規制等の法規制の強化やサプライチェーンにおける規制等による販売機会の損失や、当社が地球環境の変化に関わる十分な配慮を怠ることで社会課題への取組みが不十分であるとみなされたことによる社会的信用の低下等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

気候変動リスクに関する詳細は、「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組(2) 重要なサステナビリティ項目 気候変動」に記載の通りであります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の経営成績等の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績等の状況

当社グループの主な事業領域は、生産財と消費財であり、「設備投資」と「個人消費」の動向が業績に影響を及ぼします。

当社グループを取り巻く事業環境として、国内の自動車製造業においては、当社のエンドユーザーである中小製造業の新規設備投資は総じて鈍い動きとなりました。一方で、人手不足対策である自動化・省人化へのニーズは高く、またエネルギー価格の高止まりを背景とした省エネ関連の設備投資も堅調に推移しました。

海外においては、北米市場では上半期は関税負担と高金利による影響のため、設備投資を控える動きがあったものの、下半期は防衛・航空宇宙・発電の各産業において回復が見られ、自動車産業も回復基調にあります。中国では、政府の景気刺激策や製造業再投資促進策が設備投資を後押ししました。ASEAN地域では、国内製造業のほか、他地域からの生産移管に伴う設備投資需要が活発化しました。台湾では、下半期からAI・半導体関連の需要が高まりを見せています。

国内の個人消費については、所得環境の改善がみられる一方、物価上昇に賃上げが追い付かず、耐久消費財に対する節約志向や商品の選別傾向が継続しました。住宅産業においては、新設住宅着工戸数は持家を中心に減少傾向にあるものの、省エネ需要の高まりにより住宅設備機器の更新需要は堅調に推移しました。

このような環境の中、当社グループの当連結会計年度の売上高は541,885百万円（前期比5.0%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は12,041百万円（同、26.3%増）、経常利益は13,010百万円（同、29.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9,330百万円（同、18.9%増）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

〔生産財関連事業〕

当連結会計年度における国内生産財事業では、自動車産業においては中小製造業の投資活動が伸び悩み、自動車部品加工メーカー向け工作機械の売上は前年をやや下回りました。切削工具等の消耗品に関しては、中小製造業の設備投資動向の影響を受けましたが、生産現場で使用される様々な作業用品、小型機器の販売が堅調でした。また、自動化・省人化ニーズに対応し、作業負荷軽減に資する機器や、労働環境改善を目的とした環境改善機器等の売上も順調に推移しました。

営業活動としては工作機械の販売では、好調な造船・航空・防衛等の産業へのアプローチに加え、中堅・中小企業を対象にした大規模成長投資補助金等を活用した提案営業を積極的に行いました。また、第4四半期には回復が鮮明な半導体装置の部品メーカー等での需要を取り込み、受注は好調に推移しております。切削・補要工具等の販売においては、電子取引を拡大することで取引先の利便性と業務効率の向上を推進しております。また、「地域経済活性化のためのリアルプラットフォーム」として当社が企画する大型展示商談会を各地で開催することで、受注を獲得するとともに顧客との関係性をより深めました。新たな業界への展開・強化に向けては、業務効率化・省力化を主なテーマに各地の展示会への出展を強化するとともに、製造・物流現場の自動化ソリューションの提案を強化する等、製造現場の課題解決と需要喚起に努めました。さらに、需要の高まりを見せるヒューマノイドロボットの社会実装を加速するべく、コンソーシアム「J-HRTI（ジェイハーティ）」に参画しております。

海外生産財事業は、第3四半期までは支社ごとに好不調の波がありましたが、通期では全支社で前年実績を上回りました。北米支社では、一般産業の低迷を航空・宇宙産業・発電・データセンター関連等の需要で補い、台湾支社はAI・半導体関連の需要回復を機敏に捉え、第3四半期までの遅れを挽回しました。中国支社においては外資系企業の撤退が続く中、内需企業の需要を取り込み、アセアン支社では国内需要に加え、他国からの生産移管需要を取り込み、それぞれ当連結会計年度を通じて堅調に推移しました。（注）

また、「グローバル展開の加速」に向け、拠点を拡充するとともに、本年2月にマレーシアの工作機械商社である「CK Mac Global Sdn.Bhd.」の親会社である「株式会社Atog1」の全株式を、同年3月にはインドネシアの機械工具商社である「PT. Somagede Indonesia」の全株式を取得することにより、両社を子会社化いたしました。

以上の結果、生産財関連事業の売上高は349,218百万円（前期比4.8%増）となりました。

（注）営業地域及び顧客属性ごとに事業を区分したビジネスユニットを支社と称しております。

〔消費財関連事業〕

〔住建事業〕

住建事業においては、猛暑や省エネ改修需要等の影響により空調設備の売上が好調に推移しました。さらに光熱費の高止まりが継続する中、消費者の節約志向に対応した高付加価値商材の提案に注力した結果、給湯機器等の販売も伸長しました。また、非住宅分野の開拓にも積極的に取り組み、中小企業のカーボンニュートラル対応及び光熱費削減へのニーズに向け、環境商材と施工をセットにした設備改修提案を強化したこと等により、販売が好調に推移しました。

その結果、住建事業の売上高は87,403百万円（前期比11.2%増）となりました。

〔家庭機器事業〕

家庭機器事業のプライベートブランド商品は、消費者の声を分析したマーケティング活動等を踏まえた迅速な企画・開発によりラインアップを拡充するとともに、SNS等を活用した情報発信を通じてYAMAZENブランドの浸透を図っております。当期においては、昨夏の猛暑の影響により、ファン付ウェアや移動式エアコンの販売が好調に推移したことに加え、販路別ではECの伸長が寄与し、増収となりました。販売チャネルの拡大を狙った法人・個人事業主向け自社ECサイト「山善ビスコム」においても、売上高・会員数が順調に伸長しました。

その結果、家庭機器事業の売上高は101,560百万円（前期比0.7%増）となりました。

生産、受注及び販売の実績

当社グループは、生産財、住設建材及び家庭機器製品の販売を主たる事業としておりますので、生産実績については、記載を省略しております。

また、受注実績については、特定分野の受注実績の把握にとどまるため、記載を省略しております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		金額（百万円）	前期比（％）
	生産財関連事業	349,218	104.8
	住建事業	87,403	111.2
	家庭機器事業	101,560	100.7
	消費財関連事業	188,964	105.3
報告セグメント計		538,182	105.0
	その他（注）2	3,702	108.4
報告セグメント以外計		3,702	108.4
合計		541,885	105.0

（注）1．セグメント間の取引については相殺消去しております。

2．事業セグメントに識別されないサービス事業であります。

(2) 経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析

経営者の視点による当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する認識及び分析は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度における経営成績は、生産財関連事業・消費財関連事業ともに前連結会計年度を上回る結果となりました。

売上高は、海外における設備投資需要の増加や空調・給湯機器をはじめとする住宅設備の販売が堅調に推移し、前連結会計年度より25,759百万円増加し、541,885百万円（前期比5.0%増）となりました。なお、セグメント別の概況については、「(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績等の状況」に記載のとおりであります。

売上総利益は、売上高の増加に伴い前連結会計年度から6,058百万円増加し、83,028百万円（前期比7.9%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、人件費や支払手数料の増加により、前連結会計年度より3,552百万円増加し、70,986百万円（前期比5.3%増）となりました。

上記の結果、営業利益は、前連結会計年度から2,505百万円増加し、12,041百万円（前期比26.3%増）となりました。また、売上高営業利益率は、前期に比べ0.4ポイント向上し2.2%となりました。

営業外損益（純額）は、受取利息・配当金等の計上により、968百万円となりました。

経常利益は、前連結会計年度より2,991百万円増加し、13,010百万円（前期比29.9%増）となりました。また、売上高経常利益率は、前期に比べ0.5ポイント向上し2.4%となりました。

特別損益（純額）は、投資有価証券売却益等を計上した結果、1,182百万円となりました。

以上の結果、税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度から1,936百万円増加し、14,192百万円（前期比15.8%増）となり、法人税等合計額4,561百万円及び非支配株主に帰属する当期純利益300百万円を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度から1,485百万円増加し、9,330百万円（前期比18.9%増）となりました。

財政状態の状況

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ59,724百万円増加し、351,990百万円となりました。これは、現金及び預金の増加（23,838百万円）、売上債権（受取手形、売掛金、電子記録債権）の増加（6,873百万円）、商品及び製品の増加（1,836百万円）、短期の満期保有目的債券や非連結子会社株式の取得による有価証券・投資有価証券の増加（19,361百万円）、退職給付に係る資産の増加（3,044百万円）、関係会社貸付金等の増加によるその他流動資産の増加（4,577百万円）が主な要因であります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ47,504百万円増加し、211,837百万円となりました。これは、仕入債務（支払手形及び買掛金、電子記録債務）の減少（1,989百万円）、短期借入金の増加（20,054百万円）や転換社債型新株予約権付社債の増加（25,756百万円）が主な要因であります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ12,219百万円増加し、140,153百万円となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等による利益剰余金の増加（4,876百万円）、保有株式の株価の上昇によるその他有価証券評価差額金の増加（1,500百万円）や為替換算調整勘定の増加（3,653百万円）、退職給付に係る調整額の増加（1,570百万円）が主な要因であります。その結果、自己資本比率は前連結会計年度末の43.3%から39.3%へ4.0ポイント低下いたしました。

キャッシュ・フローの状況

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,361	5,123	3,238
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,106	10,868	238
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,727	38,587	49,315
現金及び現金同等物に係る換算差額	163	2,297	2,461
現金及び現金同等物の増減額	13,635	35,140	48,776
現金及び現金同等物期首残高	88,477	74,841	13,635
現金及び現金同等物期末残高	74,841	109,981	35,140

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ35,140百万円増加し、109,981百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、償却前営業利益の計上、運転資本の増加や法人税等の支払いにより、5,123百万円の収入(前年同期は8,361百万円の収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、子会社株式の取得支出や基幹システム関連の無形固定資産の取得支出等により、10,868百万円の支出(前年同期は11,106百万円の支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入や短期借入金の増加等により、38,587百万円の収入(前年同期は10,727百万円の支出)となりました。

目標とする経営指標の達成状況

当社グループは、当期を初年度とする3ヵ年中期経営計画「PROACTIVE YAMAZEN 2027」において、持続的な企業価値向上を実現するため、自己資本利益率(ROE)、基礎的営業キャッシュ・フロー、自己資本比率を重要な経営指標と捉えております。

基礎的営業キャッシュ・フロー：会計上の営業キャッシュ・フローから運転資本増減の影響を控除したキャッシュ・フロー

経営指標	80期(目標) (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	82期(最終年度目標) (自 2027年4月1日 至 2028年3月31日)	80期(実績) (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
自己資本利益率(ROE)	5.5%	8.0%	7.0%
基礎的営業キャッシュ・フロー	11,000百万円	14,000百万円	13,470百万円
自己資本比率	40%~45%		39.3%

資本の財源及び資金の流動性

）資金需要について

当社グループにおける主な資金需要は、運転資金、事業の維持・拡大のための設備投資資金及び配当金の支払等であります。これらの資金需要に対しては、主に自己資金（手元資金及び営業活動により獲得した資金）を充当しております。また、既存事業とのシナジー効果が期待できるM&Aを含め、今後においても当社グループの持続的成長につながる投資を積極的に行ってまいります。所要資金については、主に自己資金を充当する予定であります。投資規模、投資件数、資金調達に関する諸条件等を総合的に検討し、金融機関からの借入及び社債発行等、最適な手段によることとしております。

）資金の流動性について

当社グループは、取引先からの信頼を維持・獲得するために財務の健全性をより強化し、また、事業遂行に伴う支払債務を履行するのに十分な流動性を確保することの重要性を認識しております。連結ベースの流動比率は、運転資本の最適化により、前連結会計年度末は159.6%、当連結会計年度末は162.2%と相応の水準を維持しており、十分な流動性と健全性を確保しているものと判断しております。

当社は、短期資金に関しては、複数の金融機関と当座貸越契約を締結しており、金融・資本市場における不測の事態や急な資金需要が発生した場合に備えるため、複数の金融機関とコミットメントライン契約を締結し、十分な流動性補完を確保しております。さらに、格付投資情報センター（R&I）及び日本格付研究所（JCR）の2社から発行体格付けを継続的に取得し、本報告書提出時点における、両者により付与された発行体格付は、R&I：A-、JCR：Aとなっており、中長期資金に関しても、多様な調達手段の選択が可能な環境を確保できているものと判断しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 （1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

5【重要な契約等】

（事業提携契約）

当社は、2026年2月12日開催の当社取締役会において、株式会社アドバンテッジパートナーズ（以下、「アドバンテッジパートナーズ」という。）と事業提携契約（以下、「本事業提携契約」という。）を締結するとともに、アドバンテッジパートナーズがサービスを提供するファンドであるAP PS IV S1, L.P.（以下、「割当先」という。）に対して第三者割当の方法により第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）を発行することを決議し、同日付で、アドバンテッジパートナーズとの間で本事業提携契約を、割当先との間で引受契約をそれぞれ締結いたしました（以下、これらの契約を総称して「本契約」という。）。

1．本契約の目的及び意思決定に至る過程

当社は、2025年5月14日に2026年3月期を初年度とする3カ年の中期経営計画「PROACTIVE YAMAZEN 2027」を公表いたしました。この中期経営計画においては、達成したい5つの戦略ポイントとして「価値創造の深化」、「グローバル展開の加速」、「営業活動の高度化」、「経営基盤の強化」及び「サステナビリティ経営の強化」を掲げています。当社は、上記の戦略ポイントを確実に遂行していくにあたり、必要な資金調達及び各種施策に関して、自社のリソースの活用だけでなく、外部との提携等も有効であると考えていたところ、当社の取引金融機関からの紹介を受け、アドバンテッジパートナーズから、当社グループに対する情報提供、事業支援を含む業務提携の提案がありました。また、アドバンテッジパートナーズより、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したい、という当社のニーズを充足しうるファイナンス手法として、アドバンテッジパートナーズがサービスを提供しているファンドを、割当先候補として紹介されました。アドバンテッジパートナーズは、サービスを提供するファンドの投資リターンを最大化するために、同社のサービス提供先であるファンドの投資先である上場会社に対して、経営及び財務に関するアドバイスの提供と、自社のネットワークを活用した情報提供を行っております。当社は、アドバンテッジパートナーズによる上場会社に対する豊富な案件実績や具体的な提案を慎重に検討した結果、アドバンテッジパートナーズがサービスを提供しているファンドに対して本新株予約権付社債の第三者割当を行うことにより、資金調達のみならず、当社が認識している経営課題の解消や中期経営計画「PROACTIVE YAMAZEN 2027」の遂行への高度な経営支援を受けることができ、当社の企業価値の向上を図ることが可能であると判断しました。具体的には、本新株予約権付社債の発行により利息の負担がなく多額の資金を確実かつ迅速に調達できるとともに、アドバンテッジパートナーズの複数の上場会社への戦略的なアドバイスの提供実績から培われた経営及び財務に関する専門知識に基づく戦略的なアドバイスと豊富なネットワークの活用とを両立させることにより当社の企業価値の向上を図ることができると判断しております。以上の理由から、事業提携先として、複数の上場会社への戦略的なアドバイスの提供実績があるアドバンテッジパートナーズを選定し、アドバンテッジパートナーズがサービスを提供するファンドを第三者割当の割当先として選定いたしました。

2．事業提携の内容

アドバンテッジパートナーズからは、以下の各事項を含む支援を受けております。

- （1）卸売営業の高度化
- （2）エンジニアリング事業の強化
- （3）EC機能改革
- （4）M&Aサポート
- （5）成長事業創出の強化
- （6）人材採用強化
- （7）IR支援
- （8）その他当社とアドバンテッジパートナーズが別途合意する業務

3. 事業提携先及び割当先の概要

・事業提携先の概要

(1) 商号	株式会社アドバンテッジパートナーズ	
(2) 所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 笹沼 泰助、喜多 慎一郎	
(4) 事業内容	経営コンサルタント業	
(5) 資本金	48,875千円	
(6) 設立年月日	1992年12月17日	
(7) 大株主及び持株比率	Advantage Partners Pte. Ltd. 100%	
(8) 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
(9) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態	事業提携先の要望により公表を控えさせていただきます。	

・割当先の概要

(1) 名称	AP PS IV S1, L.P.	
(2) 所在地	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	The Exempted Limited Partnership Law of the Cayman Islands	
(4) 組成目的	投資	
(5) 組成日	2025年10月17日	
(6) 出資者・出資比率・出資者の概要	投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ・プライベートソリューションズIV号 49.0% AP PS IV (Cayman), L.P. 50.5% その他 0.5%	
(7) 業務執行組合員 (General Partner) の概要	名称	AP PS IV Investment, Inc.
	所在地	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands
	代表者の役職・氏名	取締役 Douglas R. Stringer
	事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	資本金	1,000米ドル
(8) 国内代理人の概要	該当事項はありません。	
(9) 当社との関係等	上場会社と当該ファンドとの関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。

4. 日程

(1) 本契約の締結の取締役会決議	2026年2月12日
(2) 本契約締結日	2026年2月12日
(3) 本新株予約権付社債の払込期日	2026年3月3日
(4) 事業提携開始日	2026年3月3日

5. 本契約に関する合意

(1) 株主等との間のガバナンスに関する合意

(事前承諾事項等に関する合意)

当社は、割当先との間で、割当先の事前の同意なく、株主利益に重要な影響を及ぼすおそれのある以下の事項を行わないことを合意しております。なお、割当先は当社から事前の同意を求められた場合、合理的な理由がない限り事前同意を拒まないものとしていることから、当社の企業統治に及ぼす影響は限定的と判断しております。

- ・処分対価が一定額以上の当社子会社の持分若しくは事業の全部又は一部の処分等
- ・当社グループにおける取引金額が一定額以上のM&A等（直接又は間接に、資本提携、業務提携、株式譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式交付、株式移転、事業の全部又は一部の譲渡、重要な資産の処分その他これらに類する取引等を含む）
- ・競業避止義務、競業制限、独占的権利の付与、または当社グループの事業拡大を実質的に禁止・制限する契約等の締結
- ・株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式の発行、処分又は付与（但し、一定の発行、処分又は付与を除く。）

(2) 株主等との間の保有株式の処分・買増し等に関する合意

割当先が保有する本新株予約権付社債の譲渡については、当社の取締役会の決議による当社の承認を要することに加え、本新株予約権付社債の転換又は当社による取得により割当先に交付された株式を取引所金融商品市場外取引（但し、公開買付けに対する応募（当社が反対の意見表明を行った公開買付けに対する応募は除く。）及び公開買付けに係るスクイズアウトにおける売却、並びにPTS取引及び立会外取引等売却先を特定できない取引は除く。）において譲渡する場合、当社の事前の書面による承諾なく、当社の指定する一定の競合他社及びアクティビスト等への譲渡並びに当社の特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。））の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となる事由を生じさせるような譲渡を行わないことを合意しております。

また、当社が第三者に対して、株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式の発行、処分又は付与（但し、一定の発行、処分又は付与を除く。）をしようとする場合において、割当先が希望するときは、当社は、割当先に対して一定の条件にて株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式の発行、処分又は付与することを合意しております。

6. 第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付される財務上の特約

本新株予約権付社債には財務上の特約が付されており、契約の内容等は次のとおりであります。

発行年月日	2026年3月3日
期末残高	28,006百万円
償還期限	2031年3月3日
担保の内容	本新株予約権付社債には担保は付されておりません。
特約の内容	<p>本新株予約権付社債権者は、財務制限条項抵触事由（ に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の15銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>「財務制限条項抵触事由」とは、当社の2026年3月期以降の連結若しくは単体の通期の損益計算書に記載される経常損益が2期連続して損失となった場合、又は、当社の2026年3月期以降の各連結会計年度末日における連結の貸借対照表に記載される株主資本合計の額が、直前の連結会計年度末日における連結の貸借対照表に記載される株主資本合計の額の75%を下回った場合、若しくは当社の2026年3月期以降の各事業年度の末日における単体の貸借対照表に記載される株主資本合計の額が、直前の事業年度の末日における単体の貸借対照表に記載される株主資本合計の額の75%を下回った場合をいう。</p>

6【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第79期から構築に着手してありました消費財関連事業に係る長期的な企業競争力の強化を目的とした基幹システム等は、当連結会計年度より稼働開始しております。当該稼働に伴うソフトウェアの増加額は5,059百万円となりました。

また、当社家庭機器事業のEC専用拠点として、「ロジスEC関東」を新設いたしました。当該物流拠点は2026年4月より稼働開始しております。

さらに、当社生産財関連事業の東南アジア地域における更なる事業拡大・機能拡充のため、当社アセアン支社に属する子会社 Yamazen (Thailand) Co., Ltd. の新社屋兼テクニカルセンターの建設を計画しており、当連結会計年度における支出は44百万円となりました。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称(注)3	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人) (注)2	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	リース 資産	ソフト ウェア		合計
本社 (大阪市西区)	全事業	その他設備	406	-	66 (728)	18	-	9,605	10,097	114
本社第3ビル (大阪市西区)	全事業	その他設備	57	0	1,599 (957)	0	-	-	1,658	8
ロジス関東(注)4 (群馬県伊勢崎市)	家庭機器事業	倉庫設備	46	0	- (-)	3	1,611	6	1,668	0 [7]
ロジス東京 (埼玉県北本市)	生産財関連事業	倉庫設備	74	364	- (-)	18	-	0	457	0 [5]
ロジス大阪 (大阪府東大阪市)	生産財関連事業	倉庫設備	103	1,135	- (-)	12	38	6	1,296	0 [30]

(注)1. 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称 (注)3	設備の内容	従業員数 (人)(注)2	土地の面積 (㎡)	年間賃借料 (百万円)
本社第2ビル (大阪市西区)	全事業	販売設備	401	-	172
東京本社 (東京都港区)	全事業	販売設備	222	-	276
家庭機器事業部 (東京都江東区)	家庭機器事業	販売設備	240	-	296
ロジス東京 (埼玉県北本市)	生産財関連事業	倉庫設備	0 [5]	-	248
ロジスEC関東 (埼玉県白岡市)	家庭機器事業	倉庫設備	0 [0]	-	225

2. []は、外数で㈱ロジライズ(連結子会社)の従業員数であります。

3. 報告セグメントに設備を配分していないため、主に便益を受ける報告セグメント等を記載しております。

4. サード・パーティー・ロジスティクス事業者との長期の業務委託契約によるものであります。

(2) 国内子会社

主要な賃借設備は、以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	従業員数 (人)	土地の面積 (㎡)	年間賃借料 (百万円)
(株)ロジライズ	ロジス大阪 (大阪府東大阪市)	生産財関連事業	倉庫設備	30	-	302

(3) 在外子会社

特記すべき設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して、策定しております。当社グループの重要な設備の新設、除却等の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメン トの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予 定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払金額 (百万円)		着手	完了	
Yamazen (Thailand) Co.,Ltd.	タイ バンコク	生産財関 連事業	新社屋兼テク ニカルセン ター	未定 (注) 1	44	自己資金	2025年	2027年	(注) 2

(注) 1 . 投資予定の総額については未確定であるため、未定としております。

2 . 完成後の増加能力につきましては、測定が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の改修等
該当事項はありません。

(3) 重要な設備の売却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年6月15日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	95,305,435	95,305,435	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	95,305,435	95,305,435	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(2021年4月30日発行)	
決議年月日	2021年4月14日
新株予約権の数(個)	776[-]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,542,450[-] (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,186.1[-] (注2・7)
新株予約権の行使期間	自 2021年5月14日 至 2026年4月16日 (行使請求受付場所現地時間) (注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,186.1[-] 資本組入額 594[-] (注4・7)
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。
新株予約権付社債の残高(百万円)	7,760[-]

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しております。なお、本新株予約権付社債の行使期間は2026年4月16日をもって満了し、すべて普通株式に転換されております。

(注1) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注2)記載の転換価額で除した数とします。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

(注2) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。

転換価額は、当初1,292円とします。

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整されます。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

(注3) 2021年5月14日から2026年4月16日まで（行使請求受付場所現地時間）とします。ただし、本社債の繰上償還がなされる場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（ただし、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとします。上記いずれの場合も、2026年4月16日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできません。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできません。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合には、本新株予約権を行使することはできません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができます。

(注4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

(注5) イ. 各本新株予約権の一部行使はできません。

ロ. 本新株予約権付社債権者は、() 2024年4月30日（同日を含む。）までは、各暦年四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の150%を超えた場合、又は() 2024年5月1日（同日を含む。）から2026年1月30日（同日を含む。）までは、各暦年四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌暦年四半期の初日（ただし、(上記()の場合) 2021年4月1日に開始した暦年四半期に関しては2021年5月14日とし、(上記()の場合) 2024年4月1日に開始する暦年四半期に関しては2024年5月1日とする。）から末日（ただし、(上記()の場合) 2024年4月1日に開始する暦年四半期に関しては2024年4月30日とし、(上記()の場合) 2026年1月1日に開始する暦年四半期に関しては、2026年1月30日とする。）までの期間において、本新株予約権を行使することができます。ただし、本ロ記載の本新株予約権の行使の条件は、下記、及びの期間並びにパリティ事由（以下に定義する）が発生した場合における下記 の期間は適用されません。

() 株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下「JCR」という。）による当社の長期発行体格付がBB+以下であるか、JCRにより当社の長期発行体格付がなされなくなったか、若しくはJCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間又は() 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の発行体格付がBB+以下であるか、R&Iにより当社の発行体格付がなされなくなったか、若しくはR&Iによる当社の発行体格付が停止若しくは撤回されている期間

当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（ただし、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

当社が組織再編等を行うにあたり上記（注3）に記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日（同日を含む。）から起算して東京における15連続営業日の期間

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含みません。

「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日のルクセンブルク及び東京における3営業日後の日から起算して東京における5連続営業日のいずれの日においても、（ ）ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報（BVAL）若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき計算代理人（以下に定義する）が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格がクロージング・パリティ価値（以下に定義する。）の98%を下回っているか、（ ）上記（i）記載の価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の買値がクロージング・パリティ価値の97%を下回っているか、又は（ ）上記（i）記載の価格若しくは上記（ ）記載の買値のいずれも取得することができない、と計算代理人が決定した場合をいいます。

「クロージング・パリティ価値」とは、（i）1,000万円を当該日において適用のある転換価額で除して得られる数に、（ ）当該日における当社普通株式の終値を乗じて得られる金額をいいます。

「計算代理人」とは、Mizuho Trust & Banking（Luxembourg）S.A.をいいます。

（注6）イ． 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとします。ただし、かかる承継及び交付については、（ ）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ ）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ ）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とします。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとします。本イに記載の当社の努力義務は、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付する場合には、適用されません。

ロ． 上記イの定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とします。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（ ）又は（ ）に従います。なお、転換価額は（注2）と同様の調整に服します。

- （ ）合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにします。
- （ ）上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記（注3）に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとします。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとします。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記（注5）口と同様の制限を受けます。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行います。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できません。

- 八． 当社は、上記 イ の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

- （注7） 2025年11月12日開催の取締役会において中間配当を1株につき20円とすることを決議されたことに伴い、本新株本新株予約権付社債の要項の転換価額調整条項に従い、2025年10月1日に遡って転換価額を1,186.1円に調整いたしました。

なお、2026年5月13日開催の取締役会において期末配当金を1株につき34円とすることを決議し、2026年3月期の年間配当金が1株につき54円と決定されたことに伴い、本新株予約権付社債の要項の転換価額調整条項に従い、2026年4月1日に遡って転換価額を1,158.8円に調整しております。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(2026年3月3日発行)	
決議年月日	2026年2月12日
新株予約権の数(個)	49
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 18,132,800 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,543 (注2・7)
新株予約権の行使期間	自 2026年3月4日 至 2031年2月27日 (行使請求受付場所現地時間) (注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,543 資本組入額 772 (注4・7)
新株予約権の行使の条件	(注5・6)
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。
新株予約権付社債の残高(百万円)	28,006
割当先	第三者割当の方法により、AP PS IV S1,L.P.に割当てております。

<p>その他</p>	<p>当社は、AP PS IV S1,L.P.（以下「割当先」という。）との間で2026年2月12日付で締結の引受契約（以下「本引受契約」という。）において、本新株予約権の行使について以下のとおり合意しております。</p> <p>(i) 割当先は、当社と本引受契約締結後に別途合意した場合を除き、本新株予約権付社債の発行要項に定める自動行使型の現金決済条項による本新株予約権付社債の取得及び本新株予約権の行使による本新株予約権付社債の転換の対象となる本新株予約権付社債の累計の社債の口数が、以下の各期間に応じて定められた口数を超えることとなる本新株予約権の行使請求の意向に係る通知又は本新株予約権付社債の転換はしないものとします。</p> <p>(1)2027年3月3日まで：0口 (2)2027年3月4日から2028年3月3日まで：17口 (3)2028年3月4日から2029年3月3日まで：33口 (4)2029年3月4日から2031年2月27日まで：49口</p> <p>(ii) 割当先は、本新株予約権の行使請求の意向に係る通知又は本新株予約権付社債の転換をしようとする日において、当該日の前取引日における当社普通株式の普通取引の終値（当該日の前取引日に終値がない場合には、当該日に先立つ直近の取引日における終値）が、本新株予約権の行使請求の意向に係る通知又は本新株予約権付社債の転換をしようとする日において有効な転換価額に1.2を乗じて得た金額（1円未満は切り捨てる。）を下回る場合には、本新株予約権の行使請求の意向に係る通知又は本新株予約権付社債の転換はしないものとします。</p> <p>(iii) 上記(i)及び(ii)にかかわらず、本新株予約権付社債の発行要項に規定する繰上償還事由に該当する場合、本引受契約に定める前提条件が払込期日において満たされていなかったことが判明した場合、当社が割当先による本新株予約権の行使請求の意向に係る通知又は本新株予約権付社債の転換に合意した場合、東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合、当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反した場合、又は当社が有価証券報告書又は半期報告書を適法に提出しなかった場合には、割当先は、残存する本新株予約権付社債の全てについて、本新株予約権の行使請求の意向に係る通知又は本新株予約権の転換を行うことができます。</p> <p>(iv) 割当先は、2026年3月4日から2031年1月6日までの間、本新株予約権を行使しようとする場合（但し、2027年3月3日以前は上記(iii)に掲げる事由が発生した場合に限る。）には、事前に、当社に対して、その行使請求に係る意向を通知します。</p> <p>(v) 当社及び割当先の義務として、相手方当事者の事前の書面による同意なく、本引受契約上の地位若しくはこれに基づく権利義務の全部若しくは一部を譲渡その他の方法により処分してはならず、又は承継させてはなりません。</p>
------------	--

当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2026年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注1) 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とします。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算します（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てます。

(注2) 転換価額
各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、1,543円とします。なお、転換価額は(注2)乃至に定めるところに従い調整されることがあります。

転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、（注2）に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整します。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによります。

() 時価（（注2）（ ）に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、株式報酬制度（当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。）、執行役員及び専任役員に対する株式給付信託並びに従業員に対する株式給付信託を含む。）に基づき当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用します。

() 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用します。

() 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用します。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用します。

() 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用します。

() 上記()乃至()の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記()乃至()にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用します。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付します。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

当社は、本新株予約権付社債の発行後、(注2) ()に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整します。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価}}{\text{1株当たりの特別配当時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいいます。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

- () 「特別配当」とは、2031年3月3日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含み、下記(あ)又は(い)のいずれか高い金額の水準を超えて臨時的(5年間に1回以下の頻度を意味する。)に実施される配当(但し、1株あたり年間20円を上限とする。)を除く。)の額(金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)に当該基準日時点における各本社債の金額当たりの本新株予約権の目的である株式の数に乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、2031年3月3日までの間に終了する各事業年度につき、当該事業年度の配当に係る最終の基準日における各本社債の金額当たりの本新株予約権の目的である株式の数に、(あ)当該事業年度における1株当たり当期純利益に40%を乗じた金額(但し、当該金額が0円を下回る場合(当該事業年度において親会社株主に帰属する当期純損失を計上する場合を含む。)には0円とする。)又は(い)当該事業年度末日における1株当たり純資産額と前事業年度末日における1株当たり純資産額とを合計して2で除して得た額に3.5%を乗じた金額のいずれか高い金額を乗じた金額をいう。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には、本新株予約権付社債権者と協議の上、合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいいます。
- () 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用します。
- () 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てます。
- () 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額を適用する日(但し、(注2) ()の場合は基準日)又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とします。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てます。
- () 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に(注2) 又は(注2) に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とします。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとします。
- () 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととします。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとします。

本新株予約権付社債の発行後、(注2) に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額((注2) ()の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、(注2) ()の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、(注2) において調整後転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後転換価額が1,234円を下回ることとなる場合には、1,234円とする。)に調整されます。但し、本 による転換価額の調整は、当社が導入する株式報酬制度に基づき、当社の取締役、執行役員及び専任役員並びに従業員に当社普通株式を交付する場合又は当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役、執行役員その他の役員若しくは従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとします。

(注2) により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによります。

- () 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、株式報酬制度に基づく当社普通株式の交付、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

- () 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降、又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用します。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用します。

- () 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用します。

- () 上記()及び()の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記()及び()にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用します。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、(注2) ()に定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付します。

(注2) 、 及び のうち複数の規定に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整します。

(注2) 、 及び の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行います。

- () 株式の併合、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

- () その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

- () 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(注2) 乃至 により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知します。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行います。

- (注3) 本新株予約権者は、2026年3月4日から2031年2月27日(本社債の発行要項に定める一定の事由により、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日前)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができます。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとします。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとします。

- (イ) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日

- (ロ) 振替機関が必要であると認めた日

- (ハ) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできません。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知します。

- (注4)(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (注5) 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

- (注6)(イ) 本新株予約権付社債権者による本新株予約権の行使請求の意向表明時における本新株予約権付社債の取得

2026年3月4日から2031年1月6日に本新株予約権付社債権者から当社に対して本新株予約権の行使請求の意向に係る通知(以下「行使請求意向通知」という。)が書面により行われた場合、当社は、当該行使請求意向通知が行われてから実務上可能な限り速やかに、当該行使請求意向通知に記載された本新株予約権に係る本新株予約権付社債の全部(以下、本(イ)において「取得新株予約権付社債」という。)を取得し、これと引換えに当該行使請求意向通知を行った本新株予約権付社債権者に対して行使取得交付財産(以下に定義する。)を交付します。

「行使取得交付財産」とは、(A)取得新株予約権付社債に係る本社債の額面金額の総額に相当する額(以下「額面金額相当額」という。)の金銭、及び(B)次の算式により算出される数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。)をいいます。

行使取得転換価値 - 額面金額相当額(正の数である場合に限る。)

1株当たりの行使取得平均VWAP

「行使取得転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいいます。

額面金額相当額
----- × 1株当たりの行使取得平均VWAP
行使取得最終日転換価額

「1株当たりの行使取得平均VWAP」とは、行使取得関係VWAP計算期間(以下に定義する。)に含まれる各VWAP取引日(以下に定義する。)において東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値をいいます。行使取得関係VWAP計算期間中に(注2)、及び記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当たりの行使取得平均VWAPも適宜調整されます。

「行使取得最終日転換価額」とは、行使取得関係VWAP計算期間の最終日において有効な転換価額をいいます。

「行使取得関係VWAP計算期間」とは、行使請求意向通知が行われた日の10VWAP取引日前の日に始まる10連続VWAP取引日をいいます。

(注6)において「VWAP取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、VWAPが発表されない日を含みません。

- (ロ) 当社の選択による本新株予約権付社債の取得

2031年1月7日から2031年2月27日に当社から本新株予約権付社債権者に対して本新株予約権の取得に係る通知(以下「取得通知」という。)が書面により行われた場合、当社は、取得通知が行われてから実務上可能な限り速やかに、当該取得通知に記載された本新株予約権に係る本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに当該取得通知を行った本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付します。但し、取得通知に先立ち、本新株予約権付社債権者の書面による同意(但し、かかる同意は不合理に拒絶、留保又は遅延されないものとする。)を得ていない場合は、この限りではありません。

「交付財産」とは、(A)額面金額相当額の金銭、及び(B)次の算式により算出される数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。)をいいます。

転換価値 - 額面金額相当額(正の数である場合に限る。)

1株当たりの平均VWAP

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいいます。

$$\frac{\text{額面金額相当額}}{\text{最終日転換価額}} \times \text{1株当たりの平均VWAP}$$

「1株当たりの平均VWAP」とは、VWAP計算期間(以下に定義する。)に含まれる各VWAP取引日において東京証券取引所が発表するVWAPの平均値をいいます。VWAP計算期間中に(注2)、及び記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当たりの平均VWAPも適宜調整されます。

「最終日転換価額」とは、VWAP計算期間の最終日において有効な転換価額をいいます。

「VWAP計算期間」とは、取得通知が行われた日の10VWAP取引日前の日に始まる10連続VWAP取引日をいいます。

(八) 当社は、上記(イ)又は(ロ)に定める取得条項により取得した本新株予約権付社債を、かかる取得から実務上可能な限り速やかに消却するものとします。

(注7) 当社が組織再編行為を行う場合は、本社債の発行要項に定める一定の事由により本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記(イ)乃至(ヌ)に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとします。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用します。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とします。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本社債の発行要項を参照して決定するほか、以下に従います。なお、転換価額は(注2)乃至と同様の調整に服します。

合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定めます。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにします。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定めます。

(ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とします。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、(注3)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、(注3)に準ずる制限に服します。

(ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

(注5)に準じて決定します。

(ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された本社債を(注6)と同様に取得することができます。

(チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

- (リ) 組織再編行為が生じた場合
(注7)に準じて決定します。

- (ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算します(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとします。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2017年4月11日 (注)	1,465	95,305	-	7,909	1,472	3,452

(注) 2017年4月11日を効力発生日とする東邦工業株式会社との株式交換に伴い、新たに株式を発行しております。

発行価格 1,005円

資本組入額 0円

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	18	23	462	179	36	12,625	13,344	-
所有株式数 (単元)	20	104,615	17,068	240,820	128,692	126	461,417	952,758	29,635
所有株式数の割合(%)	0.00	10.98	1.79	25.27	13.50	0.01	48.42	100.00	-

(注) 1. 自己株式8,748,840株は「個人その他」に87,488単元、「単元未満株式の状況」に40株含まれております。

なお、当該自己株式には、株式給付信託(BBT)及び株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式721,900株は含まれておりません。

自己株式8,748,840株は株主名簿記載上の株式数であり、2026年3月31日現在の実質的な所有株式数は8,746,840株であります。

2. 「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
山善取引先持株会	大阪市西区立売堀二丁目3番16号	6,351	7.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	5,656	6.53
光通信KK投資事業有限責任組合	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	5,489	6.34
東京山善取引先持株会	大阪市西区立売堀二丁目3番16号	5,449	6.29
山善社員投資会	大阪市西区立売堀二丁目3番16号	3,346	3.86
株式会社エフティグループ	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号	3,296	3.80
名古屋山善取引先持株会	大阪市西区立売堀二丁目3番16号	2,102	2.42
UH Partners 2投資事業有限責任組合	東京都豊島区南池袋二丁目9番9号	1,671	1.93
広島山善取引先持株会	大阪市西区立売堀二丁目3番16号	1,389	1.60
九州山善取引先持株会	大阪市西区立売堀二丁目3番16号	1,148	1.32
計		35,901	41.47

(注) 1. 上記所有株式数のうち、投資信託及び年金信託設定分は以下のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1,433,300株

2. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合の計算上、株式給付信託(BBT)及び株式給付信託(J-ESOP)が保有する株式721,900株は、発行済株式数から控除する自己株式には含めておりません。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,746,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 86,529,000	865,270	-
単元未満株式	普通株式 29,635	-	-
発行済株式総数	95,305,435	-	-
総株主の議決権	-	865,270	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の株式数には、証券保管振替機構名義の株式2,000株、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式2,000株及び株式給付信託(BBT)及び株式給付信託(J-ESOP)が保有する株式721,900株を含めております。

なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の株式に係る議決権の数20個及び当該信託が保有する株式に係る議決権の数7,219個を含めております。ただし、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式に係る議決権の数20個は含めておりません。

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社山善	大阪市西区立売堀 二丁目3番16号	8,746,800	-	8,746,800	9.17
計	-	8,746,800	-	8,746,800	9.17

(注)1. 上記の他、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株あります。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれております。

2. 株式給付信託(BBT)及び株式給付信託(J-ESOP)が保有する株式721,900株は、上記自己株式等を含めておりません。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

取締役及び執行役員並びに専任役員に対する株式給付信託（BBT）

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。）及び執行役員並びに専任役員（以下、取締役とあわせて「取締役等」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

イ．本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

ロ．対象者に取得させる予定の株式の総数または総額

）株式の総数

1 事業年度分の上限として125,000株（うち取締役分として54,000株）

）株式の総額

3 事業年度分の上限として300百万円

ハ．本制度による受益者その他の権利を受けることができる者の範囲

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員並びに専任役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者。

従業員に対する株式給付信託（J-ESOP）

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、一定の要件を満たす従業員（以下、「従業員」という。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

イ．本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、当社従業員に対して、当社が定める株式給付規程に従って、従業員に対して当社の株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

なお、従業員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として従業員の退職時となります。

ロ．従業員に給付する予定の株式の総数

576,900株

ハ．本制度による受益者その他の権利を受けることができる者の範囲

当社従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2026年2月12日)での決議状況 (取得期間 2026年3月4日~2027年3月3日)	13,000,000	15,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	978,500	1,414,744,302
残存決議株式の総数及び価額の総額	12,021,500	13,585,255,698
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	92.47%	90.57%
当期間における取得自己株式	2,936,100	4,763,276,774
提出日現在の未行使割合(%)	69.9%	58.8%

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した自己株式数は含まれておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	28	36,736
当期間における取得自己株式	-	-

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使)	1,888,541	2,306,025,956	6,696,581	8,365,484,691
保有自己株式数	8,746,840	-	4,986,359	-

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り等による株式は含まれておりません。

2. 保有自己株式数には、株式給付信託(BBT)及び株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式721,900株は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と位置付け、持続的な成長と企業価値向上のための投資や様々なリスクに備えるための財務健全性とのバランスを考慮した上で、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針とし、中期経営計画「PROACTIVE YAMAZEN 2027」期間における毎期の配当金額は、連結配当性向40%（業績連動利益配分の指標）、または自己資本配当率（DOE）3.5%（安定した利益配分の指標）を基に算出したそれぞれの金額のうち、いずれか高い金額により算定しております。

さらには、追加的な株主還元、資本効率向上のため、時期、財政状況、株価及び株式の流動性を総合的に勘案し、自己株式取得を機動的に実施することといたします。

内部留保金につきましては、持続的な事業発展につながる有効な投資に充当し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、2025年5月14日に公表いたしました配当予想1株当たり32円から2円増配の34円とさせていただきます。この結果、中間配当金の20円とあわせた当期の年間配当金は、1株当たり54円となります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2025年11月12日 取締役会決議	1,712	20.00
2026年5月13日 取締役会決議	2,942	34.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の公正性と透明性を高め、経営環境の変化に的確かつ迅速に対応できる経営管理体制の維持向上が最も重要な課題と認識しております。また、当社及びグループ企業は、広く社会から信頼され、期待され、支持される事業体を目指し、サステナビリティ推進会議並びに各種委員会を設置するとともに『山善グループ企業行動憲章』を定め、危機管理・法令順守にとどまらず、持続的成長と企業価値向上を図るための企業統治体制を構築しております。

(2) 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

企業統治の体制の概要

当社は、取締役会の経営の監督機能の強化や意思決定の迅速化等を図るために、監査等委員会設置会社を採用しており、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役は2名）からなる監査等委員会が取締役会の職務執行の監査・監督に努めております。

取締役会

取締役会は、毎月開催される取締役会において、経営の重要事項に関する意思決定及び業務執行の監督を行っております。

取締役会の監督機能の実効性を確保するため、原則として当社の取締役の3分の1以上を独立社外取締役にすることとし、有価証券報告書提出日現在での取締役（監査等委員である取締役を含む。）の員数は9名、そのうち社外取締役は4名（うち、監査等委員である社外取締役は2名）となっております。

なお、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会は、一部の重要な業務執行の決定を代表取締役及び執行役員全員をもって構成される経営戦略会議の決定を経ることを条件として代表取締役社長に委任しており、重要度の高い事項についての取締役会における審議の充実及び監督機能の強化を図るとともに、その他の事項について、代表取締役社長による意思決定の迅速化を図っております。

また、経営戦略会議での決定事項は、取締役会において網羅的に報告を受ける体制をとっており、社外取締役及び監査等委員会の監査・監督機能を確保しております。

監査等委員会

監査等委員会は、毎月開催される取締役会への出席及び委員会としての監査活動を通じて、取締役の職務執行の適法性及び意思決定、経営判断の妥当性・適切性について監査・監督を行っております。

指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役等の指名・報酬に関する事項について審議し、取締役会に答申を行っております。当該委員会は取締役会の決議によって選任された3名以上の取締役で構成し、その過半数は独立社外取締役としております。また、委員長は独立社外取締役である委員から当該委員会の決議により選定しております。

なお、当該委員会は法令に基づく委員会ではありません。

会計監査人

当社は、会社法の規定に基づく会計監査人監査、金融商品取引法の規定に基づく財務諸表監査及び内部統制監査並びに期中レビュー業務に有限責任監査法人トーマツを起用しております。

業務執行体制

当社は、経営の監督（モニタリング）と業務執行（マネジメント）の役割と責任を分離することで経営の機動性を高めることを目的として、執行役員制度を導入しております。また、「稼ぐ力」の強化と「生産性」の向上を目的として、当社独自のトップマネジメントシステムである専任役員制度を導入しております。

（執行役員及び専任役員の概要）

執行役員：会社の基幹業務の執行責任者として、取締役会が指名する経営幹部で任期は1年となっております。主に担当する基幹業務の職務を遂行しますが、経営戦略会議のメンバーとして、担当職務を超えて会社経営全般に責任を負っております。

専任役員：経営諸面において特定地域や専門分野を任せうる高い見識や専門性を持った人財として、経営戦略会議が指名する経営幹部で任期は1年となっております。また執行役員とともに経営会議を構成し、担当職務に関し責任を負っております。

有価証券報告書提出日現在での執行役員（うち4名は取締役が兼務。）の員数は13名、専任役員の員数は17名となっております。

当社の主要な業務執行機関は次のとおりであります。

・経営戦略会議

当社の経営方針・経営目標等の定めによって、会社の基本的または重要な業務執行事項（取締役会決議事項は除く。）を協議・決定しており、代表取締役及び執行役員が出席しております。

・サステナビリティ推進会議

当社のあらゆる重要課題に関するリスクと機会の評価、アクションプランの策定や各事業部の取組みの横断的な検証、承認や情報開示に関する事項等の審議を行っており、代表取締役及び執行役員が出席しております。

・経営会議

業務執行に係る報告や情報交換等を行うための会議体として毎月開催され、代表取締役、執行役員、専任役員及び常勤監査等委員が出席しております。

各機関の構成員は以下のとおりであります。

役職名	氏名	職務及び担当	機 関						
			監査・監督			業務執行			
			取締役会	監査等委員会	指名・報酬委員会	経営戦略会議	サステナビリティ推進会議	経営会議	
代表取締役社長 社長執行役員	岸田 貢司	最高経営責任者 (CEO)	(議長)					(議長)	
代表取締役 副社長執行役員	佐々木 公久					(議長)			
取締役専務執行役員	山添 正道	最高財務責任者 (CFO) 経営管理本部長							
取締役 常務執行役員	中山 尚律	家庭機器事業部長							
社外取締役	隅田 博彦								
社外取締役	江口 あつみ								
取締役 常勤監査等委員	清原 伸一			(委員長)					
社外取締役 監査等委員	津田 佳典				(委員長)				
社外取締役 監査等委員	中務 尚子								
常務執行役員	坂本 伸二	営業本部長							(議長)
執行役員	松田 慎二	物流統括管理者 (CLO) 営業本部 建設監理、 物流企画管掌							
執行役員	高松 勝彦	産業ソリューション事業部長							
執行役員	坂田 正則	最高情報責任者 (CIO) ICT本部長							
執行役員	岩瀬 英治	機械事業部長							
執行役員	青木 雅彦	ツール&エンジニアリング事業部長							
執行役員	中田 公也	海外事業部長							
執行役員	高千穂 利道	経営管理本部 副本部長							

役職名	氏名	職務及び担当	機 関					
			監査・監督			業務執行		
			取締役会	監査等委員会	指名・報酬委員会	経営戦略会議	サステナビリティ推進会議	経営会議
執行役員	鳥巢 達郎	住建事業部長						
専任役員	入部 康久	家庭機器事業部副事業部長						
専任役員	亀田 英則	広島支社長						
専任役員	鳥海 宏	住建事業部副事業部長						
専任役員	中村 義孝	九州支社長						
専任役員	富増 正行	台湾支社長						
専任役員	James Everett Hansen	北米支社長						
専任役員	上村 伸行	名古屋支社長						
専任役員	増岡 功	アセアン支社長						
専任役員	石田 泰一郎	北関東・東北支社長						
専任役員	千葉 靖博	東京支社長						
専任役員	中畑 光俊	大阪支社長						
専任役員	西出 康人	家庭機器事業部副事業部長						
専任役員	朝信 行雄	住建事業部副事業部長						
専任役員	森井 郷	中国支社長						
専任役員	吉田 哲朗	海外事業部副事業部長						
専任役員	井爪 大	ICT本部副本部長						
専任役員	丸山 洋彦	TFS支社長						
合計			9名	3名	6名	13名	13名	31名

当社は、2026年6月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員を除く）は6名（うち、社外取締役2名）、監査等委員会は3名（うち、2名は社外取締役）で構成されることとなり、各機関の構成員は以下のとおりとなります。

なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会及び監査等委員会並びに指名・報酬委員会の決議事項の内容を含めて記載しております。

役職名	氏名	職務及び担当	機 関						
			監査・監督			業務執行			
			取締役会	監査等委員会	指名・報酬委員会	経営戦略会議	サステナビリティ推進会議	経営会議	
代表取締役社長 社長執行役員	岸田 貢司	最高経営責任者 (CEO)	(議長)					(議長)	
代表取締役 副社長執行役員	佐々木 公久					(議長)			
取締役 専務執行役員	山添 正道	最高財務責任者 (CFO) 経営管理本部長							
取締役 常務執行役員	中山 尚律	家庭機器事業部長							
社外取締役	隅田 博彦								
社外取締役	池田 安希子								
取締役 常勤監査等委員	清原 伸一			(委員長)					
社外取締役 監査等委員	津田 佳典				(委員長)				
社外取締役 監査等委員	中務 尚子								
常務執行役員	坂本 伸二	営業本部長							(議長)
執行役員	松田 慎二	物流統括管理者 (CLO) 営業本部 建設監理、 物流企画管掌							
執行役員	高松 勝彦	産業ソリューション事業部長							
執行役員	坂田 正則	最高情報責任者 (CIO) ICT本部長							
執行役員	岩瀬 英治	機械事業部長							
執行役員	青木 雅彦	ツール&エンジニアリング事業部長							
執行役員	中田 公也	海外事業部長							
執行役員	高千穂 利道	経営管理本部 副本部長							
執行役員	鳥巢 達郎	住建事業部長							
専任役員	入部 康久	家庭機器事業部 副事業部長							
専任役員	亀田 英則	広島支社長							
専任役員	鳥海 宏	住建事業部 副事業部長							
専任役員	中村 義孝	九州支社長							
専任役員	富増 正行	台湾支社長							
専任役員	James Everett Hansen	北米支社長							

役職名	氏名	職務及び担当	機 関					
			監査・監督			業務執行		
			取締役会	監査等委員会	指名・報酬委員会	経営戦略会議	サステナビリティ推進会議	経営会議
専任役員	上村 伸行	名古屋支社長						
専任役員	増岡 功	アセアン支社長						
専任役員	石田 泰一郎	北関東・東北支社長						
専任役員	千葉 靖博	東京支社長						
専任役員	中畑 光俊	大阪支社長						
専任役員	西出 康人	家庭機器事業部 副事業部長						
専任役員	朝信 行雄	住建事業部 副事業部長						
専任役員	森井 郷	中国支社長						
専任役員	吉田 哲朗	海外事業部 副事業部長						
専任役員	井爪 大	ICT本部 副本部長						
専任役員	丸山 洋彦	TFS支社長						
合計			9名	3名	6名	13名	13名	31名

当該体制を採用する理由

以下の諸施策を講じることにより、「取締役会による経営の監督機能の強化と透明性の確保」と「業務執行権限の拡大と競争力の強化」を両立し、企業価値のさらなる向上が実現されるものと判断し、当該体制を採用しております。

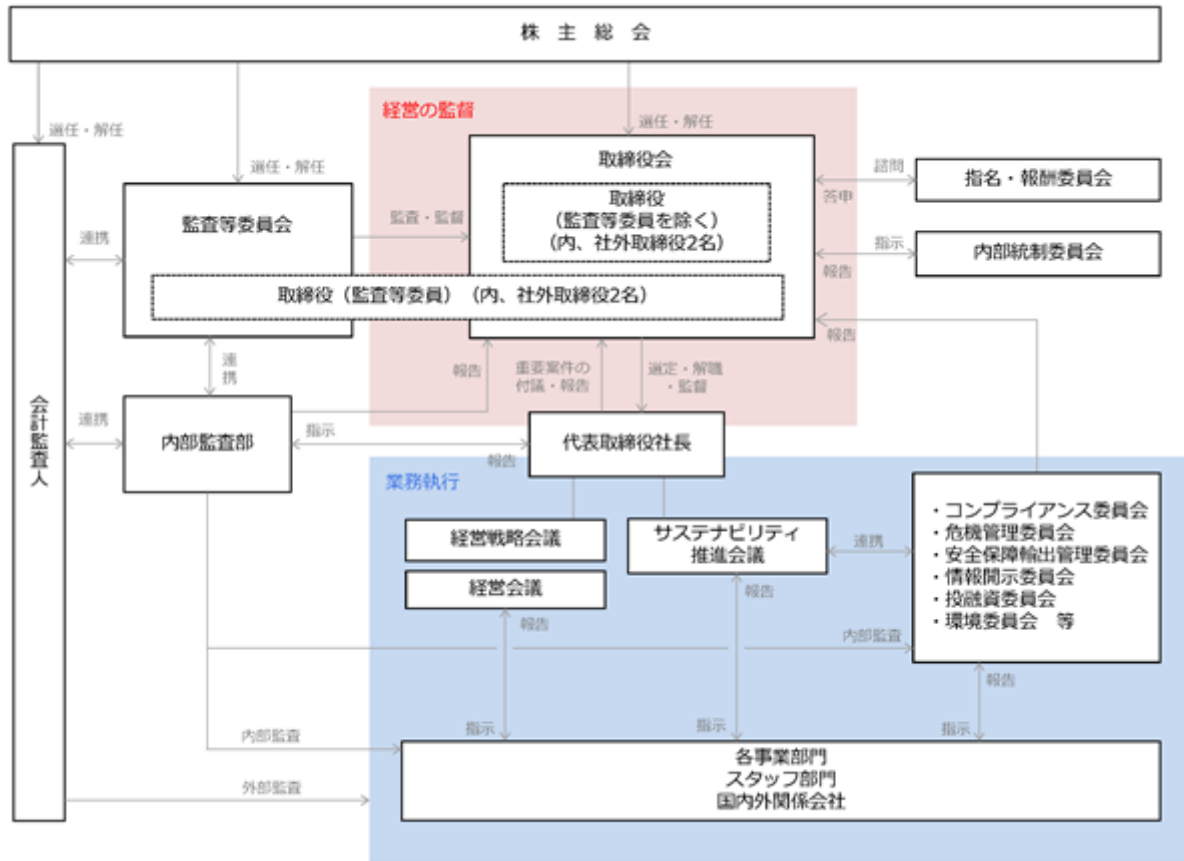
(取締役会による経営の監督機能の強化と透明性の確保)

- ・ 4名の社外取締役設置による取締役会の監督機能の充実と経営の透明性及び客観性の向上
- ・ 2名の社外取締役を含む監査等委員会の設置による監査・監督機能の充実
- ・ 監査等委員会と内部監査部門、会計監査人との連携による監査の実効性向上
- ・ 監査等委員会と代表取締役との定期会合による相互の意思疎通強化
- ・ 指名・報酬委員会の設置による取締役会の独立性・客観性強化
- ・ 社外取締役が自身の経験を十分に活かすための適切な機会の提供
- ・ 社外取締役が会社を理解するための十分な機会の提供
- ・ 社外取締役が取締役会以外の場で監督機能を十分に発揮するための適切な機会の提供

(業務執行権限の拡大と競争力の強化)

- ・ 会社法第399条の13第6項の規定に基づく取締役への業務執行権限の委任
- ・ 執行役員制度及び専任役員制度導入による監督と執行の分離
- ・ 業務執行機関の役割の明確化による情報共有強化と事前審議徹底

当社の内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりであります。



(3) 取締役の定数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

(4) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

(5) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

また、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(6) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(7) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、グローバル化・多様化する経営環境の中で、内部統制とコンプライアンスを経営上の重要課題として受け止め、経営の公正性と透明性を高めるため、「内部統制委員会」を設置し、また、「広く社会から信頼され、期待され、支持される事業体」であるためには、CSR活動の積極的・継続的な取組みが不可欠であるとし、この方針の徹底・浸透に向けた活動を具体的かつ効果的に展開するため、「コンプライアンス委員会」を設置しております。

なお、その整備状況は以下のとおりであります。

当社及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 経営上のリスクとその網羅性を加味し、取締役の職務分担をより明確にし、職務（責任）を執行する上で必要な権限を定めております。
- ・ 会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会は、一部の重要な業務執行の決定を代表取締役及び執行役員全員をもって構成される経営戦略会議の決定を経ることを条件として代表取締役社長に委任しており、重要度の高い事項についての取締役会における審議の充実及び監督機能の強化を図るとともに、その他の事項について、代表取締役社長による意思決定の迅速化を図っております。
- ・ 各種委員会において、重要案件の事前審議等を行い、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進しております。

当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 会社内に存在する重要なリスクの洗い出しと、その回避又は低減については、職務分掌・業務フロー・業務上のルール（統制方法）を定めた上で、すべて規程として整備（文書化）し、重要なプロセスが、この規程に基づいて行われる体制を築いております。
- ・ CSR活動を推進するため、事務局である当社の経営企画部がリスクの管理を総合的に行うとともに、リスクマネジメントの遂行を統制しております。また、当該活動に関しては、内部統制委員会が独立的立場からその有効性を評価するとともに、コンプライアンス委員会がリスクの顕在化防止あるいは低減に向けた具体的かつ効果的な活動を行っております。

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 文書管理規程その他の社内規程に基づき、当社の取締役の職務の執行に係る情報を保存・管理し、取締役が随時閲覧できる体制をとっております。

当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・ 当社は、子会社に対し、社内規程に基づいて、当該子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を求めています。

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制

- ・当社の子会社においても、各子会社の置かれた環境・企業規模を踏まえ、役員派遣に関する事項・権限（当社と各子会社の権限分配）・業務報告・文書保管・内部監査・危機管理・教育の各項目に関して、当社と共同で業務の適正を確保するための体制（仕組み）を構築しております。

当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・企業の社会的責任の重要性を厳粛に受け止め、CSR活動の推進体制を整備するとともに、コンプライアンスを経営の重要課題と位置付け、『山善グループ企業行動憲章』を制定しております。
- ・法令順守及び企業倫理の徹底について、教育・研修の充実を図っております。また、『山善グループ企業行動憲章』を従業員に対する行動規範として位置付け、これを周知徹底するため、計画的な啓発に努めております。
- ・企業内不祥事の発生を抑止するため社内通報窓口（内部通報に関する制度）を設置し、正当な理由に基づく内部通報者の保護に努めるとともに企業倫理の徹底を図っております。
- ・以上の活動に関し、内部統制委員会が独立的立場からその有効性を評価するとともに、コンプライアンス委員会がリスクの顕在化防止あるいは低減に向けた具体的かつ効果的な活動を行っております。

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助するため、一定の知識・経験を有するスタッフ（監査等委員会スタッフ）を複数名置くものとしております。

前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会スタッフの人事に関する事項は、監査等委員会の同意を要するものとしております。
- ・監査等委員会スタッフの職務は、監査等委員会の指揮の下で行われるものとしております。

当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は法令及び定款に違反する事実を把握したときは、社内規程に基づき、直ちに当該事実を当社の監査等委員会に報告するものとしております。

前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、社内規程において、経営陣から独立した窓口の設置、情報提供者の秘匿及び当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益扱いの禁止を明記しております。

監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について、当社に対し、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・定期的に代表取締役と監査等委員会との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図ることとしております。
- ・監査等委員会は、内部監査部との適切な連携関係を維持するとともに、会計監査人との定期的な会合を行うなど、相互の認識を共有、深化すべく努めるものとしております。
- ・監査等委員会が必要と認めた場合、監査等委員が経営会議その他の重要な会議に出席できるものとするほか、会議の議事録、各種報告書、決裁書類等を監査等委員が適時かつ容易に閲覧しうる体制を保持するものとしております。
- ・法令に基づく重要な開示書類については、全て開示前に監査等委員会への報告及び閲覧を要するものとしております。

財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行っております。システムの運用にあたっては、内部統制委員会を設置し、その信頼性・適切性の合理的な担保のため、内部監査を担う内部監査部と連携し、整備・運用状況の有効性評価を行っております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害するような反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。
- ・この基本方針を、コンプライアンスの基本概念として定めた当社の行動規範、『山善グループ企業行動憲章』に明記し、ガイドブックを作成の上、当社グループ社員全員に配布・周知しております。
- ・当社は、大阪府企業防衛連合協議会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

(8) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行を行わない取締役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。当該責任限定が認められるのは、当該業務執行を行わない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。なお、過去監査役であった者の一部については監査役在任時に同様の責任限定契約を締結しております。

(9) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員としての職務の執行に起因して発生した損害賠償請求に係る損害を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）並びに執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意又は犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。

(10) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行に関する定款の変更前の監査役であった者の行為に基づく責任の取締役会の決議による一部の免除について、当該変更前の定款の定めがなお効力を有する旨定款の附則に定めております。

(11) 取締役会、監査等委員会及び指名・報酬委員会の活動状況

取締役会

当社は、当事業年度において取締役会を14回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	常勤/社外 区分	取締役会 (14回開催)	
		出席回数	出席率
長尾 雄次 (議長)	常勤	3回	100%
岸田 貢司 (議長)	常勤	13回	93%
佐々木 公久	常勤	14回	100%
山添 正道	常勤	14回	100%
中山 尚律	常勤	14回	100%
隅田 博彦	社外	14回	100%
江口 あつみ	社外	13回	93%
村井 諭	常勤	3回	100%
清原 伸一	常勤	11回	100%
津田 佳典	社外	14回	100%
中務 尚子	社外	14回	100%

- (注) 1. 取締役長尾雄次氏は、2025年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。
2. 取締役常勤監査等委員村井諭氏は、2025年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。
3. 取締役常勤監査等委員清原伸一氏は、2025年6月24日就任後開催の取締役会より出席しておりません。

当事業年度の取締役会における具体的な活動としては、当社グループの持続的成長に向けた投資（M&A、物流設備、DX・システム関連投資、新規事業等）や事業提携、取締役会の実効性評価、自己株式の取得、サステナビリティ推進に向けた取組み、政策保有株式の保有や処分の要否、中期経営計画に係る重要施策の進捗確認等の重要度の高い事項について審議・検討を行っております。

監査等委員会

当事業年度における監査等委員会の活動状況及び出席状況については、「(3) 監査の状況 監査等委員会の活動状況」に記載のとおりであります。

指名・報酬委員会

当事業年度において当社は指名・報酬委員会を年3回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	常勤/社外 区分	指名・報酬委員会 (3回開催)	
		出席回数	出席率
長尾 雄次	常勤	1回	100%
岸田 貢司	常勤	2回	100%
隅田 博彦	社外	3回	100%
江口 あつみ	社外	3回	100%
村井 諭	常勤	1回	100%
清原 伸一	常勤	2回	100%
津田 佳典 (委員長)	社外	3回	100%
中務 尚子	社外	3回	100%

- (注) 1. 取締役長尾雄次氏は、2025年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。
2. 取締役岸田貢司氏は、2025年6月24日以降開催の指名・報酬委員会より出席しております。
3. 取締役常勤監査等委員村井諭氏は、2025年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。
4. 取締役常勤監査等委員清原伸一氏は、2025年6月24日就任後開催の指名・報酬委員会より出席しております。

当事業年度の指名・報酬委員会における活動としては、社外取締役の選任、取締役の報酬等の額等について審議・検討を行っております。

(2) 【役員の状況】

(1) 役員一覧

1. 2026年6月15日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者 (CEO)	岸田 貢司	1960年9月2日生	1983年4月 当社入社 2016年4月 執行役員に就任 機械事業部副事業部長 海外担当 2018年4月 上級執行役員に就任 生産統轄部長 2018年6月 取締役就任 2020年4月 営業本部 副本部長 海外担当 2021年4月 TFS支社長 2022年4月 常務執行役員に就任 2023年4月 代表取締役社長 社長執行役員 に就任(現) 2024年4月 営業本部長	(注)3	372
代表取締役 副社長執行役員	佐々木 公久	1957年1月25日生	1980年4月 当社入社 2013年4月 執行役員に就任 大阪営業本部副本部長 2015年4月 上席執行役員に就任 2016年4月 執行役員に就任 2017年4月 上級執行役員に就任 大阪営業本部長 2017年6月 取締役就任 2018年4月 大阪支社長 2019年6月 取締役を退任 常務執行役員に就任 2020年4月 専務執行役員に就任 営業本部長 2020年6月 取締役就任 2021年4月 代表取締役に就任(現) 2024年4月 副社長執行役員に就任(現) 国内営業管掌 東京支社長 2025年10月 営業本部長	(注)3	288
取締役 専務執行役員 最高財務責任者 (CFO) 経営管理本部長	山添 正道	1960年3月10日生	1982年4月 当社入社 2015年4月 執行役員に就任 法務審査部長 2017年4月 管理本部副本部長 兼 海外管理部長 管理本部長 2017年11月 上級執行役員に就任 2018年4月 取締役就任(現) 2018年6月 常務執行役員に就任 2020年4月 経営企画本部長 2021年10月 経営管理本部長(現) 2024年4月 専務執行役員に就任(現)	(注)3	348
取締役 常務執行役員 家庭機器事業部長	中山 尚律	1962年6月11日生	1987年4月 当社入社 2015年4月 執行役員に就任 家庭機器事業部 営業統括部長 2016年4月 家庭機器事業部副事業部長 兼 営業統括部長 2018年4月 家庭機器事業部長(現) 2021年4月 上級執行役員に就任 2022年4月 上席執行役員に就任 2022年6月 取締役就任(現) 2025年4月 常務執行役員に就任(現)	(注)3	134

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	隅田 博彦	1956年 8月21日生	1991年 2月 三菱商事株式会社入社 2003年 1月 同社生活産業グループIT戦略ユニットマネージャーに就任 2008年 4月 同社生活産業グループCIOに就任 2011年 2月 東洋鋼鋸株式会社入社 2011年 4月 同社執行役員社長室担当兼社長室長に就任 2012年 4月 同社執行役員経営企画担当兼事業開発部長に就任 2012年 6月 同社取締役に就任 2014年 6月 同社代表取締役社長に就任 2014年 6月 東洋製罐グループホールディングス株式会社執行役員に就任 2018年 6月 東洋鋼鋸株式会社取締役に就任 東洋製罐グループホールディングス株式会社取締役副社長に就任 2022年 6月 当社取締役に就任(現)	(注)3	-
取締役	江口 あつみ	1957年10月 2日生	1980年 4月 サントリー株式会社(現 サントリーホールディングス株式会社)入社 2010年 4月 同社広報部部長に就任 2013年 4月 サントリーグローバルイノベーションセンター株式会社 ビジネス開発部上席研究員 2016年 4月 サントリーホールディングス株式会社 R&D担当役員付渉外・広報担当(専任部長)に就任 2017年11月 江崎グリコ株式会社入社 理事 コーポレートコミュニケーション部長に就任 2018年 3月 同社執行役員に就任 2023年 6月 株式会社ニッスイ 社外取締役に就任(現) 2024年 6月 当社取締役に就任(現) 2025年 3月 株式会社シマノ 社外取締役に就任(現)	(注)3	-
取締役 (常勤監査等委員)	清原 伸一	1962年 6月28日生	1987年 4月 当社入社 2019年 4月 執行役員に就任 管理本部副本部長 兼 人事部長 2021年10月 経営管理本部 副本部長 2025年 6月 取締役(常勤監査等委員)に就任(現)	(注) 4、5	58
取締役 (監査等委員)	津田 佳典	1972年 8月18日生	1995年 4月 中央監査法人入社 1998年 4月 公認会計士登録 2007年 8月 あすかコンサルティング株式会社代表取締役に就任(現) 津田佳典公認会計士事務所開業(現) 2011年 6月 第一稀元素化学工業株式会社 社外監査役に就任(現) 2012年 6月 当社補欠監査役 2013年 6月 当社監査役に就任 2016年 6月 当社取締役(監査等委員)に就任(現)	(注)5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	中務 尚子	1965年4月8日生	1994年4月 最高裁判所司法研修所終了 大阪弁護士会登録 中央総合法律事務所入所(現 弁護士法人中央総合法律事務 所)(現) 2002年6月 S P K株式会社 社外監査役に 就任 2006年4月 ニューヨーク州弁護士登録 2008年4月 京都大学法科大学院非常勤講師 2012年6月 ナカバヤシ株式会社 社外監査 役に就任 2015年6月 同社社外取締役(監査等委員) に就任 2020年6月 S P K株式会社 社外取締役 (監査等委員)に就任 当社補欠取締役(監査等委員) に就任 2021年6月 当社取締役(監査等委員)に就 任(現) 2023年5月 和田興産株式会社 社外取締役 (監査等委員)に就任(現)	(注)5	-
計					1,200

- (注) 1. 取締役隅田博彦氏、江口あつみ氏、津田佳典氏及び中務尚子氏は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
- 委員長 清原伸一、委員 津田佳典、委員 中務尚子
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2025年6月24日開催の定時株主総会から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 取締役(常勤監査等委員)の清原伸一氏は、退任した取締役(常勤監査等委員)村井諭氏の補欠として選任されており、その任期は当社定款の定めにより、退任者の任期の満了する時までとなります。
5. 監査等委員である取締役の任期は、2024年6月25日開催の定時株主総会から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 「所有株式数」には、2026年3月31日現在の、役員持株会名義の実質所有株式数(単元未満株式を除く。)を含んだ株式数を記載しております。
7. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を、2025年6月24日開催の定時株主総会で選任されました。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (百株)
本行 克哉	1987年3月9日生	2012年12月 最高裁判所司法研修所終了 大阪弁護士会登録 弁護士法人中央総合法律事務所入所 2017年8月 金融庁入庁(任期付職員) 同庁検査局企画審査課金融証券検査官 2018年7月 同庁総合政策局リスク分析総括課金融証券検査官 2019年8月 同庁監督局銀行第二課課長補佐(法務担当) 2020年4月 弁護士法人中央総合法律事務所再入所(現) 2022年6月 ニューヨーク州弁護士登録 2025年6月 当社補欠取締役(監査等委員)に就任(現)	-

2. 2026年6月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下の通りとなる予定であります。

なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会及び監査等委員会の決議事項の内容を含めて記載しております。

男性7名 女性2名 （役員のうち女性の比率22.2%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者 (CEO)	岸田 貢司	1960年9月2日生	1983年4月 当社入社 2016年4月 執行役員に就任 機械事業部副事業部長 海外担当 2018年4月 上級執行役員に就任 生産統轄部長 2018年6月 取締役に就任 2020年4月 営業本部 副本部長 海外担当 2021年4月 TFS支社長 2022年4月 常務執行役員に就任 2023年4月 代表取締役社長 社長執行役員 に就任(現) 2024年4月 営業本部長	(注)3	372
代表取締役 副社長執行役員	佐々木 公久	1957年1月25日生	1980年4月 当社入社 2013年4月 執行役員に就任 大阪営業本部副本部長 2015年4月 上席執行役員に就任 2016年4月 執行役員に就任 2017年4月 上級執行役員に就任 大阪営業本部長 2017年6月 取締役に就任 2018年4月 大阪支社長 2019年6月 取締役に退任 常務執行役員に就任 2020年4月 専務執行役員に就任 営業本部長 2020年6月 取締役に就任 2021年4月 代表取締役に就任(現) 2024年4月 副社長執行役員に就任(現) 国内営業管掌 東京支社長 2025年10月 営業本部長	(注)3	288
取締役 専務執行役員 最高財務責任者 (CFO) 経営管理本部長	山添 正道	1960年3月10日生	1982年4月 当社入社 2015年4月 執行役員に就任 法務審査部長 2017年4月 管理本部副本部長 兼 海外管理部長 2017年11月 管理本部長 2018年4月 上級執行役員に就任 2018年6月 取締役に就任(現) 2020年4月 常務執行役員に就任 経営企画本部長 2021年10月 経営管理本部長(現) 2024年4月 専務執行役員に就任(現)	(注)3	348
取締役 常務執行役員 家庭機器事業部長	中山 尚律	1962年6月11日生	1987年4月 当社入社 2015年4月 執行役員に就任 家庭機器事業部 営業統括部長 2016年4月 家庭機器事業部副事業部長 兼 営業統括部長 2018年4月 家庭機器事業部長(現) 2021年4月 上級執行役員に就任 2022年4月 上席執行役員に就任 2022年6月 取締役に就任(現) 2025年4月 常務執行役員に就任(現)	(注)3	134

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	隅田 博彦	1956年 8月21日生	1991年 2月 三菱商事株式会社入社 2003年 1月 同社生活産業グループIT戦略ユニットマネージャーに就任 2008年 4月 同社生活産業グループCIOに就任 2011年 2月 東洋鋼鋸株式会社入社 2011年 4月 同社執行役員社長室担当兼社長室長に就任 2012年 4月 同社執行役員経営企画担当兼事業開発部長に就任 2012年 6月 同社取締役に就任 2014年 6月 同社代表取締役社長に就任 2014年 6月 東洋製罐グループホールディングス株式会社執行役員に就任 2018年 6月 東洋鋼鋸株式会社取締役に就任 東洋製罐グループホールディングス株式会社取締役副社長に就任 2022年 6月 当社取締役に就任(現)	(注)3	-
取締役	池田 安希子	1960年 7月26日生	1983年 4月 株式会社大丸(現 株式会社大丸松坂屋百貨店)入社 2003年 4月 株式会社イトーヨーカ堂入社 2011年 3月 同社 執行役員衣料事業部副事業部長 兼 肌着部シニアMDに就任 2014年 5月 同社 執行役員衣料事業部長に就任 2015年 3月 同社 執行役員QC室長に就任 2016年 3月 株式会社ジョリーバスタ 執行役員に就任 2016年 4月 同社 代表取締役社長に就任 2017年 4月 株式会社ココスジャパン 社長執行役員に就任 2017年 6月 同社 代表取締役社長に就任 2019年 1月 岡本株式会社 執行役員に就任 2019年 4月 同社 取締役商品本部長に就任 2020年 6月 同社 取締役経営管理本部長に就任 2023年 1月 くら寿司株式会社 社外取締役に就任 2023年 6月 People Trees 合同会社 シニアパートナーに就任 2024年 6月 株式会社日本触媒 社外取締役に就任(現) 株式会社J-オイルミルズ 社外取締役に就任(現) 2026年 6月 当社取締役に就任予定	(注)3	-
取締役 (常勤監査等委員)	清原 伸一	1962年 6月28日生	1987年 4月 当社入社 2019年 4月 執行役員に就任 管理本部副本部長 兼 人事部長 2021年10月 経営管理本部 副本部長 2025年 6月 取締役(常勤監査等委員)に就任(現)	(注)4	58
取締役 (監査等委員)	津田 佳典	1972年 8月18日生	1995年 4月 中央監査法人入社 1998年 4月 公認会計士登録 2007年 8月 あすかコンサルティング株式会社代表取締役に就任(現) 津田佳典公認会計士事務所開業(現) 2011年 6月 第一稀元素化学工業株式会社社外監査役に就任(現) 2012年 6月 当社補欠監査役 2013年 6月 当社監査役に就任 2016年 6月 当社取締役(監査等委員)に就任(現)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	中務 尚子	1965年4月8日生	1994年4月 最高裁判所司法研修所終了 大阪弁護士会登録 中央総合法律事務所入所(現 弁護士法人中央総合法律事務 所)(現) 2002年6月 S P K株式会社 社外監査役に 就任 2006年4月 ニューヨーク州弁護士登録 2008年4月 京都大学法科大学院非常勤講師 2012年6月 ナカバヤシ株式会社 社外監査 役に就任 2015年6月 同社社外取締役(監査等委員) に就任 2020年6月 S P K株式会社 社外取締役 (監査等委員)に就任 当社補欠取締役(監査等委員) に就任 2021年6月 当社取締役(監査等委員)に就 任(現) 2023年5月 和田興産株式会社 社外取締役 (監査等委員)に就任(現)	(注)4	-
計					1,200

- (注) 1. 取締役隅田博彦氏、池田安希子氏、津田佳典氏及び中務尚子氏は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
- 委員長 清原伸一、委員 津田佳典、委員 中務尚子
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2026年6月23日開催予定の定時株主総会から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、2026年6月23日開催予定の定時株主総会から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 「所有株式数」には、2026年3月31日現在の、役員持株会名義の実質所有株式数(単元未満株式を除く。)を含んだ株式数を記載しております。
6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を、2025年6月24日開催の定時株主総会で選任されました。補欠の監査等委員である取締役候補者の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (百株)
本行 克哉	1987年3月9日生	2012年12月 最高裁判所司法研修所終了 大阪弁護士会登録 弁護士法人中央総合法律事務所入所 2017年8月 金融庁入庁(任期付職員) 同庁検査局企画審査課金融証券検査官 2018年7月 同庁総合政策局リスク分析総括課金融証券検査官 2019年8月 同庁監督局銀行第二課課長補佐(法務担当) 2020年4月 弁護士法人中央総合法律事務所再入所(現) 2022年6月 ニューヨーク州弁護士登録 2025年6月 当社補欠取締役(監査等委員)に就任(現)	-

(2) 社外役員の状況

社外取締役の選任状況

当社は、社外取締役を4名選任しております。うち2名は監査等委員である取締役であります。

社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役の隅田博彦氏は、これまで他社の代表取締役社長を歴任するなど、企業経営者としての高い見識や豊富な経験に加えて、ITに関する幅広い見識を有しております。当社の経営全般に対しの確かな助言を行うことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

社外取締役の江口あつみ氏は、これまで飲料・食品メーカーにおいて研究開発部門や広報部門に携わり、さらにコーポレートコミュニケーション部門においては戦略企画の実行及びサステナビリティ活動をリードするなど幅広い見識と豊富な経験を有しております。当社の取締役会などにおいて独立した立場で、経営全般に対しコーポレートコミュニケーションやダイバーシティの視点からの確かな助言を行うことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

監査等委員である社外取締役の津田佳典氏は、公認会計士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外監査役としての豊富な経験と高い見識に基づき、財務諸表の適正性、監査全般にわたる適正性の確保において、適宜助言を行っております。

監査等委員である社外取締役の中務尚子氏は、弁護士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外取締役（監査等委員）としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監督的役割を担っております。

社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針を明文化しておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の規則等の独立性に関する諸規定を参考に独立性が確保できる候補者の中から、経験、専門性、人格、見識等を総合的に検討し、当社の経営に対する監督及び監視機能の充実につながる適切な発言や行動ができる方を選任しております。

会社と会社の社外取締役の人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役である隅田博彦氏は、2022年3月まで東洋鋼鈹株式会社の取締役を2022年6月まで東洋製罐グループホールディングス株式会社の取締役副社長を歴任しておりましたが、当社と同社との間で特別な利害関係はありません。

社外取締役である江口あつみ氏は、株式会社ニッスイ及び株式会社シマノの社外取締役を兼任しております。

当社と株式会社シマノとの間には売上取引がありますが、その取引額は直近事業年度における当社の連結売上高の0.1%未満であり、独立性に疑義が生じるおそれはないと考えております。なお、当社と株式会社ニッスイとの間で特別な利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の津田佳典氏は、第一稀元素化学工業株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社と同社との間で特別な利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の中務尚子氏は、当社が業務を委嘱する弁護士法人に所属しておりますが、当社が同法人に対して支払う報酬総額は100万円未満であります。なお、同氏は和田興産株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、当社と同社との間で特別な利害関係はありません。

なお、隅田博彦氏、江口あつみ氏、津田佳典氏及び中務尚子氏は証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員に指定しております。

(3) 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員である社外取締役は、監査等委員会において、取締役会における決議案件や重要な報告事項に関する事前説明及び常勤監査等委員が出席している経営会議等の重要会議の内容の報告を受けるとともに、会計監査人及び内部監査部と適宜情報・意見交換を行い、監査・監督を行っております。

また、当社は、社外取締役が取締役会における決議案件や、重要な報告事項を十分に理解した上で、適切な発言や行動ができるよう経営企画部が窓口となり、適時適切な情報交換を行い、かつ取締役会における議案や報告事項等について事前に詳細説明をすることとしており、必要に応じて該当する部門との連携が可能な体制としております。

さらに、監査等委員会は、経営管理本部と適宜連携し、監査・監督機能の有効性を高めております。

(4) 相談役・顧問等

当社は、経営者としての経験に基づく助言等の提供を受けるため、取締役会決議により取締役を退任した者を相談役・顧問等に選任することがあります。

(3) 【監査の状況】

(1) 監査等委員会監査の状況

監査等委員会監査の組織・人員・手続

当社における監査等委員会は、3名（うち社外監査等委員2名）で構成されております。監査等委員である社外取締役2名と当社との人的関係、資本関係又は取引関係については「(2) 役員の状況 (2) 社外役員の状況 会社と会社の社外取締役の人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係の概要」に記載のとおりであり、特別な利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の機能及び役割については、「(2) 役員の状況 (2) 社外役員の状況 社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割」に記載しております。

各監査等委員は、監査等委員会で定めた監査計画に基づき年間を通じて監査を実施しております。

監査等委員会の活動状況

監査等委員会は、取締役会開催に先立ち月次で開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。当事業年度において当社は監査等委員会を年13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

役名	氏名	監査等委員会 (13回開催)	
		出席回数	出席率
取締役 (常勤監査等委員)	村井 諭	3回	100%
取締役 (常勤監査等委員)	清原 伸一	10回	100%
社外取締役 (監査等委員)	津田 佳典	13回	100%
社外取締役 (監査等委員)	中務 尚子	13回	100%

- (注) 1. 取締役常勤監査等委員村井諭氏は、2025年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。
2. 取締役常勤監査等委員清原伸一氏は、2025年6月24日就任後開催の監査等委員会より出席しております。

監査等委員会の具体的な活動は、監査等委員会監査計画に基づき、代表取締役との意見交換会（監査等委員会を選定したテーマについての意見交換）を年2回実施し、取締役会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社・支社における業務及び財産状況の調査を通じて取締役の職務執行の監査・監督を行っております。また、子会社からの事業報告の確認、内部監査部より内部監査の状況について随時報告を受けており、その他、法務的・会計的な課題について、損害の発生を未然に防ぐ予防的監査の実施も行っております。

監査等委員会は、全ての本部・事業部、及び主要な国内子会社に対して、直接的な対話形式による監査（部門監査）を行い、必要に応じて国内支社・海外子会社の現地監査を行っております。また、監査等委員である取締役以外の取締役の選任もしくは解任または辞任及び報酬等についての意見形成を行っております。

会計監査人とは、定期的なコミュニケーションの機会において、監査方針・監査計画の確認を行うとともに、監査の実施状況・結果の報告を受けるほか、会計に関する重要な検討課題や財務報告に係る内部統制の有効性についての意見交換及び監査活動のレビュー等を通じて認識した課題についての検討を行っております。

・当事業年度における監査等委員会の決議・協議・報告/検討事項

決議事項	監査等委員会の監査報告書、会計監査人の選任（再任）、会計監査人の監査報酬の同意、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬案に対する意見形成、取締役の選解任議案に対する意見形成、監査等委員会の報酬についての協議及び決定、定時株主総会の議案内容と事業報告等の協議、当事業年度の監査方針・監査計画 等
協議事項	会計監査人の監査等委員会評価、監査等委員会の監査報告書 等
報告/検討事項	経営戦略会議及びサステナビリティ推進会議における決議事項の意見交換、内部監査部の年間監査計画に関する説明・受領及び意見の申述、内部統制システムの監査等委員会評価、内部監査部の監査結果報告、会計監査人の監査結果報告（期中レビュー含む。）、監査上の主要な検討事項（KAM） 等

常勤監査等委員である取締役の活動状況

常勤監査等委員である取締役は、監査等委員会の議長を務め、経営会議等の重要な会議に出席し、必要な事項については監査等委員会において報告しております。部門監査や国内支社、国内子会社及び海外子会社の現地監査の実施にあたって主導的な役割を果たすほか、稟議書・本社決裁書類・決裁後の重要契約書等を閲覧しており、必要な場合は担当部門長に説明を求め、監査等委員会に報告を行い、監査等委員である社外取締役との情報共有に努めております。

また、常勤監査等委員である取締役は国内子会社（5社）の監査役を兼務しており、各子会社の取締役会・経営会議・その他の重要な会議に出席し、監査役を兼務しない国内子会社及び海外子会社については内部監査部や関係部門からの報告を受け、必要な事項を監査等委員会に報告しております。

さらに、会計監査人と会計監査上の必要事項について定期的に連携するとともに、監査上の主要な検討事項（KAM）についての意見交換等を行っております。

監査等委員である社外取締役の活動状況

監査等委員である社外取締役は、監査等委員会及び取締役会に出席し、社外からの客観的・中立的な立場及び専門的な分野から意見を述べるなど、経営監視体制の充実を図っております。日常より常勤監査等委員である取締役との連絡を取り、会計監査人及び内部監査部との連携を密にするとともに、部門監査や国内支社、国内子会社及び海外子会社の現地監査を行っております。

また、国内全体及び海外支社間全体の経営会議に出席し、グループ内での経営全般の動向の把握に努めており、損害の発生を未然に防ぐ予防的監査として、法務的・会計的な見地から助言を行うとともに、必要に応じて担当経営層に提言を行っております。

(2) 内部監査の状況

内部監査については、代表取締役直轄の内部監査部（4名）を配置し、各事業部門及び国内外の関係会社について、年次の内部監査計画に基づく監査を実施し、業務執行の適正性及び経営の妥当性、効率性等の観点から業務改善の具体的な提言を行い、内部統制の確立を図っております。なお、内部監査部には、公認内部監査人（CIA）、公認不正検査士（CFE）、内部監査士（QIA）等の専門資格保有者を配置し、内部監査の専門性の向上、実効性を確保する体制を構築しております。

また、コーポレートガバナンス・コード補充原則4-13を踏まえ、内部監査の実効性を確保するため、内部監査部は業務執行部門から独立し、代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に直接報告する体制を構築しております。

(3) 会計監査の状況

当社は、会社法の規定に基づく会計監査人監査、金融商品取引法の規定に基づく財務諸表監査及び内部統制監査並びに期中レビュー業務に有限責任監査法人トーマツを起用しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。当社は、同監査法人と監査契約を締結し、それに基づき報酬を支払っており、同監査法人との継続監査期間は19年であります。

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

公認会計士の氏名等	所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 池田 賢重	有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員 前田 晃広	有限責任監査法人トーマツ

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名 その他 34名

監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、監査法人の独立性・専門性、監査の実施体制、監査計画・監査報酬等を勘案し、会計監査人の候補者選定を行っており、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または、不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、独立性・専門性ともに問題は無く、監査の実施体制及び監査計画・監査報酬等は合理的かつ妥当であると判断し、当該監査法人を選定しております。

監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、監査法人の品質管理、独立性・専門性、監査報酬の内容及び水準等により、監査法人を総合的に評価しております。

なお、監査等委員会は、当事業年度において監査法人が実施した監査方法・監査結果につきまして、相当であると判断しております。

(4) 監査報酬の内容等

監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	69	-	70	3
連結子会社	-	-	-	-
計	69	-	70	3

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、山善健康保険組合及び山善企業年金基金における財務管理及び個人情報管理に関する調査業務についての対価であります。

監査公認会計士等と同一のネットワーク(Deloitte Touche Tohmatsu Limited)に属する組織に対する報酬(を除く。)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	21	13	18	16
計	21	13	18	16

(前連結会計年度)

連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国外関連取引に関する移転価格関連サービス業務及び税務相談業務等についての対価であります。

(当連結会計年度)

連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国外関連取引に関する移転価格関連サービス業務及び税務相談業務等についての対価であります。

その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

・基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同様とする。）の報酬等は、さらなる企業価値の向上を経営上の重要課題と位置づけ、企業価値の向上に資するものであるべきと考え、短期的な視点だけでなく中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める報酬制度とすることを基本方針としております。

取締役の報酬等は、定額の「固定報酬」と業績等により支給額が変動する「業績連動報酬」を適切に組み合わせることにより、有能な人材の確保及び企業価値向上のインセンティブの生成を実現し、さらなる企業価値の向上を図る報酬制度の構築を目指しております。

なお、社外取締役については、「業績連動報酬」は支給しないものとしております。

当社の取締役の報酬等の額の決定過程において取締役会は、会社の業績、事業規模等の様々な要因を踏まえ、取締役の報酬等の決定方針並びにその手順について定めております。

・報酬等の決定方針に関する事項

(取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法)

上記基本方針を踏まえて、取締役の個人別の報酬等の決定方針を、2021年2月10日開催の取締役会において決議しております。また、2022年3月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬の決定方針の一部を改訂しております。なお、当該決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

(決定方針の内容の概要)

役職ごとの方針

当社は、各役員の責任や役割等に対する成果に報いるため、各役員の責任や役割等に応じて、職位別に一定の基準を設けており、同一の職位であっても前年度の実績等に応じて、一定の範囲で昇給が可能な仕組みとしております。

なお、社外取締役につきましては、昇給枠のある報酬は支給しておりません。

(役員報酬の構成)

取締役の報酬等は、定額の「固定報酬」と業績等により支給額が変動する「業績連動報酬」によって構成し、取締役の報酬の支給割合は、同業他社等の水準を踏まえて、連結経常利益基準値100%達成の場合、概ね「固定報酬60%～70%」、「業績連動報酬30%～40%（うち金銭報酬約8割、非金銭報酬約2割）」としております。

) 固定報酬

・「定例報酬(金銭報酬)」

「基本報酬」、「代表報酬」、「取締役報酬」、「職務報酬」から成り、取締役内規に役位別の基準を定めております。定例報酬は、毎月一定の時期に支給しております。

) 業績連動報酬

当社の業績連動報酬は、事業年度ごとの会社の業績等に連動する「賞与(金銭報酬)」（短期インセンティブ報酬）と取締役退任後に当社株式等を支給する「株式報酬(非金銭報酬)」（中長期インセンティブ報酬）で構成されます。

業績連動報酬に係る指標は当社グループの総合的な収益力を評価軸とし、当社取締役の経営全般への貢献度が測定可能である「連結経常利益額」を採用しております。

・「賞与(金銭報酬)」

取締役内規に定める「連結経常利益額等」に応じた支給月数をベースに支給額を決定しております。当該報酬の支給時期は毎年一定の時期としております。

・「株式報酬(非金銭報酬)」

当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、役員業績連動賞与及び役員株式給付規程に定める「連結経常利益額等」に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度となります。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時となります。

当事業年度末時点における当社役員報酬制度の全体像

		取締役 (監査等委員である取締役を除く。)		取締役(監査等委員)	
		取締役	社外取締役	取締役	社外取締役
業績連動報酬	定例報酬 (金銭報酬)				
	賞与 (金銭報酬)		-	-	-
	株式報酬 (非金銭報酬)	(退任時)	-	-	-

・株主総会の決議に関する事項

当社は、2016年6月24日開催の第70回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額を年額720百万円以内(定款で定める取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は15名以内、当該株主総会終結時点の員数は9名)とし、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額90百万円以内(定款で定める監査等委員である取締役の員数は5名以内、当該株主総会終結時点の員数3名)と決議いただいております。

また、上記決議とは別枠として、2019年6月26日開催の第73回定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。当該株主総会終結時点の員数5名)及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入することを決議いただいております。

さらに、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)が2021年3月1日に施行されたことに伴い、2021年6月24日開催の第75回定時株主総会において、当該報酬の1事業年度分の上限として125,000株(うち、取締役分として54,000株)、3事業年度分の上限として300百万円とする当該報酬制度の再設定について決議いただいております(監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。当該株主総会終結時点の員数は5名)。

なお、当社は、2022年3月9日開催の取締役会において、「株式給付信託(BBT)」の支給対象に専任役員を含めることを決議いたしました。

・取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内であることを条件に取締役会が有しております。取締役会は、取締役内規において、職位別に設けられた一定の基準の範囲内で、会社の業績や取締役個人の成果等を評価して、個別の報酬額を算定することを、代表取締役社長 岸田貢司に委ねております。当該権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰的に見た上で、取締役の責任や役割等の評価を行うのは代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

指名・報酬委員会は、取締役会からの諮問に対して、委員会内で審議を行い意見形成し、取締役会において意見表明を行っております。

なお、当該算定方法、算定結果等については、社外取締役2名を含む監査等委員会に報告しており、監査等委員会はその妥当性を確認しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内であることを条件に、監査等委員の協議で、それぞれ個別の報酬額を決定しております。

・当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、上記のとおり取締役個人の報酬額の決定を代表取締役社長に委任しておりますが、取締役会の任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の審議を経た上で、その算定方法、算定結果等については、監査等委員会に報告しております。監査等委員会においては、報酬額の算定方法等を確認し、それぞれの役割と職責、業績等にふさわしい水準となっているか検討し、相当であると判断しております。取締役会は、監査等委員会の検討結果を尊重しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬		
		定例報酬 (金銭報酬)	賞与 (金銭報酬)	株式報酬 (非金銭報酬)	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	269	203	52	13	5名
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	25	25	-	-	2名
社外取締役	33	33	-	-	4名

- ・当事業年度末における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績
当事業年度においては、連結経常利益目標90億円に対し、実績130億円となりました。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、純投資目的である投資株式については、株価の変動、または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する投資株式として区分しており、相対的にリスクが低いものに限定し保有を決定しております。

純投資目的以外の目的である投資株式については、業務提携、取引の維持・発展等の目的で保有する投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有は、業務提携、取引の維持・発展等の保有目的の妥当性などの条件を満たす範囲で行うことを基本方針としております。

当該株式の保有や処分の要否は、毎年、取締役会において個別銘柄ごとに、その保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の観点から精査しております。この精査の結果、すべての保有株式について保有の妥当性があることを確認しております。今後の状況変化に応じて、取引先との取引関係に与える影響を慎重に見極めながら縮減に努めてまいります。

なお、当該株式の発行会社が、当社の株式を保有している場合において、当該発行会社が当社株式の売却を希望する旨の意向を示されたときには、その意向を尊重いたします。しかしながら、当該発行会社が当社株式を売却した後でも、当社が当該発行会社の株式を引き続き保有する事が妥当であると判断した場合には、当該株式を引き続き保有する可能性があります。

b. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
(銘柄数及び貸借対照表計上額)

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	16	309
非上場株式以外の株式	31	13,638

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	5	34	取引先持株会を通じた株式の取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	257
非上場株式以外の株式	5	1,173

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 (注) 1	当社の株式の 保有の有無 (注) 2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ダイキン工業株式会社	220,500	220,500	主として住建事業における取扱商品の仕入先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	有
	4,120	3,558		
オークマ株式会社	406,845	402,009	主として生産財関連事業における取扱商品の仕入先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。 取引先持株会に加入しており、保有株式数が増加。	有
	1,428	1,370		
オーエスジー株式会社	516,029	512,386	主として生産財関連事業における取扱商品の仕入先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。 取引先持株会に加入しており、保有株式数が増加。	有
	1,305	835		
住友電気工業株式会社	137,132	137,132	主として生産財関連事業における取扱商品の仕入先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	有
	1,149	338		
株式会社ツガミ	300,000	300,000	主として生産財関連事業における取扱商品の仕入先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	有
	958	546		
株式会社大阪ソーダ	520,000	520,000	主として家庭機器事業における取扱商品の仕入先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	無
	887	844		
株式会社クボタ	346,060	519,060	主として生産財関連事業における取扱商品の得意先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。 協議の上、当事業年度において一部株式を売却しており、株式数が減少。	有
	850	950		
TONE株式会社	954,000	954,000	主として生産財関連事業における取扱商品の仕入先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	有
	448	492		
TOYOイノベックス株式会社	600,000	600,000	主として生産財関連事業における取扱商品の仕入先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。(注) 3	無
	393	375		
タカラスタンダード株式会社	128,600	128,600	主として住建事業における取扱商品の仕入先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	有
	352	225		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 (注) 1	当社の株式の 保有の有無 (注) 2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
C K D株式会社	81,765	85,492	主として生産財関連事業における取扱商品の仕入先及び得意先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。 取引先持株会に加入しており、保有株式数が増加。協議の上、当事業年度において一部株式を売却しており、株式数が減少。	有
	349	172		
上新電機株式会社	75,000	75,000	主として家庭機器事業における取扱商品の得意先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。(注) 4	有
	211	159		
ブラザー工業株式会社	70,000	70,000	主として生産財関連事業における取扱商品の仕入先及び得意先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	有
	201	188		
株式会社ノーリツ	56,815	61,403	住建事業における取扱商品の仕入先。同社とはESGの取組みとして省エネ機器等の販売を相互に協力して推進中であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。 取引先持株会に加入しており、保有株式数が増加。協議の上、当事業年度において一部株式を売却しており、株式数が減少。	有
	131	108		
日東工器株式会社	66,000	66,000	主として生産財関連事業における取扱商品の仕入先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	有
	106	121		
クリナップ株式会社	112,100	112,100	主として住建事業における取扱商品の仕入先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	有
	103	73		
株式会社北川鉄工所	55,500	55,500	主として生産財関連事業における取扱商品の仕入先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	有
	85	67		
株式会社ロブテックス	69,787	69,079	主として生産財関連事業における取扱商品の仕入先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。 取引先持株会に加入しており、保有株式数が増加。	有
	84	84		
株式会社AIRMAN	43,104	43,104	主として生産財関連事業における取扱商品の仕入先及び得意先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。(注) 5	有
	82	82		
株式会社ダイヘン	7,000	7,000	主として生産財関連事業における取扱商品の仕入先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	有
	78	44		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 (注)1	当社の株式の 保有の有無 (注)2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社コロナ	69,050	69,050	主として住建事業における取扱商品の仕入先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	有
	65	63		
株式会社植松商会	62,500	62,500	主として生産財関連事業における取扱商品の得意先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	有
	56	59		
株式会社ミスター マックス・ホール ディングス	50,000	50,000	主として家庭機器事業における取扱商品の得意先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	無
	37	33		
タケダ機械株式会 社	10,000	10,000	主として生産財関連事業における取扱商品の仕入先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	無
	33	36		
株式会社スーパ ーツール	14,486	14,486	主として生産財関連事業における取扱商品の仕入先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	有
	28	28		
株式会社パロー ホールディングス	7,200	7,200	主として家庭機器事業における取扱商品の得意先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	無
	26	17		
DCMホールディ ングス株式会社	13,325	13,325	主として家庭機器事業における取扱商品の得意先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	無
	21	18		
デンヨー株式会 社	4,442	4,442	主として生産財関連事業における取扱商品の仕入先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	有
	15	10		
株式会社ジュンテ ンドー	29,128	29,128	主として家庭機器事業における取扱商品の得意先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	無
	14	15		
株式会社セキ チュー	10,000	10,000	主として家庭機器事業における取扱商品の得意先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	無
	10	10		
株式会社コンセッ ク	1,430	1,430	主として生産財関連事業における取扱商品の仕入先及び得意先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。	有
	1	1		
株式会社ダイフク	-	192,387	主として生産財関連事業における取扱商品の仕入先及び得意先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。 協議の上、当事業年度において全株式を売却。	無
	-	700		
株式会社東京精密	-	18,500	主として生産財関連事業における取扱商品の仕入先であり、取引関係の維持・発展を目的として所有。 株式の保有に伴う便益と資本コストの比較及び取引関係等を考慮し保有の合理性を検証。 協議の上、当事業年度において全株式を売却。	有
	-	147		

- (注) 1. 「定量的な保有の効果」は個別の取引額や取引から得られる利益額等ではありますが、社外秘のため記載が困難であります。そのため、「保有の合理性を検証した方法」について記載しております。なお、保有の合理性については、保有株式の縮減方針を踏まえ、定量的な保有効果や取引関係に及ぼす影響等を慎重に見極めながら検証しております。
2. 確認可能な範囲内で、当該法人の関係会社における当社株式の保有を含めて記載しております。
3. 東洋機械金属株式会社は2025年4月1日付でT O Y O イノベックス株式会社に商号変更しております。
また、2026年4月1日付で経営統合に伴う株式移転実施によりG M S グループ株式会社の完全子会社となっております。
4. 上新電機株式会社は2026年4月1日付で株式会社J o s h i n に商号変更しております。
5. 北越工業株式会社は2025年4月1日付で株式会社A I R M A N に商号変更しております。

みなし保有株式

みなし保有株式は保有しておりません。

保有目的が純投資目的である投資株式

前事業年度及び当事業年度において、純投資目的の投資株式は保有しておりません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

人材戦略に関する基本方針

当社グループは、パーパスを「ともに、未来を切拓く」、2030年に向けて当社のありたい姿を示す企業ビジョンを「世界のものづくりと豊かなくらしをリードする」と定め、重要課題の1つである「働きがいのある職場の実現」に向けて、人事理念「挑戦し、考動する人財の育成」を掲げ、持続的成長と企業価値向上を実現するための人財マネジメント戦略を推進しております。

当連結会計年度を初年度とする3ヵ年中期経営計画「PROACTIVE YAMAZEN 2027」においては、価値創造の深化、グローバル展開の加速、営業活動の高度化、経営基盤の強化、サステナビリティ経営の強化という5つの戦略ポイントを掲げ、業界内での競争力を高め、顧客満足度の向上を図り、社会に貢献する企業としての役割を果たすべく取組みを進めております。

これら5つの戦略ポイントを確実に遂行していくためには、技術力・専門力によって付加価値を提供するエンジニアリング人財やビジネスや組織の変革をけん引するデジタル人財、海外事業をけん引するグローバル人財、国内外におけるマネジメント人財、専門的な知識を身につけたプロフェッショナル人財が必要であり、その獲得・育成・配置・評価・報酬を通じた人的資本の強化を図っております。

非連続的に環境変化が進む中、これら専門人財の獲得・定着が困難となった場合、業界内での競争力の低下や顧客満足度の低下を招く重大なリスクがあると認識する一方で、人財マネジメント戦略に基づく積極的な人的資本投資を実施し、多種多様な知と経験を有する人財の能力開発や積極的な登用を行うことで、継続的に新たな付加価値を創出する強力な機会となります。

このようなリスクと機会を踏まえ、当社においては、多様な人財獲得のため、複線型人事制度の導入、高度プロフェッショナル職の創設、エリア限定総合職、リファラル・アルムナイ採用等の施策を実行するとともに、人財育成では、30～40代の社員を対象とした選抜研修「自業員大学」や20代後半～30代前半社員を対象とした海外研修制度「グローバルチャレンジ制度」、次期女性管理職候補を対象とした「次世代女性リーダー育成研修」等の育成施策を展開し、獲得・育成した多様な人財を最適に配置することで「適材・適職・適処遇」の実現を目指しております。

これらの人事施策が企業価値向上に資するものであるかを測定する指標として、毎年エンゲージメントサーベイを実施し、その結果を踏まえて、企業風土改革・職場環境整備、人的資本経営の取組みから生産性向上やイノベーションの促進に繋げる指標・目標を設定し、定期的なモニタリングによる継続的な企業価値向上に努めております。

従業員給与等の決定に関する方針

当社は、「適材・適職・適処遇」による社員それぞれにあった活躍を促進することで、組織全体としてのパフォーマンスの最大化、中長期的な企業価値向上を目指し、職務の責任範囲・難易度・成果、勤務形態に応じて報酬等が決定され、公正性・透明性を確保するとともに、社員が高い目標へ「挑戦・考動」する動機付けを行うことを企図した報酬制度を設計しております。

当社の社員は「経営管理職」と「一般社員」に区分されます。

「経営管理職」は、自身の職務遂行の範疇を超えて、組織横断的意思決定、資源配分、リスク管理、組織設計等、組織全体の持続的成長と企業価値の向上を支える役割を担っております。また、マネジメントコース（所属組織のマネジメントを専門的に担う）とプロフェッショナルコース（専門能力を発揮し成果を創出する）の複線型人事制度としております。

「一般社員」は、業務遂行と技能の習得・発揮を通じて、組織の安定的な運営と成果創出を支える将来の経営管理職としての活躍が期待される人財であります。

・社員区分ごとの給与等の構成

(経営管理職)

)基本給

役割等級制度を採用し、毎年その役割とパフォーマンスを評価、等級及び役割給（基本給）の見直し・改定を実施しております。なお、経営管理職には定期昇給はありません。

また、役割給とともに、マネジメントコースにはそのマネジメントの責任範囲に応じた「人づくり手当」、プロフェッショナルコースには成果が期待される専門能力に応じた「スキル手当」を設定しております。なお、プロフェッショナルコースにおいて、特別に高度なスキルを保有していると認められる場合は、高度プロフェッショナル職として区別し、「高度スキル手当」を設定しております。

) 定期賞与・業績連動賞与

年に2回、半期毎に成果を評価し、定期賞与と業績連動賞与を支給しております。業績連動賞与においては、半期毎の定量的な成果を評価し、支給額を決定しております。なお、経営管理職は一般社員よりも報酬全体における業績連動賞与の比重を大きく設定しております。

) 株式報酬

株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、経営管理職に対しては、業績に応じて自社の株式を給付する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。

(一般社員)

) 基本給

能力・技能・成果に応じた職能等級制度を採用しており、毎年の業務遂行・継続的な能力開発を評価し、等級及び職能給（基本給）の見直し・定期昇給を検討しております。

) 定期賞与・業績連動賞与

年に2回、半期毎に成果を評価し、定期賞与と業績連動賞与を支給しております。特に業績連動賞与においては、半期毎の定量的な成果を評価し、支給額を決定しております。

・従業員に対する持株会制度

当社は、社員の経営参画意識を向上させ、当社と社員が一丸となって企業価値向上に努めることで、社員の中長期的な資産形成の一助となることを目的として、持株会制度（山善社員投資会）を採用しております。

山善社員投資会は、社員が持株会へ任意に加入し、毎月の給与天引きにより、一定金額を持株会に拠出し、毎月当社株式を買付け、中長期的な資産形成に資する福利厚生制度であります。当該制度は、役職を問わず入会可能であり（取締役及び執行役員並びに専任役員は除く）、当社から加入者に対して拠出金額の10%の奨励金を付与しております。

当社は、中長期的な安定を目的とした固定報酬（基本給・定期賞与）と業績連動報酬（業績連動賞与・株式報酬）を適切に組み合わせるとともに、能力開発の機会の提供や長く働き続けられる職場環境構築に向けた人的資本投資を積極的に行うことで、優秀な人財の獲得・定着、持続的な成長と企業価値の向上につなげてまいります。

(2) 【従業員の状況】
連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称		従業員数(人)
生産財関連事業	生産財関連事業	2,012
	住建事業	306
	家庭機器事業	349
	消費財関連事業	655
報告セグメント計		2,667
その他 (注)3	その他 (注)3	155
	全社(共通) (注)4	487
報告セグメント以外計		642
合計		3,309

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。
2. 臨時従業員数(パートタイマーを含み派遣社員を除く。)は、従業員数の100分の10未満のため記載しておりません。
3. 事業セグメントに識別されない構成単位であるイベント企画、倉庫保管等のサービス事業に所属しているものであります。
4. 事業セグメントに識別されない構成単位である本社部門に所属しているものであります。

提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
1,836	40.0	13.9	8,022,209	5.6

セグメントの名称		従業員数(人)
生産財関連事業	生産財関連事業	922
	住建事業	306
	家庭機器事業	295
	消費財関連事業	601
報告セグメント計		1,523
全社(共通) (注)3		313
報告セグメント以外計		313
合計		1,836

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。
2. 臨時従業員数(パートタイマーを含み派遣社員を除く。)は、従業員数の100分の10未満のため記載しておりません。
3. 事業セグメントに識別されない構成単位である本社部門に所属しているものであります。
4. 年間平均給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

労働組合の状況

該当事項はありません。

使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度の内容

当社の役員・従業員株式所有制度の詳細は、「1 株式等の状況(8)役員・従業員株式所有制度の内容に記載のとおりであります。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

a. 提出会社

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の額の差異(%) (注)1		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者 (注)3
3.3	35.9	66.1	68.9	36.9

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. パート・有期労働者における男女の賃金差異の要因として、相対的に賃金水準の高い定年再雇用社員の女性が3%程度であることが挙げられます。

b. 連結子会社

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、会計基準、適用指針、実務対応報告や会計基準等改正の動向に関するタイムリーな情報を入手するとともに、監査法人等の行う研修会に適宜参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	64,300	88,139
受取手形	6,819	2,888
売掛金	76,630	84,899
電子記録債権	22,761	25,296
有価証券	9,998	20,989
商品及び製品	42,083	43,920
その他	7,198	11,775
貸倒引当金	379	473
流動資産合計	229,411	277,436
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	9,481	10,030
減価償却累計額	4,728	5,101
建物及び構築物(純額)	4,753	4,928
機械装置及び運搬具	3,550	3,672
減価償却累計額	932	1,352
機械装置及び運搬具(純額)	2,618	2,320
工具、器具及び備品	3,280	3,443
減価償却累計額	2,560	2,719
工具、器具及び備品(純額)	719	723
土地	3,774	3,809
リース資産	5,455	5,383
減価償却累計額	3,366	3,500
リース資産(純額)	2,089	1,883
その他	1,012	1,837
有形固定資産合計	14,968	15,503
無形固定資産	10,953	10,394
投資その他の資産		
投資有価証券	1 24,063	1 32,433
破産更生債権等	49	27
退職給付に係る資産	10,638	13,683
繰延税金資産	362	314
その他	1,904	2,260
貸倒引当金	98	85
投資その他の資産合計	36,920	48,633
固定資産合計	62,842	74,531
繰延資産		
社債発行費	11	22
繰延資産合計	11	22
資産合計	292,265	351,990

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	64,270	67,111
電子記録債務	55,504	50,672
短期借入金	33	20,088
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	-	7,760
リース債務	527	563
未払法人税等	2,136	1,776
契約負債	10,420	11,860
賞与引当金	3,102	3,472
商品自主回収関連費用引当金	48	47
その他	7,735	7,724
流動負債合計	143,780	171,079
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	10,010	28,006
長期借入金	47	28
リース債務	2,485	2,148
繰延税金負債	5,715	7,643
退職給付に係る負債	321	366
その他	1,971	2,564
固定負債合計	20,552	40,757
負債合計	164,332	211,837
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,909	7,909
資本剰余金	7,561	7,495
利益剰余金	107,455	112,332
自己株式	11,949	11,793
株主資本合計	110,977	115,944
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,798	7,298
繰延ヘッジ損益	64	68
為替換算調整勘定	8,056	11,710
退職給付に係る調整累計額	1,824	3,395
その他の包括利益累計額合計	15,615	22,472
非支配株主持分	1,341	1,736
純資産合計	127,933	140,153
負債純資産合計	292,265	351,990

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	516,126	541,885
売上原価	439,156	458,857
売上総利益	76,969	83,028
販売費及び一般管理費	1 67,433	1, 2 70,986
営業利益	9,535	12,041
営業外収益		
受取利息	477	759
受取配当金	363	328
投資事業組合運用益	-	123
補助金収入	73	42
その他	103	96
営業外収益合計	1,018	1,350
営業外費用		
支払利息	208	204
投資事業組合運用損	63	-
為替差損	122	69
自己株式取得費用	84	24
その他	56	83
営業外費用合計	535	382
経常利益	10,018	13,010
特別利益		
固定資産売却益	3 5	3 7
投資有価証券売却益	2,478	1,223
特別利益合計	2,483	1,231
特別損失		
固定資産除却損	4 21	4 4
固定資産売却損	5 0	5 3
投資有価証券売却損	0	-
減損損失	-	6 41
構造改革費用	7 224	-
特別損失合計	246	48
税金等調整前当期純利益	12,256	14,192
法人税、住民税及び事業税	3,855	4,040
法人税等調整額	309	521
法人税等合計	4,165	4,561
当期純利益	8,091	9,631
非支配株主に帰属する当期純利益	246	300
親会社株主に帰属する当期純利益	7,845	9,330

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	8,091	9,631
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,528	1,500
繰延ヘッジ損益	84	132
為替換算調整勘定	212	3,748
退職給付に係る調整額	4	1,570
その他の包括利益合計	1 3,396	1 6,951
包括利益	4,695	16,582
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,462	16,187
非支配株主に係る包括利益	232	395

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,909	7,561	103,994	6,954	112,510
当期変動額					
剰余金の配当			2,670		2,670
剰余金の配当（中間配当）			1,712		1,712
親会社株主に帰属する当期純利益			7,845		7,845
自己株式の取得				4,999	4,999
自己株式の処分				4	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	3,461	4,995	1,533
当期末残高	7,909	7,561	107,455	11,949	110,977

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	9,327	20	7,830	1,819	18,997	1,108	132,617
当期変動額							
剰余金の配当							2,670
剰余金の配当（中間配当）							1,712
親会社株主に帰属する当期純利益							7,845
自己株式の取得							4,999
自己株式の処分							4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,528	84	226	4	3,382	232	3,149
当期変動額合計	3,528	84	226	4	3,382	232	4,683
当期末残高	5,798	64	8,056	1,824	15,615	1,341	127,933

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,909	7,561	107,455	11,949	110,977
当期変動額					
剰余金の配当			2,740		2,740
剰余金の配当（中間配当）			1,712		1,712
親会社株主に帰属する当期純利益			9,330		9,330
自己株式の取得				2,163	2,163
自己株式の処分		65		2,319	2,254
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	65	4,876	156	4,967
当期末残高	7,909	7,495	112,332	11,793	115,944

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,798	64	8,056	1,824	15,615	1,341	127,933
当期変動額							
剰余金の配当							2,740
剰余金の配当（中間配当）							1,712
親会社株主に帰属する当期純利益							9,330
自己株式の取得							2,163
自己株式の処分							2,254
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,500	132	3,653	1,570	6,857	395	7,252
当期変動額合計	1,500	132	3,653	1,570	6,857	395	12,219
当期末残高	7,298	68	11,710	3,395	22,472	1,736	140,153

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	12,256	14,192
減価償却費	4,808	5,183
退職給付費用	152	198
減損損失	-	41
貸倒引当金の増減額(は減少)	133	66
その他の引当金の増減額(は減少)	34	309
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	0	19
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	1,004	535
受取利息及び受取配当金	841	1,088
支払利息	208	204
為替差損益(は益)	121	60
投資有価証券売却損益(は益)	2,477	1,223
有形及び無形固定資産除却損	21	4
有形及び無形固定資産売却損益(は益)	5	4
売上債権の増減額(は増加)	983	5,752
棚卸資産の増減額(は増加)	2,546	798
仕入債務の増減額(は減少)	427	2,566
その他	953	1,781
小計	11,556	9,574
法人税等の支払額	3,194	4,450
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,361	5,123
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	53	0
定期預金の払戻による収入	77	-
有価証券の償還による収入	400	-
投資有価証券の取得による支出	8,880	38
投資有価証券の売却及び償還による収入	2,841	1,455
子会社株式の取得による支出	-	4,700
貸付けによる支出	12	2,426
貸付金の回収による収入	16	17
その他の投資による支出	1,192	1,425
その他の投資の回収による収入	151	360
有形及び無形固定資産の取得による支出	5,237	5,270
有形及び無形固定資産の売却による収入	9	11
利息及び配当金の受取額	774	1,148
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,106	10,868
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	15	20,055
リース債務の返済による支出	585	556
長期借入金の返済による支出	19	18
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	-	27,985
配当金の支払額	4,381	4,449
利息の支払額	205	202
自己株式の取得による支出	5,084	3,748
その他	465	477
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,727	38,587
現金及び現金同等物に係る換算差額	163	2,297
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	13,635	35,140
現金及び現金同等物の期首残高	88,477	74,841
現金及び現金同等物の期末残高	102,112	109,981

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 21社

主要な連結子会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しておりません。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

Yamazen Machinery & Tools India Private Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社(Yamazen Machinery & Tools India Private Ltd.他)は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法は適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Souzen Trading (Shenzhen) Co.,Ltd.、Yamazen (Shanghai) Trading Co.,Ltd.、Yamazen (Shenzhen) Trading Co.,Ltd.及びYamazen Mexicana,S.A.DE C.V.の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、Souzen Trading (Shenzhen) Co.,Ltd.、Yamazen (Shanghai) Trading Co.,Ltd.、Yamazen (Shenzhen) Trading Co.,Ltd.及びYamazen Mexicana,S.A.DE C.V.については、連結決算日現在における仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及び匿名組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ

時価法

棚卸資産

商品及び製品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社の有形固定資産

主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 38年

在外連結子会社の有形固定資産

主として定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 40年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、期末在職従業員に対し支払うべき未払賞与見積額を計上しております。

商品自主回収関連費用引当金

商品自主回収に伴う損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時に一括償却しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、「生産財関連事業」、「住建事業」及び「家庭機器事業」から構成しております。

「生産財関連事業」は、工作機械、機械工具等の販売及び請負工事を、「住建事業」は住宅設備機器等の販売及び請負工事を、「家庭機器事業」はホームライフ用品等の販売を行っております。

これらの商品販売については、当該商品の引渡又は検収時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該商品の引渡又は検収時点で収益を認識しております。請負工事については、検収時点で履行義務が充足されると判断していることから、検収時点で収益を認識しております。ただし、日本国内において出荷時から商品の引渡時又は顧客による検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引等を控除した金額で測定しております。変動対価は、過去実績や契約条件を考慮し、合理的に見積っております。また、取引の対価は履行義務を充足してから、主として5ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務等は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象

外貨建債権債務（予定取引を含む）

ヘッジ方針

当社の内部規程に基づき、将来の為替変動リスク回避のために行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金融商品会計に関する実務指針に基づき評価しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり利息法により償却しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金	478	558

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権、及び、それと同等の状況にある債務者に係る債権、並びに、経営破綻の状況にないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について原則として全額を回収不能見込額として貸倒引当金を計上しております。

上記以外の一般債権については、過去の景気変動サイクルを考慮した貸倒実績率により回収不能見込額を算定し、貸倒引当金を計上しております。

当該見積りにあたっては、過去の実績やその時点で入手可能な情報をもとに慎重に行っておりますが、将来、貸倒実績率の増加や個別取引先の財務状況等が悪化し、支払能力が低下した場合には、貸倒引当金の額に重要な修正が必要となる場合があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

1. 株式給付信託 (BBT)

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。）及び執行役員並びに専任役員（以下、取締役とあわせて「取締役等」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末157百万円、170,900株、当連結会計年度末143百万円、156,000株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

2. 株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、一定の要件を満たす従業員（以下、「従業員」という。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、当社従業員に対して、当社が定める従業員株式給付規程に従って、従業員に対して当社の株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

なお、従業員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として従業員の退職時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末748百万円、565,900株であります。なお、前連結会計年度末における残高はございません。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
投資有価証券(株式)	139百万円	4,740百万円

2 偶発債務

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
金融機関等に対するもの 当社グループ社員	18百万円	金融機関等に対するもの 当社グループ社員 18百万円

3 コミットメントライン契約

当社は、機動的な資金調達を行うために複数の取引銀行との間で、コミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における借入実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
コミットメントラインの総額	21,000百万円	40,000百万円
借入実行残高	-	20,000
差引額	21,000	20,000

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
賃借・保管料	6,795百万円	6,934百万円
運賃	8,259	8,532
支払手数料	8,946	9,618
給料・賞与	21,551	22,665
賞与引当金繰入額	3,004	3,319
貸倒引当金繰入額	125	69
退職給付費用	246	240

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
研究開発費	- 百万円	36百万円

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他	5百万円	7百万円

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物及び構築物	0百万円	- 百万円
機械装置及び運搬具	-	0
工具、器具及び備品	6	4
無形固定資産	14	-
その他	0	0
計	21	4

5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他	0百万円	3百万円

6 減損損失

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
その他	事業用資産	使用権資産	41百万円

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分で、処分の意思決定をした資産については個別にグルーピングを実施し、減損損失の認識の判定をしております。

その結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に41百万円計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、その評価は零としております。

7 構造改革費用

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
224百万円	- 百万円

前連結会計年度における構造改革費用は、連結子会社における経済補償金等によるものであります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	2,492百万円	3,260百万円
組替調整額	2,477	1,066
法人税等及び税効果調整前	4,970	2,194
法人税等及び税効果額	1,441	694
その他有価証券評価差額金	3,528	1,500
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	122	192
法人税等及び税効果額	37	59
繰延ヘッジ損益	84	132
為替換算調整勘定：		
当期発生額	212	3,748
組替調整額	-	-
為替換算調整勘定	212	3,748
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	192	2,490
組替調整額	152	198
法人税等及び税効果調整前	39	2,291
法人税等及び税効果額	34	721
退職給付に係る調整額	4	1,570
その他の包括利益合計	3,396	6,951

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	95,305,435	-	-	95,305,435
合計	95,305,435	-	-	95,305,435
自己株式				
普通株式 (注) 1、2、3	6,458,153	3,374,800	5,200	9,827,753
合計	6,458,153	3,374,800	5,200	9,827,753

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3,374,800株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少5,200株は、株式給付信託(BBT)からの給付5,200株によるものであります。
3. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式170,900株を含んでおります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会	普通株式	2,670	30.00	2024年3月31日	2024年6月7日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	1,712	20.00	2024年9月30日	2024年12月9日

- (注) 1. 2024年5月14日取締役会決議による普通株式の配当金の総額2,670百万円については、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に係る配当金5百万円が含まれております。
2. 2024年11月14日取締役会決議による普通株式の配当金の総額1,712百万円については、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に係る配当金3百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月19日 取締役会	普通株式	2,740	利益剰余金	32.00	2025年3月31日	2025年6月13日

- (注) 2025年5月19日取締役会決議による普通株式の配当金の総額2,740百万円については、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に係る配当金5百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	95,305,435	-	-	95,305,435
合計	95,305,435	-	-	95,305,435
自己株式				
普通株式（注）1、2、3	9,827,753	1,544,428	1,903,441	9,468,740
合計	9,827,753	1,544,428	1,903,441	9,468,740

- （注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,544,428株は、株式給付信託（J-ESOP）による当社株式の取得565,900株、取締役会決議に基づく自己株式の取得978,500株及び単元未満株式の買取28株によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,903,441株は、株式給付信託（BBT）からの給付14,900株及び2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による減少1,888,541株であります。
3. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式721,900株を含んでおります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年5月19日 取締役会	普通株式	2,740	32.00	2025年3月31日	2025年6月13日
2025年11月12日 取締役会	普通株式	1,712	20.00	2025年9月30日	2025年12月10日

- （注）1. 2025年5月19日取締役会決議による普通株式の配当金の総額2,740百万円については、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に係る配当金5百万円が含まれております。
2. 2025年11月12日取締役会決議による普通株式の配当金の総額1,712百万円については、株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式に係る配当金14百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2026年5月13日 取締役会	普通株式	2,942	利益剰余金	34.00	2026年3月31日	2026年6月12日

- （注）2026年5月13日取締役会決議による普通株式の配当金の総額2,942百万円については、株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式に係る配当金24百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	64,300百万円	88,139百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	140	136
有価証券(金銭信託等)	9,998	20,989
投資有価証券(MMF)	735	1,055
株式給付信託(BBT)及び株式給付信託(J-ESOP)預金	53	66
現金及び現金同等物	74,841	109,981

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、倉庫設備(建物)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年内	1,445	1,637
1年超	2,534	1,962
合計	3,979	3,599

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資の運用は、安全性の高い金融資産によるものに限定し、資金調達については、主に銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的にモニタリングして、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約をヘッジ手段として利用しております。

有価証券である債券は、一時的な余資運用目的で保有しておりますが、安全性の高い債券等に限定し、かつ、その取得については限度額を定めております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、その取得については限度額を定めております。また、定期的に把握された時価を最高財務責任者に報告しております。投資有価証券である外貨建債券は、主に信用度の高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少です。また、為替の変動リスクに晒されておりますが、取締役会の決議により運用限度額等を定めており、定期的に把握された時価を取締役に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務の支払い期日は、そのほとんどが1年以内に到来します。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約をヘッジ手段として利用しております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達です。転換社債型新株予約権付社債は、自己株式の取得及び事業拡大等に係る資金調達です。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、定期的に為替予約等の状況を最高財務責任者に報告しております。また、デリバティブの利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関との取引に限定しております。

また、営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円) (*2)	時価 (百万円) (*2)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券 (*3)	31,918	31,281	637
(2) 長期借入金 (*4)	(66)	(65)	0
(3) 転換社債型新株予約権付社債	(10,010)	(11,560)	1,549
(4) リース債務 (*6)	(3,013)	(2,899)	114
(5) デリバティブ取引 (*7)	(84)	(84)	-

当連結会計年度（2026年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円) (*2)	時価 (百万円) (*2)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券 (*3)	45,708	45,052	655
(2) 長期借入金 (*4)	(47)	(46)	0
(3) 転換社債型新株予約権付社債 (*5)	(35,767)	(36,162)	395
(4) リース債務 (*6)	(2,711)	(2,599)	112
(5) デリバティブ取引 (*7)	(30)	(30)	-

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を除く）」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*3) 市場価格のない株式等は「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。また、投資事業有限責任組合出資金及び匿名組合出資金は、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24 - 16項の取り扱いを適用しており、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	538	5,049
投資事業有限責任組合出資金	1,182	1,929
匿名組合出資金	421	736

(*4) 1年以内返済予定の長期借入金と長期借入金の合計額で表示しております。

(*5) 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債と転換社債型新株予約権付社債の合計額で表示しております。

(*6) リース債務（流動負債）とリース債務（固定負債）の合計額で表示しております。なお、リース債務の金額には、利息相当額を控除しない方法によっているリース債務297百万円（前連結会計年度157百万円）が含まれております。

(*7) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	64,300	-	-	-
受取手形	6,819	-	-	-
売掛金	76,573	56	-	-
電子記録債権	22,761	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	-	-	1,027	3,658
社債	-	-	2,533	1,349
その他	10,000	-	-	-
合計	180,455	56	3,560	5,007

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	88,139	-	-	-
受取手形	2,888	-	-	-
売掛金	84,874	24	-	-
電子記録債権	25,296	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	-	-	1,087	3,873
社債	-	-	4,111	-
その他	21,000	-	-	-
合計	222,198	24	5,198	3,873

(注) 2. 長期借入金、リース債務、転換社債型新株予約権付社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	15	-	-	-	-	-
長期借入金	18	18	18	9	-	-
リース債務	527	502	517	544	572	349
転換社債型 新株予約権付社債	-	10,000	-	-	-	-
合計	561	10,521	536	554	572	349

なお、利息相当額を控除しない方法によっているリース債務についても上記に含めております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	20,070	-	-	-	-	-
長期借入金	18	18	9	-	-	-
リース債務	563	578	605	608	356	-
転換社債型 新株予約権付社債	7,760	-	-	-	27,979	-
合計	28,412	597	615	608	28,335	-

なお、利息相当額を控除しない方法によっているリース債務についても上記に含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	11,897	-	-	11,897
その他	-	735	-	735
デリバティブ取引				
通貨関連	-	64	-	64
資産計	11,897	799	-	12,697
デリバティブ取引				
通貨関連	-	(148)	-	(148)
負債計	-	(148)	-	(148)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	13,900	-	-	13,900
その他	-	1,055	-	1,055
デリバティブ取引				
通貨関連	-	210	-	210
資産計	13,900	1,265	-	15,166
デリバティブ取引				
通貨関連	-	(241)	-	(241)
負債計	-	(241)	-	(241)

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	-	4,685	-	4,685
社債	-	3,962	-	3,962
その他	-	9,999	-	9,999
資産計	-	18,648	-	18,648
転換社債型新株予約権付社債	-	(11,560)	-	(11,560)
長期借入金（*2）	-	(65)	-	(65)
リース債務（*3）	-	(2,899)	-	(2,899)
負債計	-	(14,525)	-	(14,525)

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）1年以内返済予定の長期借入金と長期借入金の合計額で表示しております。

（*3）リース債務（流動負債）とリース債務（固定負債）の合計額で表示しております。なお、リース債務の金額には、利息相当額を控除しない方法によっているリース債務157百万円が含まれております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	-	4,906	-	4,906
社債	-	4,196	-	4,196
その他	-	20,994	-	20,994
資産計	-	30,097	-	30,097
転換社債型新株予約権付社債（*2）	-	(36,162)	-	(36,162)
長期借入金（*3）	-	(46)	-	(46)
リース債務（*4）	-	(2,599)	-	(2,599)
負債計	-	(38,808)	-	(38,808)

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債と転換社債型新株予約権付社債の合計額で表示しております。

（*3）1年以内返済予定の長期借入金と長期借入金の合計額で表示しております。

（*4）リース債務（流動負債）とリース債務（固定負債）の合計額で表示しております。なお、リース債務の金額には、利息相当額を控除しない方法によっているリース債務297百万円が含まれております。

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。市場での取引頻度の低い債券については、活発な市場における相場価格とは認められないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。投資信託は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

市場価格のない転換社債型新株予約権付社債は、取引先金融機関から提示された価格等によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	4,500	4,501	1
	小計	4,500	4,501	1
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	5,042	4,685	356
	社債	4,245	3,962	282
	その他	5,498	5,498	0
	小計	14,785	14,146	638
合計		19,285	18,648	637

当連結会計年度(2026年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	6,999	7,004	5
	小計	6,999	7,004	5
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	5,310	4,906	404
	社債	4,452	4,196	255
	その他	13,990	13,990	0
	小計	23,753	23,092	660
合計		30,753	30,097	655

2. その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11,686	3,169	8,517
	その他	-	-	-
	小計	11,686	3,169	8,517
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	210	280	69
	その他	735	735	-
	小計	946	1,015	69
合計		12,633	4,184	8,448

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額398百万円)、投資事業有限責任組合出資金(連結貸借対照表計上額1,182百万円)及び匿名組合出資金(連結貸借対照表計上額421百万円)については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	13,717	3,078	10,639
	その他	1,055	968	86
	小計	14,772	4,046	10,726
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	182	261	79
	その他	-	-	-
	小計	182	261	79
合計		14,955	4,308	10,646

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額5,049百万円）、投資事業有限責任組合出資金（連結貸借対照表計上額1,929百万円）及び匿名組合出資金（連結貸借対照表計上額736百万円）については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3．売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	2,841	2,478	0

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	1,455	1,223	-

4．減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	人民元	1,888	-	10	10
	米ドル	1,064	-	16	16
	パーツ	615	-	2	2
	ユーロ	22	-	0	0
	シンガポールドル	13	-	0	0
	直物為替先渡取引 売建				
インドネシアルピア	76	-	1	1	
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	904	-	16	16
	人民元	109	-	1	1
	円	68	-	1	1
合計		4,763	-	8	8

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	人民元	1,464	-	87	87
	米ドル	1,079	-	67	67
	パーツ	863	-	11	11
	シンガポールドル	18	-	0	0
	ユーロ	17	-	0	0
	直物為替先渡取引 売建				
インドネシアルピア	61	-	1	1	
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	1,110	-	36	36
	人民元	208	-	1	1
	円	136	-	0	0
	シンガポールドル	9	-	0	0
合計		4,968	-	130	130

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連
前連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建	売掛金			
	米ドル		1,273	126	0
	人民元		572	-	7
	パーツ		236	27	8
原則的処理方法	為替予約取引 買建	買掛金			
	米ドル		2,791	-	76
	人民元		93	-	0
合計			4,967	153	93

当連結会計年度(2026年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建	売掛金			
	米ドル		1,597	-	40
	パーツ		397	-	9
	人民元		382	-	12
	シンガポールドル		0	-	0
原則的処理方法	為替予約取引 買建	買掛金			
	米ドル		5,297	-	161
	人民元		90	-	0
	シンガポールドル		12	-	0
合計			7,778	-	99

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の企業年金基金制度及び確定拠出年金制度を、一部の在外連結子会社は退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。当社の確定給付型の企業年金基金制度には、退職給付信託が設定されております。

また、従業員の退職等においてキャリア選択支援金制度（前連結会計年度：転進援助制度及び特別加算退職金制度）を設けており、申請者に対して退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	15,993百万円	14,818百万円
勤務費用	610	577
利息費用	224	314
数理計算上の差異の発生額	951	1,079
退職給付の支払額	1,059	1,122
その他	0	6
退職給付債務の期末残高	14,818	13,514

(注) キャリア選択支援金制度（前連結会計年度：転進援助制度及び特別加算退職金制度）を適用する退職者への特別加算退職金及び割増退職金は含めておりません。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	25,210百万円	25,226百万円
期待運用収益	731	731
数理計算上の差異の発生額	758	1,411
事業主からの拠出額	1,100	663
退職給付の支払額	1,057	1,121
年金資産の期末残高	25,226	26,910

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	80百万円	91百万円
退職給付費用	4	13
退職給付の支払額	69	105
制度への拠出額	-	-
その他	75	106
退職給付に係る負債の期末残高	91	78

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	14,762百万円	13,446百万円
年金資産	25,226	26,910
	10,464	13,464
非積立型制度の退職給付債務	147	147
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,317	13,317
退職給付に係る負債	321	366
退職給付に係る資産	10,638	13,683
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,317	13,317

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	610百万円	577百万円
利息費用	224	314
期待運用収益	731	731
数理計算上の差異の費用処理額	152	198
簡便法で計算した退職給付費用	4	13
確定給付制度に係る退職給付費用	43	52

(注) 上記の退職給付費用以外に、割増退職金5百万円(前連結会計年度5百万円)及びキャリア選択支援金125百万円(前連結会計年度:特別加算退職金7百万円、転進援助金-百万円)を販売費及び一般管理費として処理しております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
数理計算上の差異	39百万円	2,291百万円
合計	39	2,291

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
未認識数理計算上の差異	2,668百万円	4,960百万円
合計	2,668	4,960

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
債券	33%	33%
株式	35	33
保険資産（一般勘定）	20	19
現金及び預金	3	2
その他	9	13
合計	100	100

(注) 年金資産合計には、企業年金基金制度に対して設定した退職給付信託が当連結会計年度7%（前連結会計年度7%）含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（イールドカーブ等価アプローチで表しております。）

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
割引率	2.13%	3.09%
長期期待運用収益率	2.9	2.9
予想昇給率	5.4	5.4

3. 確定拠出制度

当社及び国内外連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度292百万円、当連結会計年度295百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当連結会計年度 (2026年 3 月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	138百万円	165百万円
退職給付に係る負債	73	83
賞与引当金	813	875
未払事業税	136	135
法定福利費	105	110
棚卸資産	579	511
リース資産	207	195
デリバティブ	28	-
その他	1,028	1,193
繰延税金資産小計	3,112	3,269
評価性引当額	470	608
繰延税金資産合計	2,642	2,661
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,651	3,345
退職給付に係る資産	2,804	3,752
デリバティブ	0	31
在外連結子会社の留保利益	2,045	2,433
その他	494	426
繰延税金負債合計	7,995	9,989
繰延税金資産(負債)の純額	5,353	7,328

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因
となった主要な項目別内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4	1.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.2	1.9
住民税均等割	0.6	0.5
税額控除	0.0	1.8
在外連結子会社の税率差異	1.5	2.2
税率変更による期末繰延税金資産・負債の増額修正	0.4	0.2
在外連結子会社の留保利益	0.7	2.7
受取配当金連結消去	1.1	1.8
評価性引当額	1.6	0.8
その他	0.3	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.9	32.1

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			計	その他 (注)	合計
	生産財 関連事業	消費財関連事業				
		住建	家庭機器			
日本	247,456	78,623	100,826	426,907	3,414	430,321
北米	19,834	-	4	19,839	-	19,839
アジア他	65,913	-	51	65,965	-	65,965
顧客との契約から生 じる収益	333,205	78,623	100,883	512,711	3,414	516,126
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	333,205	78,623	100,883	512,711	3,414	516,126

(注)「その他」の区分は、事業セグメントに識別されない構成単位であるイベント企画等のサービス事業及び本社部門であります。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			計	その他 (注)	合計
	生産財 関連事業	消費財関連事業				
		住建	家庭機器			
日本	252,804	87,403	101,535	441,743	3,702	445,446
北米	20,572	-	2	20,575	-	20,575
アジア他	75,841	-	22	75,863	-	75,863
顧客との契約から生 じる収益	349,218	87,403	101,560	538,182	3,702	541,885
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	349,218	87,403	101,560	538,182	3,702	541,885

(注)「その他」の区分は、事業セグメントに識別されない構成単位であるイベント企画等のサービス事業及び本社部門であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	107,780百万円	106,210百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	106,210	113,084
契約負債(期首残高)	7,898	10,420
契約負債(期末残高)	10,420	11,860

契約負債は、主に生産財関連事業の海外顧客からの前受金からなり、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、7,570百万円です。また、当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、9,799百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、生産財、住設建材及び家庭機器製品を販売しており、取扱製品別に戦略立案及び事業展開を統括する組織を設置しております。

したがって、当社は報告セグメントを、「生産財関連事業」、「住建事業」及び「家庭機器事業」の3つとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額(注)2			連結財務諸表計上額(注)3
	生産財 関連事業 (注)4	消費財関連事業(注)4		計	その他 (注)1	消去等 前計	消去等	
		住建	家庭機器					
売上高								
外部顧客への売上高	333,205	78,623	100,883	512,711	3,414	516,126	-	516,126
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	8,668	8,668	8,668	-
計	333,205	78,623	100,883	512,711	12,082	524,794	8,668	516,126
セグメント利益	8,291	3,192	4,449	15,932	6,405	9,527	8	9,535
セグメント資産(注)5	113,490	15,367	23,877	152,735	142,489	295,224	2,958	292,265
その他の項目								
減価償却費(注)6	1,197	71	203	1,472	3,268	4,741	-	4,741

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額 (注) 2				連結財務諸 表計上額 (注) 3
	生産財 関連事業 (注) 4	消費財関連事業 (注) 4		計	その他 (注) 1	消去等 前計	消去等	
		住建	家庭機器					
売上高								
外部顧客への売上高	349,218	87,403	101,560	538,182	3,702	541,885	-	541,885
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	9,007	9,007	9,007	-
計	349,218	87,403	101,560	538,182	12,710	550,892	9,007	541,885
セグメント利益	10,423	3,662	4,810	18,896	6,891	12,005	36	12,041
セグメント資産 (注) 5	120,229	16,141	24,583	160,953	194,863	355,817	3,826	351,990
その他の項目								
減価償却費 (注) 6	1,280	71	182	1,534	3,517	5,052	-	5,052

(注) 1. 「調整額 その他」の区分は、事業セグメントに識別されない構成単位であるイベント企画等のサービス事業及び本社部門であります。

2. セグメント利益の「調整額」の主な内容は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
「その他」に含まれる各報告セグメント に帰属しない全社費用	5,983	6,911

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 「生産財関連事業」は、工作機械、機械工具等の供給を通じて「モノづくり」をサポートする事業分野、「消費財関連事業」は、住宅設備機器、ホームライフ用品等の供給を通じて「快適生活空間づくり」を提案する事業分野であります。

5. 報告セグメントには、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「商品及び製品」及び「流動資産の「その他」に含めて表示している前渡金」を配分しております。また、報告セグメントに配分されていない資産は「調整額 その他」の区分に含まれております。

6. 事業セグメントに対する固定資産の配分基準と関連する減価償却費の配分基準が異なっております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	アジア他	合計
430,321	19,839	65,965	516,126

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米(注)1	アジア他	合計
10,536	3,206	1,225	14,968

(注) 1. 北米は米国を指しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	アジア他	合計
445,446	20,575	75,863	541,885

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米(注)1	アジア他	合計
10,177	3,314	2,011	15,503

(注) 1. 北米は米国を指しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	生産財 関連事業	消費財関連事業		その他	消去等	合計
		住建	家庭機器			
減損損失	41	-	-	-	-	41

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	1,481.00円	1,612.56円
1株当たり当期純利益	90.63円	109.46円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	82.70円	99.87円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,845	9,330
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当 期純利益(百万円)	7,845	9,330
普通株式の期中平均株式数(千株)	86,564	85,238
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	6	2
(うち、その他営業外収益(税額相当 額控除後))(百万円)	(6)	(6)
(うち、その他営業外費用(税額相当 額控除後))(百万円)	-	(4)
普通株式増加数(千株)	8,209	8,161
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	-	第1回無担保転換社債型新株予約 権付社債 なお、概要は「第4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載のと おりであります。

(注) 当社は、株式給付信託(BBT)及び株式給付信託(J-ESOP)を導入しており、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
控除した当該自己株式の期末発行済株式総数は前連結会計年度170,900株、当連結会計年度721,900株、期中平均株式数は前連結会計年度173,877株、当連結会計年度599,738株であります。

(重要な後発事象)

(転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の行使による自己株式の減少)

2021年4月14日開催の取締役会決議に基づき発行した2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使による転換が行われました。当該新株予約権付社債の転換の概要は以下のとおりであります。

(1) 行使された新株予約権の個数	776個
(2) 行使された期間	2026年4月1日から2026年4月16日まで
(3) 転換された社債額面金額	7,760百万円
(4) 自己株式の減少額	8,365百万円
(5) 減少した自己株式の種類及び株数	普通株式 6,696,581株

(自己株式の取得)

2026年2月12日開催の取締役会において決議した、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく自己株式取得について、以下のとおり実施しました。

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得した株式の総数	2,936,100株
(3) 株式の取得価額の総額	4,763百万円
(4) 取得期間	2026年4月1日から2026年5月31日まで
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付け

(ご参考)

1. 自己株式の取得に係る決議内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	13,000,000株(上限)
(3) 取得価額	150億円(上限)
(4) 取得期間	2026年3月4日から2027年3月3日まで
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付け

2. 上記取締役会決議に基づき2026年5月31日までに取得した自己株式の累計

(1) 取得した株式の総数	3,914,600株
(2) 株式の取得価額の総額	6,178百万円

(子会社の増資)

当社は、2024年9月17日開催の取締役会の決議に基づき、2026年5月14日に非連結子会社であるYamazen Machinery & Tools India Private Ltd.に対する増資払込を完了いたしました。なお、本増資により、Yamazen Machinery & Tools India Private Ltd.の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

(1) 増資の目的 インド国における当社グループの事業拡大に要する資金の調達

(2) 増資する子会社の概要

子会社の名称	Yamazen Machinery & Tools India Private Ltd.
所在地	GROUND FLOOR, PLOT. 44, SECTOR 44, GURUGRAM 122003, HARYANA, INDIA
事業の内容	生産財関連事業
増資金額	1,000百万インド・ルピー
出資金(増資後)	1,049百万インド・ルピー
大株主及び持株比率	当社100%(間接所有含む)

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
株式会社山善	2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (注)1、2	年月日 2021.4.30	10,010 (-)	7,760 (7,760)	-	-	年月日 2026.4.30
株式会社山善	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (注)1、2	年月日 2026.3.3	- (-)	28,006 (-)	-	-	年月日 2031.3.3
合計	-	-	10,010 (-)	35,767 (7,760)	-	-	-

(注)1.()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	転換請求期間	転換価格 (円)	発行株式	資本組入額 (円/株)
2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	2021.5.14~2026.4.16	1,186.1	普通株式	594
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	2026.3.4~2031.2.27	1,543.0	普通株式	772

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
7,760	-	-	-	27,979

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	15	20,070	0.9	-
1年以内に返済予定の長期借入金	18	18	1.6	-
1年以内に返済予定のリース債務	527	563	6.9	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	47	28	1.6	2027年~2028年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	2,485	2,148	6.9	2027年~2030年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	3,094	22,828	-	-

(注)1. 長期借入金及びリース債務の平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。ただし、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているものは含めておりません。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	18	9	-	-
リース債務	578	605	608	356

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(百万円)	259,844	541,885
税金等調整前中間(当期)純利益(百万円)	6,430	14,192
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益(百万円)	4,182	9,330
1株当たり中間(当期)純利益(円)	49.12	109.46

決算日後の状況

特記すべき事項はありません。

訴訟

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	35,621	56,029
受取手形	1 6,170	1 1,744
電子記録債権	1 22,449	1 25,006
売掛金	1 70,706	1 77,283
有価証券	9,998	20,989
商品及び製品	29,125	30,881
未収入金	1 3,016	1 3,331
その他	1 2,831	1 8,074
貸倒引当金	324	348
流動資産合計	179,595	222,992
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,713	1,706
構築物	12	10
機械及び装置	2,523	2,204
車両運搬具	13	7
工具、器具及び備品	206	203
土地	2,784	2,784
リース資産	2,077	1,875
その他	4	182
有形固定資産合計	9,336	8,975
無形固定資産		
ソフトウェア	7,038	9,648
ソフトウェア仮勘定	3,462	89
その他	117	100
無形固定資産合計	10,618	9,839
投資その他の資産		
投資有価証券	23,809	27,431
関係会社株式	16,148	21,385
破産更生債権等	33	11
前払年金費用	7,483	8,145
その他	1 1,936	1 2,025
貸倒引当金	82	69
投資その他の資産合計	49,329	58,929
固定資産合計	69,284	77,744
繰延資産		
社債発行費	11	22
繰延資産合計	11	22
資産合計	248,891	300,759

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	22	-
電子記録債務	54,736	50,106
買掛金	1 57,602	1 60,003
短期借入金	1 10,195	1, 3 32,442
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	-	7,760
リース債務	523	559
未払金	1 4,395	1 3,747
未払費用	1 1,978	1 2,215
未払法人税等	1,844	1,362
契約負債	5,245	6,954
預り金	1 681	1 876
賞与引当金	2,274	2,396
商品自主回収関連費用引当金	48	47
その他	1 316	1 425
流動負債合計	139,866	168,898
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	10,010	28,006
リース債務	2,476	2,143
繰延税金負債	2,747	3,561
その他	1,486	1,638
固定負債合計	16,721	35,350
負債合計	156,588	204,248
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,909	7,909
資本剰余金		
資本準備金	3,452	3,452
その他資本剰余金	4,101	4,036
資本剰余金合計	7,554	7,488
利益剰余金		
その他利益剰余金		
圧縮積立金	17	12
別途積立金	51,100	51,100
繰越利益剰余金	31,965	34,553
利益剰余金合計	83,082	85,665
自己株式	11,949	11,793
株主資本合計	86,596	89,270
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,770	7,171
繰延ヘッジ損益	64	68
評価・換算差額等合計	5,706	7,240
純資産合計	92,303	96,510
負債純資産合計	248,891	300,759

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	1 453,516	1 476,031
売上原価	1 395,189	1 412,979
売上総利益	58,326	63,052
販売費及び一般管理費	1, 2 52,062	1, 2, 3 55,356
営業利益	6,264	7,695
営業外収益		
受取利息	1 41	1 58
受取配当金	1 824	1 1,188
有価証券利息	240	493
投資事業組合運用益	-	123
その他	1 91	1 67
営業外収益合計	1,197	1,930
営業外費用		
支払利息	1 492	1 685
為替差損	128	179
投資事業組合運用損	63	-
自己株式取得費用	84	24
その他	38	70
営業外費用合計	809	960
経常利益	6,652	8,665
特別利益		
固定資産売却益	0	2
投資有価証券売却益	2,478	1,208
特別利益合計	2,478	1,211
特別損失		
固定資産除却損	17	0
関係会社株式評価損	-	103
投資有価証券売却損	0	-
特別損失合計	17	104
税引前当期純利益	9,113	9,772
法人税、住民税及び事業税	2,753	2,622
法人税等調整額	190	113
法人税等合計	2,943	2,735
当期純利益	6,169	7,036

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	7,909	3,452	4,101	7,554	3	51,100	30,193	81,296	6,954	89,805
当期変動額										
圧縮積立金の取崩					2		2	-		-
圧縮積立金の積立					17		17	-		-
剰余金の配当							2,670	2,670		2,670
剰余金の配当（中間配当）							1,712	1,712		1,712
当期純利益							6,169	6,169		6,169
自己株式の取得									4,999	4,999
自己株式の処分									4	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	14	-	1,772	1,786	4,995	3,208
当期末残高	7,909	3,452	4,101	7,554	17	51,100	31,965	83,082	11,949	86,596

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	9,276	20	9,296	99,102
当期変動額				
圧縮積立金の取崩				-
圧縮積立金の積立				-
剰余金の配当				2,670
剰余金の配当（中間配当）				1,712
当期純利益				6,169
自己株式の取得				4,999
自己株式の処分				4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,505	84	3,590	3,590
当期変動額合計	3,505	84	3,590	6,799
当期末残高	5,770	64	5,706	92,303

当事業年度（自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	7,909	3,452	4,101	7,554	17	51,100	31,965	83,082	11,949	86,596
当期変動額										
圧縮積立金の取崩					5		5	-		-
圧縮積立金の積立										-
剰余金の配当							2,740	2,740		2,740
剰余金の配当（中間配当）							1,712	1,712		1,712
当期純利益							7,036	7,036		7,036
自己株式の取得									2,163	2,163
自己株式の処分			65	65					2,319	2,254
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	65	65	5	-	2,588	2,583	156	2,673
当期末残高	7,909	3,452	4,036	7,488	12	51,100	34,553	85,665	11,793	89,270

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,770	64	5,706	92,303
当期変動額				
圧縮積立金の取崩				-
圧縮積立金の積立				-
剰余金の配当				2,740
剰余金の配当（中間配当）				1,712
当期純利益				7,036
自己株式の取得				2,163
自己株式の処分				2,254
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,400	132	1,533	1,533
当期変動額合計	1,400	132	1,533	4,207
当期末残高	7,171	68	7,240	96,510

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及び匿名組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、期末在職従業員に対し支払うべき未払賞与見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時に一括償却しております。

(4) 商品自主回収関連費用引当金

商品自主回収に伴う損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「生産財関連事業」、「住建事業」及び「家庭機器事業」から構成されております。「生産財関連事業」は、工作機械、機械工具等の販売及び請負工事を、「住建事業」は住宅設備機器等の販売及び請負工事を、「家庭機器事業」はホームライフ用品等の販売を行っております。

これらの商品販売については、当該商品の引渡又は検収時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該商品の引渡又は検収時点で収益を認識しております。請負工事については、検収時点で履行義務が充足されると判断していることから、検収時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から商品の引渡時又は顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引等を控除した金額で測定しております。変動対価は、過去実績や契約条件を考慮し、合理的に見積っております。また、取引の対価は履行義務を充足してから、主として5ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務等は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象

外貨建債権債務（予定取引を含む）

ヘッジ方針

当社の内部規程に基づき、将来の為替変動リスク回避のために行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金融商品会計に関する実務指針に基づき評価しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結財務諸表における会計処理方法と異なっております。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり利息法により償却しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
貸倒引当金	406	418

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)1. 貸倒引当金」の内容と同一であります。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

業績連動型株式報酬制度に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	7,808百万円	11,339百万円
長期金銭債権	522	502
短期金銭債務	12,928	15,856

2 偶発債務

	前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)
金融機関等に対するもの		金融機関等に対するもの	
社員	18百万円	社員	18百万円
		Yamazen (Malaysia) Sdn., Bhd.	3
営業取引に関するもの		営業取引に関するもの	
Yamazen (Thailand) Co., Ltd.	0	Yamazen (Thailand) Co., Ltd.	0
Yamazen Viet Nam Co., Ltd.	19	Yamazen Viet Nam Co., Ltd.	24
PT.Yamazen Indonesia	2	PT.Yamazen Indonesia	1
計	41	計	48

3 コミットメントライン契約

当社は、機動的な資金調達を行うために複数の取引銀行との間で、コミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における借入実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
コミットメントラインの総額	21,000百万円	40,000百万円
借入実行残高	-	20,000
差引額	21,000	20,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	18,905百万円	21,021百万円
仕入高	2,872	3,397
その他の営業取引による取引高	7,169	8,011
営業取引以外の取引高	817	1,416

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
運賃	8,016百万円	8,275百万円
支払手数料	7,730	8,030
販売手数料	1,765	2,495
保管料	4,742	4,859
給料	10,582	10,965
従業員賞与	1,698	2,113
賞与引当金繰入額	2,274	2,396
貸倒引当金繰入額	2	11
退職給付費用	135	133
減価償却費	3,873	4,145
販売費に属する費用のおおよその割合	62%	63%
一般管理費に属する費用のおおよその割合	38	37

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
研究開発費	- 百万円	36百万円

(有価証券関係)

子会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
子会社株式	16,148	21,385

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	124百万円	131百万円
関係会社株式評価損	203	236
賞与引当金	693	752
未払事業税	123	119
法定福利費	91	97
棚卸資産	280	253
リース資産	207	195
デリバティブ	28	-
その他	382	445
繰延税金資産小計	2,136	2,231
評価性引当額	335	368
繰延税金資産合計	1,800	1,862
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,641	3,282
前払年金費用	1,815	2,023
デリバティブ	-	31
その他	91	87
繰延税金負債合計	4,548	5,424
繰延税金資産(負債)の純額	2,747	3,561

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7	1.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.7	2.7
住民税均等割	0.7	0.7
税額控除	-	2.6
税率変更による期末繰延税金資産・負債の増額修正	0.4	0.4
評価性引当額	0.4	0.4
その他	0.0	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.3	27.9

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の行使による自己株式の減少)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)(転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の行使による自己株式の減少)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(自己株式の取得)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)(自己株式の取得)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(子会社の増資)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)(子会社の増資)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,713	110	-	117	1,706	3,023
	構築物	12	-	-	1	10	140
	機械及び装置	2,523	97	-	416	2,204	962
	車両運搬具	13	0	0	7	7	46
	工具、器具及び備品	206	98	0	100	203	1,487
	土地	2,784	-	-	-	2,784	-
	リース資産(有形)	2,077	231	-	433	1,875	3,490
	その他	4	182	3	-	182	-
	計	9,336	720	4	1,076	8,975	9,151
無形固定資産	ソフトウェア	7,038	5,725	-	3,114	9,648	15,078
	ソフトウェア仮勘定	3,462	101	3,474	-	89	-
	その他	117	9	0	26	100	303
	計	10,618	5,836	3,474	3,141	9,839	15,381

- (注) 1. 「建物」の「当期増加額」は、主にオフィス関連によるものです。
 2. 「リース資産(有形)」の「当期増加額」は、主に情報機器関連によるものであります。
 3. 「有形固定資産その他」の「当期増加額」は、主に物流設備によるものです。
 4. 「ソフトウェア」の「当期増加額」及び「ソフトウェア仮勘定」の「当期減少額」は、主に基幹システム関連等の開発によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	406	11	-	418
賞与引当金	2,274	2,396	2,274	2,396
商品自主回収関連費用引当金	48	-	0	47

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

特記すべき事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで									
定時株主総会	6月中									
基準日	3月31日									
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日									
1単元の株式数	100株									
単元未満株式の買取り										
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部									
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社									
取次所										
買取手数料	無料									
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://www.yamazen.co.jp									
株主に対する特典	<p>株主優待制度</p> <p>(1) 対象となる株主 毎年3月31日時点を基準日とする当社株主名簿に記載され、当社株式を100株(1単元)以上保有する株主を対象といたします。なお、株主として株主名簿に記載されるためには、権利付最終日までにご購入いただく必要があります。</p> <p>(2) 株主優待の内容 直近基準日における保有株式数に応じて、当社ECサイト「山善ピズコム」でご利用いただけるクーポン券(以下、「山善ピズコムクーポン券」という。)を贈呈いたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>優待内容</th> <th>基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上300株未満</td> <td>山善ピズコム3,000円分のクーポン券</td> <td>毎年3月末日(年1回)</td> </tr> <tr> <td>300株以上</td> <td>山善ピズコム5,000円分のクーポン券</td> <td>毎年3月末日(年1回)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 該当する株主1名に対して1枚を贈呈いたします。 2. 山善ピズコムクーポン券の有効期限は毎年6月(初回は2026年6月)~翌年1月末日(初回は2027年1月31日)迄で有効期限内に1回限りご利用いただけます。 3. 山善ピズコムにてご利用いただいた商品の発送は、お届けの住所が日本国内の株主様かつ発送先は日本国内に限らせていただきます。</p> <p>(3) 株主優待の贈呈時期 対象となる株主に、毎年6月(初回は2026年6月)発送の「定時株主総会招集ご通知」に株主優待のご案内を同封することを予定しております。</p>	保有株式数	優待内容	基準日	100株以上300株未満	山善ピズコム3,000円分のクーポン券	毎年3月末日(年1回)	300株以上	山善ピズコム5,000円分のクーポン券	毎年3月末日(年1回)
保有株式数	優待内容	基準日								
100株以上300株未満	山善ピズコム3,000円分のクーポン券	毎年3月末日(年1回)								
300株以上	山善ピズコム5,000円分のクーポン券	毎年3月末日(年1回)								

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利、株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡請求する権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第79期）（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月17日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月17日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第80期中）（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年6月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2025年9月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4（財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2026年3月1日 至 2026年3月31日）2026年4月10日関東財務局長に提出

報告期間（自 2026年4月1日 至 2026年4月30日）2026年5月11日関東財務局長に提出

報告期間（自 2026年5月1日 至 2026年5月31日）2026年6月3日関東財務局長に提出

(6) 訂正発行登録書

2025年6月26日関東財務局長に提出

2025年9月30日関東財務局長に提出

(7) 有価証券届出書及びその添付書類

2026年2月12日関東財務局長に提出

有価証券届出書（その他の者に対する割当）及びその添付書類

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月15日

株式会社 山善
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 賢重

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前田 晃広

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山善の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山善及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

国内直送取引の売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の【注記事項】の(収益認識関係)に記載のとおり当連結会計年度における日本売上高は445,446百万円であり連結損益計算書における売上高の82.2%を占め、その大半は株式会社山善に帰属する。株式会社山善は工作機械、機械工具等の販売及び請負工事を行う生産財事業、住宅設備機器等の販売及び請負工事を行う住建事業及びホームライフ用品等の販売を行う家庭機器事業を営んでいる。これらの国内取引においては、自社管理倉庫から商品が出荷される在庫取引の他、自社管理倉庫を経由せず仕入先から顧客に商品が直送される取引がある。</p> <p>国内直送取引は、一部の取引先を除き、仕入先又は顧客から入手する証憑に基づき、営業部門の担当者により売上計上が行われる。このため、公表している業績予想を達成するためのプレッシャー等により、履行義務を充足していない時点で売上計上される可能性がある。また、適時に根拠証憑を入手できない場合には、売上計上が遅れる可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、期末日付近に認識された株式会社山善の国内直送取引の売上高に関する期間帰属の適切性の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社山善の国内直送取引の売上高の期間帰属の適切性を検討するにあたり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 国内直送取引の売上高の期間帰属に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性について評価した。この内部統制には、営業部門から独立した管理部門による検収書や納品書等との突合が含まれる。</p> <p>(2) 実証手続 国内直送取引の売上高について、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2026年3月度に計上された売上取引を対象に、取引金額の分析を行い、通常と異なると判断した取引に対して検収書、納品書等との突合を実施した。 ・翌年度に売上計上された取引のうち、納入日が2026年3月末以前となっている取引について、その取引内容及び影響金額を確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社山善の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社山善が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月15日

株式会社 山善
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 賢重

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前田 晃広

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山善の2025年4月1日から2026年3月31日までの第80期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山善の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

国内直送取引の売上高の期間帰属の適切性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（国内直送取引の売上高の期間帰属の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。